

令和4年度
個人住民税検討会報告書

令和5年3月

総務省自治税務局市町村税課

令和4年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いし 石	だ 田	かず 和	ゆき 之	関西大学商学部教授	
いた 板	ばし 橋	まさ 正	あき 明	座間市企画財政部市民税課長	
え 江	ぐち 口	まさ 昌	かつ 克	横浜市財政局主税部税務課長	
お 小	ばた 畑	よし 良	はる 晴	日本経済団体連合会経済基盤本部長	
こう 神	やま 山	ひろ 弘	ゆき 行	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
さい 齊	とう 藤	ゆ 由	り 里	え 恵	中京大学経済学部准教授
さか 坂	まき 巻	あや 綾	み 望	東洋大学法学部教授	
しし 宍	ど 戸	くに 邦	ひさ 久	新潟大学経済科学部教授	
なか 中	むら 村	さとし 賢		地方税共同機構審議役兼事務局長	
はやし 林	ひろ 宏	あき 昭	(座 長)	関西大学経済学部教授	
ひら 平	い 井	たか 貴	あき 昭	日本税理士会連合会常務理事・調査研究部長	
やま 山	うち 内	きよ 清	ゆき 行	日本商工会議所産業政策第一部長	
よし 吉	もと 本	たか 高	ひろ 宏	石川県津幡町町民生活部税務課長	

検討経過

令和4年 7月15日

第1回

- ・個人住民税における金融所得課税について
- ・個人住民税における二地域居住の論点について

9月27日

第2回

- ・住所地課税と源泉地課税の考え方について※
- ・個人住民税の現年課税化について

10月25日

第3回

- ・個人住民税の税率等
- ・個人住民税の所得控除等
- ・個人住民税の非課税限度額
- ・個人住民税の現年課税化

※ 委員等からの発表があったもの

目 次

第1	「二地域居住」と個人住民税について	1
1	検討の背景	3
2	住所地課税と源泉地課税の考え方について	4
3	本検討会における議論	6
4	今後の検討について	8
第2	個人住民税の現年課税化について	11
1	個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論	13
2	本検討会における議論	21
3	今後の検討について	22
第3	個人住民税の諸課題等について	25
1	現行制度の概要	27
2	本検討会における議論	31
3	今後の検討について	33
(参考)		
第1	「二地域居住」と個人住民税に関する資料	35
第2	個人住民税の現年課税化に関する資料	59
第3	個人住民税の諸課題等についての資料	73

第1 「二地域居住」と 個人住民税について

第1 「二地域居住」と個人住民税について

1 検討の背景

(1) 個人住民税の概要

個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、原則として、1月1日の賦課期日に市町村内に住所を有する者に対して、当該住所地の市町村が均等割と所得割を課すこととされている。

また、市町村内に家屋敷や事業所を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者に対しては、当該家屋敷や事業所が所在する市町村が個人住民税均等割を課すこととされている。

(2) ふるさと納税創設時の議論

住所地以外の市町村に対して個人住民税を納税する仕組みについては、平成19年度に総務省に設置された「ふるさと納税研究会」において検討が行われた。同研究会においては、受益と負担の関係、租税の強制性、住民間の公平性等の観点から、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることができない」と結論付けられ、「ふるさと納税制度」は、寄附金控除の仕組みを利用して、実質的に個人住民税の一部を住所地以外の地方団体に移転する仕組みとして創設されたという経緯がある。

(3) 近年における議論

「二地域居住」と個人住民税については、令和2年10月の経済財政諮問会議において、民間議員から「二地域居住を前提とした地方税のあり方を検討する必要があるのではないか」という意見が示された。

これに対して、総務大臣は「個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形でふるさと納税制度が創設されている」、「多地域居住を行う場合に、このふるさと納税制度を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている」と説明している。その際、仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することとした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのかということ、市町村の課税実務が極めて複雑となること、特別徴収を行う企業の負担が増えることなどの課題を挙げている。

令和3年3月には、二地域居住等の促進に意欲のある都道府県・市町村、関係団体、民間事業者等で構成される「全国二地域居住等促進協議会」が設立されている。当該協議会の設立趣旨においては、

- ・ 今後のウィズ/ポストコロナ社会にあつては、テレワーク等を前提とし

て地方に就労を含む生活の主な拠点を移し、都市との関わりも副次的に残すという、いわゆる新しい生活様式に沿った新たな二地域居住が可能となり、より二地域居住が進展、拡大することが期待される。

- ・ このような状況のもと、二地域居住等を促進することは、人の流れを生むとともに、東京一極集中の是正はもちろん、地方創生、関係人口の拡大にも資する極めて重要な課題であり、この機を逃さず、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体・事業者等が連携して、国民的な運動として取り組んでいく必要がある。
- ・ そこで、二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、一層の二地域居住等の普及促進と機運の向上を図ることを目的として、この度、全国的な組織として「全国二地域居住等促進協議会」を設立する。

とされている。

政府においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、「関係人口の創出・拡大や二地域・多地域居住、地方でのテレワークを活用することによる『転職なき移住』の推進に向け、関係人口の実態把握とふるさと納税等の地域の取組の後押し」をすることとされている。

また、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）においても、「都会に住む人が生活基盤を完全に地方に移すことについては、仕事等の面でハードルが高いことから、都会に生活拠点を残しつつ地方にも生活拠点を設ける二地域居住等への関心が高まっている。そこで、デジタル田園都市国家構想交付金において、民間事業者に対する間接補助も含め、移住や二地域居住に活用する集合住宅やシェアハウスなどの地方創生に資する施設整備を支援するなど、都市部と地方の二拠点での生活を始め、多様なライフスタイルの実現が可能な環境を整える」こととされている。

2 住所地課税と源泉地課税の考え方について

「二地域居住」と個人住民税について検討する際の参考として、坂巻委員から住所地課税と源泉地課税の考え方について聴取し、議論を行った。¹

(1) 住所地課税と源泉地課税について

個人住民税は、住所地団体が課税する住所地課税の考え方をとっているが、アメリカ合衆国の各州においては、住所地課税及び源泉地課税が採用され、住所地以外でも個人所得税が課税されている。また、国際課税に目を向けると、わが国の所得税法は、居住地課税と源泉地課税があることを前提とした上で、外国所得税を税額控除する仕組みを採用している。

¹ 本項目は、第2回検討会における坂巻委員の発表内容（資料 p.46-p.58）を要約したものの。

(2) 住所地課税について

個人住民税は、住所地団体が課税している。個人住民税における住所については、地方税法上特段の規定はなく、原則として民法の規定によることとされており、各人の生活の本拠等をいうものと解されている。生活の本拠とは、人の日常生活の状況、家族の生活の状況、住民基本台帳の記録の状況等、その者の生活関係の全ての面を総合してその中心をいうものと解される。

この場合、複数の地方団体が、ある納税者の住所について、一旦は異なる認定を行うことがあり得るが、個人住民税における住所は市町村の課税権の帰属を決定し、納税者の納税義務を確定する効果を有するものであるから、課税の重複を避けるため、地方税法上はあくまでも一つとされており、通常は、いずれかの市町村が課税を行っている。

市町村民税の納税義務者となる市町村内に住所を有する個人とは、地方税法第 294 条第 2 項において、「住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。」こととされているが、住民基本台帳に記録されていない者で、その者が市町村内に住所を有すると認定された場合には、その市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課すことができることとされている。なお、その場合には、二重課税を回避するため、その者が現に住民基本台帳に記録されている市町村の長に通知することとされている。

(3) 源泉地課税について

源泉地課税とは、所得が生み出された場所において課税権があるという考え方をいうものである。わが国の所得税法においては、非居住者に対する課税対象所得については、源泉地課税を採用しており、源泉地の判定については、所得税法第 161 条に規定されている。国内で生じた一定の所得として、例えば、国内にある資産の運用、譲渡や国内において人的役務の提供に係る対価等、国内で生じた一定の所得について「国内源泉所得」と定義されている。

(4) アメリカ合衆国の州における課税方式について

アメリカ合衆国の各州は、州独自の立法権を持っており、それぞれの州の個人の所得税は、合衆国憲法による制約を受けることとなるが、基本的に自由に設定することができることとされている。

合衆国憲法第 1 条第 8 節第 3 項（通商条項）は、連邦議会が各州間の通商を規制する権限を有することを定めているため、各州が課する個人の所得税においては、①当該州との実質的結びつきがあること、②配賦が適正であること、③差別的でないこと、④当該州の提供するサービスと適正な関連があることが求められている。この 4 つの考え方によると、各州においては、住所地課税として居住者に対してその全ての所得に対する課税が認められている一方、

源泉地課税として非居住者に対してはその州に帰属する範囲内のものに対して課税することも許容されると解されている。

居住者の判定については、①domicile（住所）、②一時的な目的以外の目的のために州に滞在、③一定期間州に滞在、④恒久的又は一定期間住まい（place of abode）を有する、⑤恒久的な住まいを有することと一定期間滞在することの1つ又は複数の組み合わせによって、各州において居住地の判定が行われている。この居住地の定義については、各州で統一されていないことから、同一の納税者に対して複数の州が課税対象所得を有することを主張することがあり得ると考えられる。

源泉地を判定するための考え方については、「州内の源泉から生じる所得」とされており、具体的な対象については、各州において具体的に定められているが、例えば、ニューヨーク州では、州内で稼得された報酬から生じる所得、州内においてなされた役務提供から生じる所得、州内においてなされた取引又は事業から生じる所得、州内に所在する財産から生じる所得とされている。

なお、各州では他の州に支払われた州所得税の税額控除を認めることとされている。

(5) アメリカ合衆国における源泉地課税と住所地課税の課題

① 居住地課税の課題

上記のとおり居住地の判定については、各州において判断されることとなる。「domicile（住所）」の判定については、納税者の家族が住んでいる場所、財産の所在地、投票する州、銀行口座の開設地、医療・法律・会計などの専門的役務提供を受ける場所、社会的関係の確立などが納税者の主観的な意思を客観的に示すものとして重視されているが、この判定については、どの要素により判定するのかという点が州間で統一されているものではないことから、州所得税については、居住地の判定が競合し、二重課税の状況を生じさせることがあり得ると考えられる。

② 源泉地課税の課題

源泉地の考え方については、各州において具体的に定められているが、「州内の源泉から生じる所得」をどのように決定するかについて判断が難しいケースがある。例えば、所得の類型ごとに源泉地が定められているが、ある所得が無形資産による所得なのか、有形資産による所得なのか又は役務提供による所得なのかといった所得の性質を判定することが困難な場合がある。また、役務の提供地が源泉地と定められているときに、どこを役務の提供地と判定するか困難な場合がある。

3 本検討会における議論

本年度の検討会では、上記を踏まえつつ、「二地域居住」を行う者に係る個人住民税におけるあり方についての議論を行った。本検討会では、委員から以

下のような意見があった。

(居住実態の把握)

- ・ 「二地域居住」の定義や、登録制度の整備を含めた「二地域居住」の実態の把握方法について検討が必要。
- ・ 「二地域居住」について、居住の実態となる指標が設定された場合であっても、課税を行うこととなる市町村において、その居住の実態を把握するという事務負担が増加することとなる。また、実際に課税を行うこととなった場合においては、特別徴収義務者にも相当の事務負担が生じることになってしまうのではないかと。
- ・ 現行制度において、住民票が存在しなくても、居住の実態を把握することができた場合には、「家屋敷課税」として個人住民税を課税することができることとされている。この点と「二地域居住」における個人住民税のあり方との整理が必要ではないかと。
- ・ 「家屋敷課税」については、現状、納税義務者を網羅的に把握することが難しく、課税の現場においては課題となっている。また、納税義務者側においても、家屋敷課税を納める必要があるということへの理解が浸透していないのではないかと。
- ・ 「二地域居住」を行う者に対する課税事務によって、特別徴収義務者や市町村に生じる事務負担については、マイナンバー・マイナポータルの活用などデジタル技術による納税環境の整備が進むことによって解消されるものもあるのではないかと。

(源泉地課税と住所地課税)

- ・ 「二地域居住」と個人住民税の負担のあり方を検討する際には、国際課税の仕組みを参考にすることで、二重課税の解消などの理論的、法制度的な課題や論点が見えてくるのではないかと。
- ・ 仮に源泉地課税を採用する場合、例えば、退職所得については、過去の住所地に全て配分するなどの困難も伴うのではないかと。
- ・ 個人住民税において、源泉地課税を導入することとした場合には、働く場所が多い都市部の税収が増え、税収の偏在度が高まることとなるのではないかと。
- ・ 個人住民税の課税客体は人であることを認識して検討することが重要。個人「住民」税については、住所地課税しか考えられないのではないかと。その上で、二重課税を避ける観点からは、法人関係税を参考に分割基準という考え方を導入して、居住している期間に応じて分割することが考えられるのではないかと。
- ・ 米国を参考に、源泉地課税を導入し二重課税を調整する仕組み等を導入することも制度としてあり得るのではないかと。
- ・ 米国の州所得税や国際課税の例をみると、住所地課税のみ採用している個人住民税は、執行が容易である点と重複課税の心配が少ない点を評価すること

ができる。

- ・ 住所地課税のみを採用するという仕組みの下でも、年の途中で転居をした納税者について、転居前と転居後の地方団体に税収を分割するという仕組みもあり得るのではないか。ただし、そのような仕組みの下では、所得控除の分割や必要経費の分割も必要になることが考えられる。

(ふるさと納税の活用)

- ・ ふるさと納税によって実質的に個人住民税の一部を移転させることができることとなっており、「二地域居住」先での個人住民税の納税については、まずは、ふるさと納税制度を有効に活用することを検討することとしてはどうか。
- ・ 一人の納税義務者に対して、複数の市町村が個人住民税を課す場合には、費用等の所得計算、所得控除・税額控除の適用など複雑な仕組みとなることから、ふるさと納税制度の活用は合理的ではないか。

(その他)

- ・ 受益と負担との関係を考えると、個人住民税を納めることとなった市町村に対しては、選挙によって地域のあり方にも意思を示したいと思う者もいると考えられ、選挙制度も含めた検討が必要になるのではないか。
- ・ 単身赴任している世帯において、家族の住所地と納税者の住所地の2つの団体に個人住民税を納めるということについては、納税義務者側からは理解を得やすいのではないか。

4 今後の検討について

本年度の検討会においては、過去の検討会の議論も踏まえながら、二地域居住における現状やアメリカ合衆国の各州における住所地課税と源泉地課税の課題等の発表などをもとに議論が行われた。

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、テレワークなどの柔軟な働き方が可能になったことや在宅時間が増加したことなどから、「二地域居住」に対する関心が高まってきており、政府においても、関係人口の創出・拡大や「二地域居住」、地方でのテレワークを活用することによる「転職なき移住」を推進する取組が進められている。今後、「二地域居住」のようなライフスタイルが国民の間でより広く行われるようになることを見据えた個人住民税の負担のあり方について、検討を深める必要があると考えられる。

その際には、まずは、「二地域居住」を定義した上で、その実態を把握する必要がある。また、仮に、居住実態に応じて複数の団体が個人住民税を課税することとした場合には、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、税のみならず、住民票や選挙など他の制度との関係をどのように調整するのかなど、様々な課題が想定されることから、そうした制

度上の課題の整理を行いながら、今後とも、地方団体をはじめとした関係者の意見を幅広く伺い、検討を深めていくことが適当である。

第2 個人住民税の 現年課税化について

第2 個人住民税の現年課税化について

1 個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論

(1) 個人住民税の現年課税化の意義

個人所得課税において、所得税（国税）と個人住民税（地方税）がそれぞれ課税されることとなっているが、所得税は所得が発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年度課税」であるのに対して、個人住民税は前年中の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」とされている。

この個人住民税の翌年度課税の仕組みは、課税団体を明確化しつつ、納税義務者、企業及び地方団体の事務負担に配慮したものであるが、定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては、税の負担感が重くなるなどの課題が指摘されてきたところである。

また、近年では、働き方の多様化が進んでおり、パート、アルバイト、契約社員等の非正規雇用者も増加していることに加え、正規雇用者においても、企業における兼業や副業を解禁する動きの拡大によって、複数の支払者から給与等を受取る者が増えている上、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負う働き方も出てきているなど、毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。

この他、外国人労働者の増加に伴い、賦課期日である1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税することができないという課題も指摘されており、このような働き方の多様化や外国人労働者の増加を背景として、個人住民税の現年課税化について検討を求める意見が出されている。

(2) これまでの議論

個人住民税の現年課税化の検討については、「長期税制のあり方についての答申（昭和43年7月政府税制調査会）」において「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である」とされている。

また、平成17年6月に政府税制調査会がまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中で、「個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである」とされている。

その後も、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」においては、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する」（第7条第2号ニ（3））とされ、引き続き検討を行うべき課題として位置づけられている。

このような状況のもと、個人住民税検討会においては、これまで所得税方式・市町村精算方式等の申告・納税のあり方、納税義務者・特別徴収義務者・地方団体における事務負担のあり方、切替年度における税負担のあり方等についての検討が行われており、例えば、特別徴収義務者である企業等における課題として、

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。（年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に被雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。）
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う（年末調整）事務が生じる。（企業が年末調整を行わない市町村精算方式ではこの課題は生じない。）
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

また、課税庁である市町村における課題として、

- ・ （年税額と源泉住民税額との差が生じるため）市町村において追徴・還付事務が発生。

納税義務者における課題として、

- ・ 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。（※1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動産）について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないか等の課題が生じる。）

などが指摘されてきた。

令和2年度の個人住民税検討会報告書においては「今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適切と考える。」とのとりまとめがされているところである。

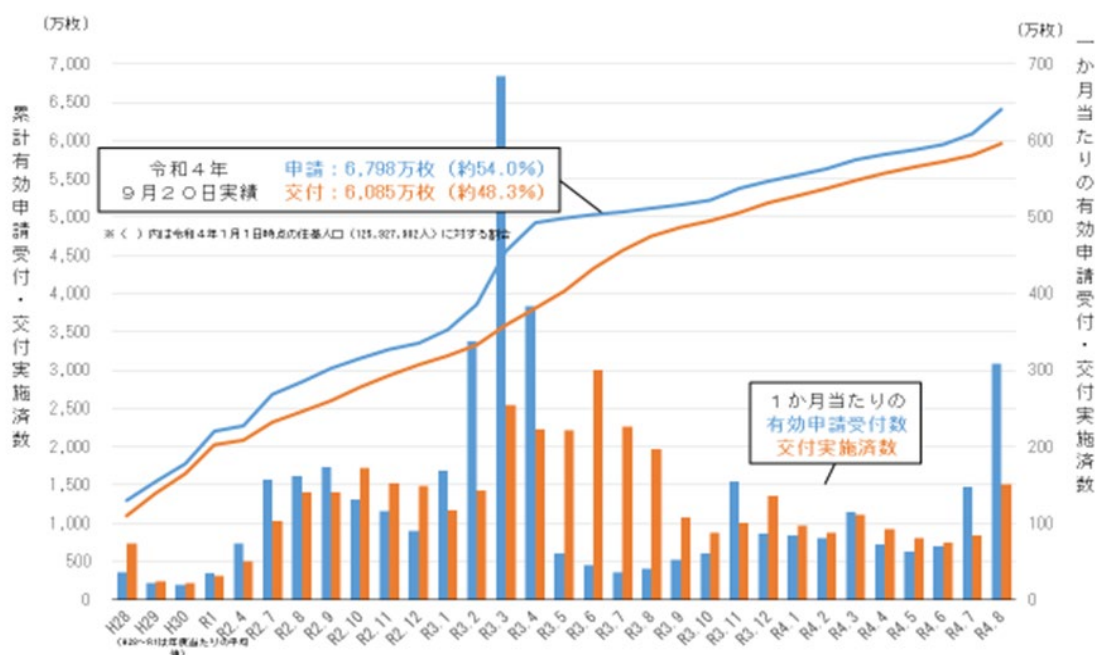
(3) 上記課題と関連したデジタル化の状況等

以上を踏まえ、令和4年度の検討会においては、マイナンバーカードの交付状況、マイナポータルを活用状況、公金受取口座登録制度、eLTAX（地方税共通納税システム）を活用した個人住民税（特別徴収分）の納付状況などの足下のデジタル化の状況を概観した上で、議論を行った。

ア マイナンバーカードの交付状況

マイナンバーカードの交付状況については、令和4年9月20日時点において、申請枚数が6,798万枚、交付枚数が6,085万枚とされている（令和5年3月1日時点において、申請枚数が9,416万枚、交付枚数が8,015万枚）。マイナンバーカードについては、経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針2022）（令和4年6月7日閣議決定）において「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されており、大多数の国民がマイナンバーカードを保有していることを前提とした議論が可能となっているものとする。

マイナンバーカードの申請・交付状況



イ 1月1日現在の住所地の確認について

上記課題のうち年初時点の住所の把握に関し、現時点において、1月1日現在の住所地市町村を証明するための書類等は存在しないが、マイナポータルの「わたしの情報」の「世帯情報」から、指定した日時点の住所地市町村の情報を把握することができるため、いつでも前年の1月1日の住所地を確認することが可能となっている。当該機能を改良・活用することで、特別徴収義務者が従業員の前年の1月1日時点の住所地市町村を把握する際に活用することができるのではないかと考えられる。

ただし、マイナポータルに記録されている情報は、住民基本台帳に記録されている情報であることから、住民基本台帳に記録されている市町村と個人住民税を課税することとなる市町村が異なる従業員の場合には、対応することができないことに留意が必要となる。

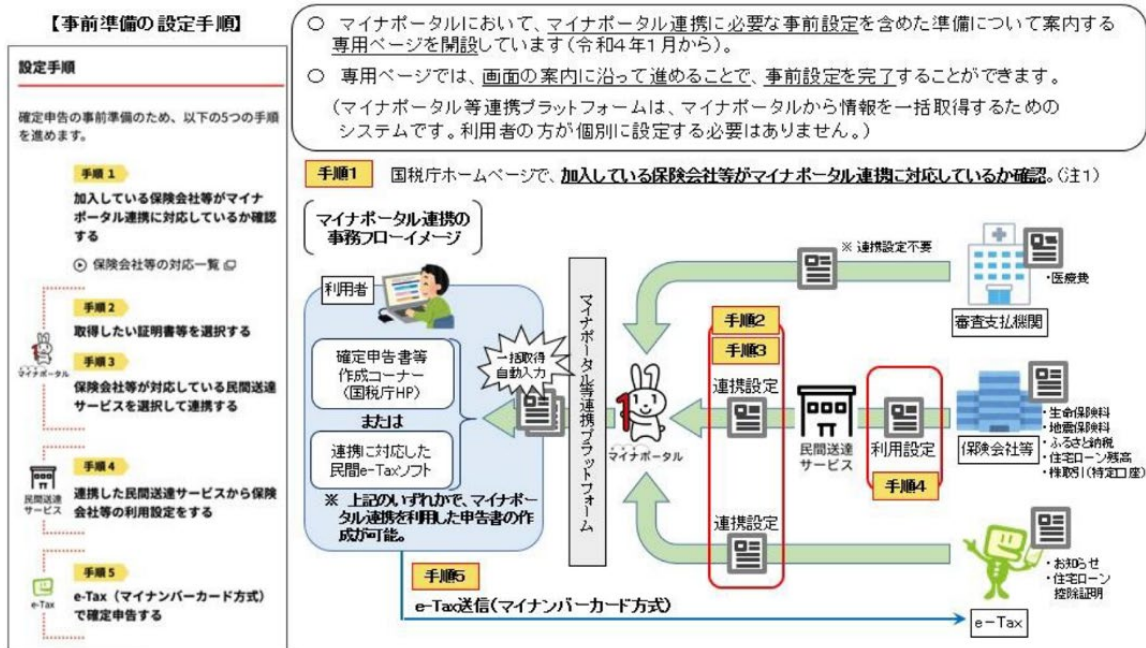
ウ マイナポータルの活用による事務負担の軽減

また、所得税方式による現年課税化を行う場合の課題として、所得税に加えて個人住民税についても年末調整の事務が生じることに関し、現在、下記の控除については、マイナポータルと連携することによりデータを取得することで、年末調整や確定申告に活用することが可能となっている。

今後、マイナポータルと連携可能な情報を増やすこと等により、現年課税化をした場合であっても、関係者の負担を大きく増やすことなく年末調整事務を行う方策について検討できるのではないかと。

年末調整・・・ 生命保険料控除、地震保険料控除、
給与所得者における住宅ローン控除

確定申告・・・ 医療費控除、寄附金控除（ふるさと納税）、
生命保険料控除、地震保険料控除、住宅ローン控除、
株式等に係る譲渡所得の申告（特定口座年間取引報告書）



エ 公金受取口座登録制度

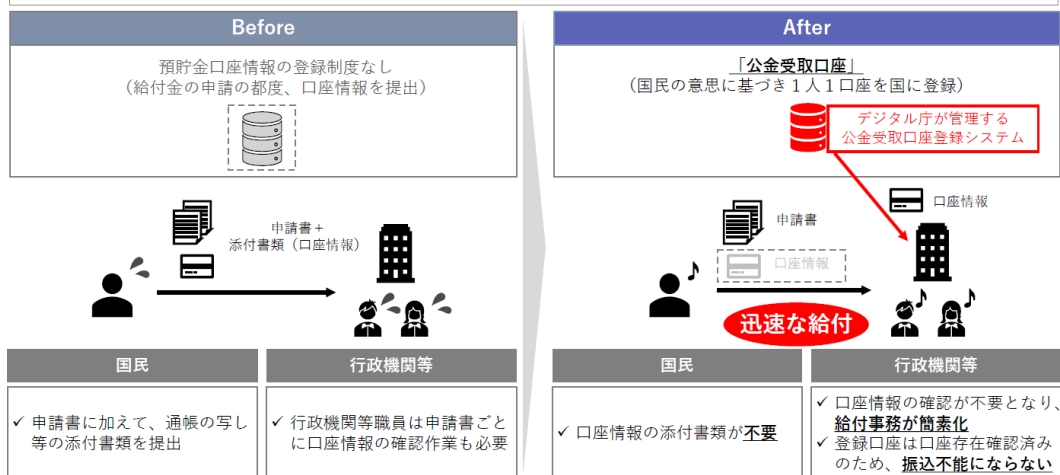
市町村における追徴・還付事務に関しては、個人の口座をマイナンバーと紐付けて登録することで、緊急時の給付金等の様々な公的給付の支給に利用することができる仕組みとして、令和4年3月から、公金受取口座登録制度が開始しており、同年9月時点で1,500万超の口座が登録されている。令和4年10月からは、給付事務における登録口座情報の利用も開始されている。

この口座については、基本的に各種給付金を受取るための口座となっているが、国税・地方税の還付事務においても活用することができることとされており、地方団体が税の還付事務を行う場合に活用することで、これまで生じていた還付先の口座確認等の事務負担の軽減を図ることが期待される。

デジタル庁
作成資料

1 公金受取口座登録制度

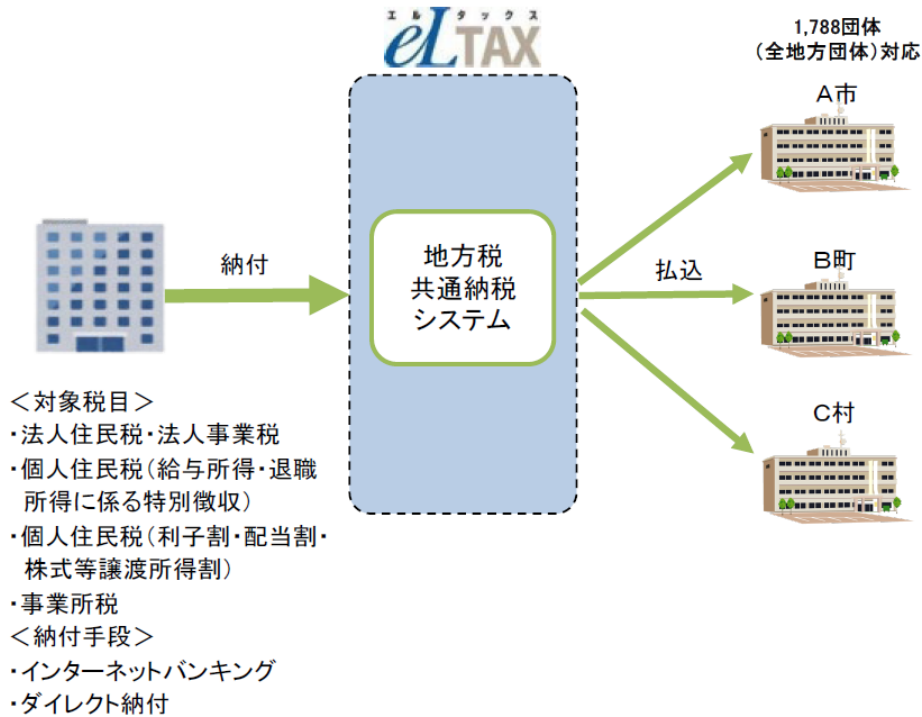
- 「公金受取口座登録制度」は、国民の皆様にも、今後の公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録いただくことで、緊急時の給付金をはじめ、様々な公的給付の支給に利用できるようにするもの。
 - 3月28日より、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから公金受取口座の登録等が可能となっている。
 - 給付事務における登録口座情報の利用については、10月11日より運用開始予定。
- ※ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年（2022年）6月7日）においては、「公金受取口座の登録を推進するとともに、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについて令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。」とされている。



オ eLTAX（地方税共通納税システム）の活用

令和元年10月から、eLTAXの機能の一つとして地方税共通納税システムが導入されており、これまでも可能であった電子申告に加え、eLTAXを通じて電子納税を行うことができるようになっている。このシステムを活用することによって、特別徴収義務者においては、個人住民税の特別徴収分について、全ての地方団体に対して電子納税が可能であり、また、合計税額をeLTAXに送金することで、地方団体ごとに納付するのではなく複数地方団体への「まとめ納付」が可能となっている。

地方税共通納税システムを通じた個人住民税（特別徴収分）の納付は、毎月右肩上がりで増加しており、令和3年度において4,888億円（全体の7.8%）が同システムを通じて納付されている。



(4) 切替年度における税負担に係る課題

翌年度課税から現年課税に切り替える年においては、特段の措置を講じない場合には、従前の前年分の所得に対するものと、現年分の所得に対するものの2ヶ年分の所得に対して課税が行われることとなるが、この課題について、平成28年度の本検討会における議論を踏まえて再度議論を行った。

(対応案1) 2年分課税する

【留意点】・ 年間の税負担が大幅に増えるため、納税者の理解が得られるか。

(対応案2) N-1年所得に対し長期間で課税する

【留意点】・ 年間の税負担が増えるため、納税者の理解が得られるか。

- ・ 定年退職した場合など、収入が大きく減少した後も長期間課税されることになる。

(対応案3) N-1年所得に課税しない

【留意点】・ 1年分の税収が減ることになる。

- ・ 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。
- ・ 資産性所得など年度間変動が大きい所得について、

現年課税導入の時期により納税者間で不公平が生じる。

- ・ 所得の発生年度を調整することが可能な所得については、課税されない年度に所得を発生させることが可能となり、経済活動に影響を与える可能性がある。

(対応案4) N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する

- 【留意点】
- ・ 1年分の税収が減ることになる。
 - ・ 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ（退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない）、世代間の不公平が生じる。

(対応案5) N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する

- 【留意点】
- ・ 1年分の税収が減ることになる。
 - ・ 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ（退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない）、世代間の不公平が生じる。
 - ・ N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。（N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要）

(対応案6) N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する

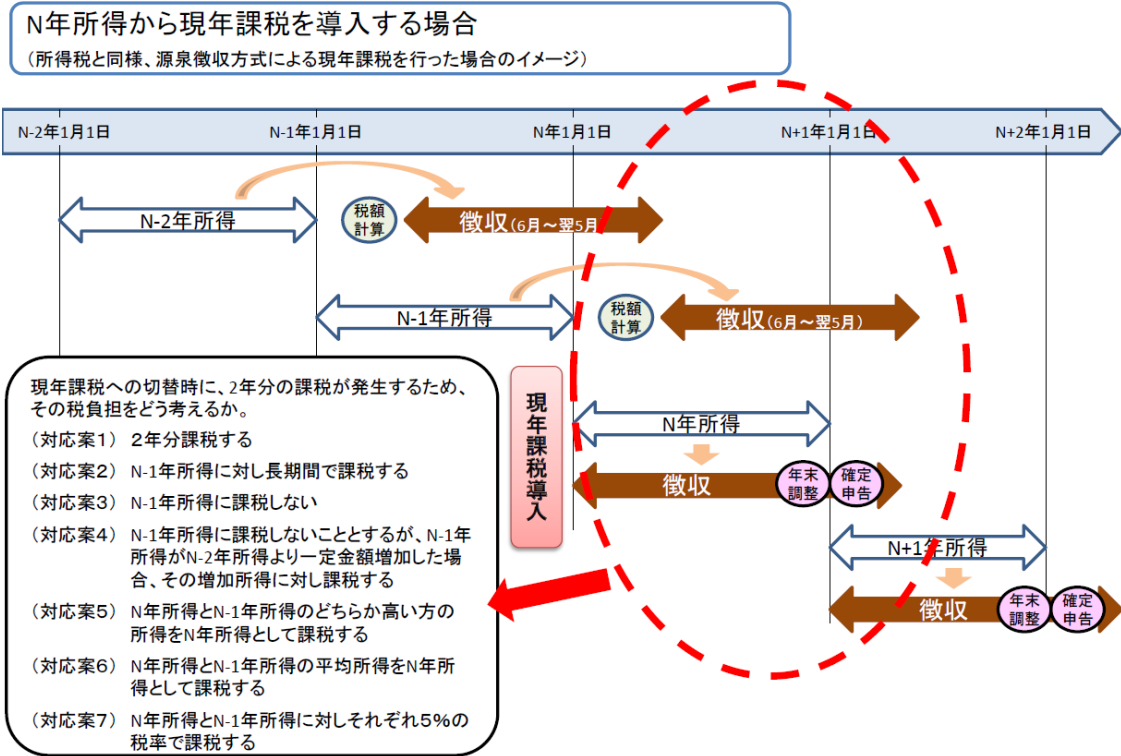
- 【留意点】
- ・ 1年分の税収が減ることになる。
 - ・ 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ（退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない）、世代間の不公平が生じる。
 - ・ N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。（N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要）

(対応案7) N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する

- 【留意点】
- ・ 1年分の税収が減ることになる。
 - ・ 現年課税導入を迎える年齢により、軽減される税額に差が生じ（退職後に現年課税導入を迎える場合は、軽減される税額がない）、世代間の不公平が生じる。
 - ・ 特別徴収義務者において、N年所得に対する源泉徴収とN-1年所得に対する特別徴収が発生し、事務が煩雑

となる。

切替年度の税負担のあり方



<切替年度の税負担のあり方>

N年分所得から現年課税を導入した場合、N年度に課税される個人住民税のうち、N-1年分所得に係る個人住民税を課さないこととすると、課税されないこととなる個人住民税の税額は、個人の所得の状況によって異なる。

例えば、給与所得者の様に毎年概ね同額の所得を得ている者においては、N-1年分の所得に対して課税を行わないこととしても生涯負担すべき税負担については大きな変化は生じないが、N-1年に退職して、N年から年金受給者となるような場合にN-1年分の所得に対して課税を行わないこととなると、本来負担すべきであった税負担を回避することができることとなる。この様に世代間の税負担について不公平が生じることをどのように考えるべきか。

また、株式や土地の譲渡所得等の納税者の意思によって所得の発生時期を調整することができるものを有する者については、N-1年分の所得が課税されないことが分かった時点で、多くの納税者がN-1年時点で保有している株式や土地等を譲渡して、課税を免れようとする事が予想される。この点については、税負担の公平性確保の観点からだけではなく、経済活動へ与える影響についてどのように考えるべきか。

2 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(現年課税化に伴う事務負担等)

- 色々なシステムや制度が構築されており、個人住民税の現年課税化の実現の可能性が高まっているのではないかと思うが、個人住民税を現年課税化した場合には、事業者の負担はかなり大きくなることが懸念される。
- 仮に現年課税化した場合に、所得税と同様にその年の1月から12月までの間で特別徴収を行う場合の実務については、検討が必要ではないか。
- 現在、所得税の年末調整事務が負担になっている中で、特別徴収義務者において個人住民税の年末調整事務など更なる負担を負うことは困難。また、近年は副業を行う従業員が増えており、従業員の所得を把握することも困難となっている。
- 小規模事業者においては、9割の企業で経理事務等を1人の従業員が行っており、そのうち7割の企業で社長が自ら行っており、特に負担が大きい。
- 現年課税化に伴う事務負担については、本来、地方団体側が負担すべきものではないか。特別徴収については、特別に企業側が負担しているものであり、税としての本来の姿としては、市町村が事務負担を負うべきなのではないか。
- 事務のデジタル化を進めるためにはシステムの改修コストもかかるため、事業者にとっては負担となる。小規模事業者においては、事務のデジタル化が進展していない状況。
- 副業やシェアリングエコノミー等、従業員の所得情報を把握することは困難になっており、特別徴収制度についても事務負担が重く、否定的な意見がある。今後、個人住民税の現年課税を進める際には、デジタル化の進展も踏まえ、納税者、地方団体、企業の事務負担が増加せず、生産性向上に繋がる形で検討をしていただきたい。

(現年課税の方式等)

- 給与所得者などは12ヶ月で特別徴収された上で、年末調整されることとなるが、個人事業主については、予定納税の仕組みがないと、確定申告によって一度に支払を行うこととなり負担になるのではないか。
- また、個人住民税は賦課課税とされているが、予定納税制度を仮に導入した場合であっても、年の途中で急に収入がなくなった場合の減免措置を設けるなどの措置を検討する必要があるのではないか。
- 固定資産税における償却資産課税については、申告義務が課されているが、賦課課税とされていることから、個人住民税を現年課税化した際の申告の仕組みについても、制度設計のやり方によって解決できるのではないか。

(手続のデジタル化の状況等)

- ・ マイナポータルで1月1日の住所地を確認できるとのことだが、実際の住所地かどうかは分からないため、課題の解決とはならないのではないかな。
- ・ 地方税共通納税システムの利用率は、まだ高くない。その要因としては、金融機関等においてその支払事務を既にシステム化していることや、企業においては金融機関が提供するサービスを利用していることがあると聞いている。今後、事務の更なる効率化が進む中で、利用は増えていくのではないかな。
- ・ マイナンバーと公金受取口座との紐付けがされることは、現年課税化を円滑に進めるための一つの要素であるとは考えているが、納税義務者の中に1割でも口座が把握できない者がいた場合には、市町村において、口座を把握するためかなりの事務量が必要になるため、マイナンバーカードの一層の普及が必須である。
- ・ 税金の還付方法として、公金受取口座だけではなく、〇〇ペイを活用することも考えられるのではないかな。現在、デジタル給与の話なども出てきているので、口座を持っていない者に対しても、アカウントを有していれば、スマホに送金することができるのではないかな。

(切替年度の税負担のあり方)

- ・ 現年課税化を行うと2年分の課税が発生することが前提とされているが、税法上は1年分の所得に対して課税することとなっており、切替年に1年間だけ課税しなければよいのではないかな。仮に2年分課税することとした場合、地方団体においても、切替年度の税収が過大となり地方交付税との関係など様々な問題があるのではないかな。
- ・ 現年課税化した際の2年分の所得への課税については、生涯の租税負担を考えた場合に、課税ベースとならない所得が1年間分存在することとなり、特定の世代や特定の者に恩恵があることに理解が得られるかどうかということが課題なのではないかな。
- ・ 特に、譲渡所得のように所得の発生時期を操作することができる変動所得への課税をどうするのかという点については、大きな課題として残るのではないかな。

3 今後の検討について

本検討会においては、これまでの個人住民税の現年課税化についての議論を振り返るとともに、現在の電子化の状況やマイナンバーカードの普及の状況について共有し、切替年度における税負担などの個人住民税の現年課税化に向けた課題についての議論を行った。

委員からは、マイナンバーカードの普及や eLTAX の利便性向上が進んできたが、納税義務者や特別徴収義務者における電子的手続の利用拡大がまだ途上であり、特に、小規模事業者において、デジタル化が十分に進んでいないこ

と、このような状況を踏まえると、引き続き、現年課税化により、事業者や地方団体の事務負担の増加が懸念されることなどが指摘された。

今後は、これまでの本検討会における課題の整理を踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据え、それにより関係者の事務負担の増加を抑えながら制度移行ができないか、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった観点も含めながら、関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

第3 個人住民税の 諸課題等について

第3 個人住民税の諸課題等について

1 現行制度の概要

(1) 金融所得課税について

① 検討の背景

申告納税者の所得税について、合計所得金額が1億円を超える層で負担率が低下している状況が生じており、「1億円の壁」と呼ばれている。これは、所得税において、総合課税の税率は課税所得に応じて5%から45%までの超過累進税率とされているのに対し、土地や株式等の譲渡所得に係る分離課税については15%（特例等により15%以外の税率が適用されるものもある。）という一定の税率が設定されていることによるものと考えられる。

令和4年度与党税制改正大綱においては、「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う」こととされている。

② 個人住民税における金融所得課税（分離課税）について

個人住民税における利子等、特定配当等、特定株式等譲渡所得金額に対する課税については、それぞれ、道府県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割として、特別徴収義務者によって徴収されることで、課税関係を終了する仕組みが設けられている。

利子割は、当該支払を受けるべき利子等の額に5%の税率を乗じた金額を、支払の際に、利子等の支払又はその取扱いをする金融機関が特別徴収義務者として、特別徴収を行うこととされている。また、特別徴収義務者は、当該事務等を行う営業所等所在地の都道府県に納入することとされている。令和2年度の税収は325億円。

配当割は、一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額の支払をするが特定配当等の額に5%の税率を乗じた金額を支払の際に、特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等が特別徴収義務者として、特別徴収を行うこととされている。また、特別徴収義務者は、当該特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県に納入することとされている。令和2年度の税収は1,522億円。

株式等譲渡所得割は、源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額に5%を乗じた金額を、支払の際に、源泉徴収口座を開設している金融機関等が特別徴収義務者として、特別徴収を行うこととされて

いる。また、特別徴収義務者は、当該上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者のその支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に納入することとされている。令和2年度の税収は1,763億円。

個人住民税においても、総合課税の税率については10%とされている一方、土地や株式等の譲渡所得に係る分離課税の税率は5%の税率が設けられていることから、高所得者層において所得に占める金融所得等の割合が高い状況においては、所得税における「1億円の壁」と同様に、高所得者層において負担率が低下する傾向にあるものと考えられる。

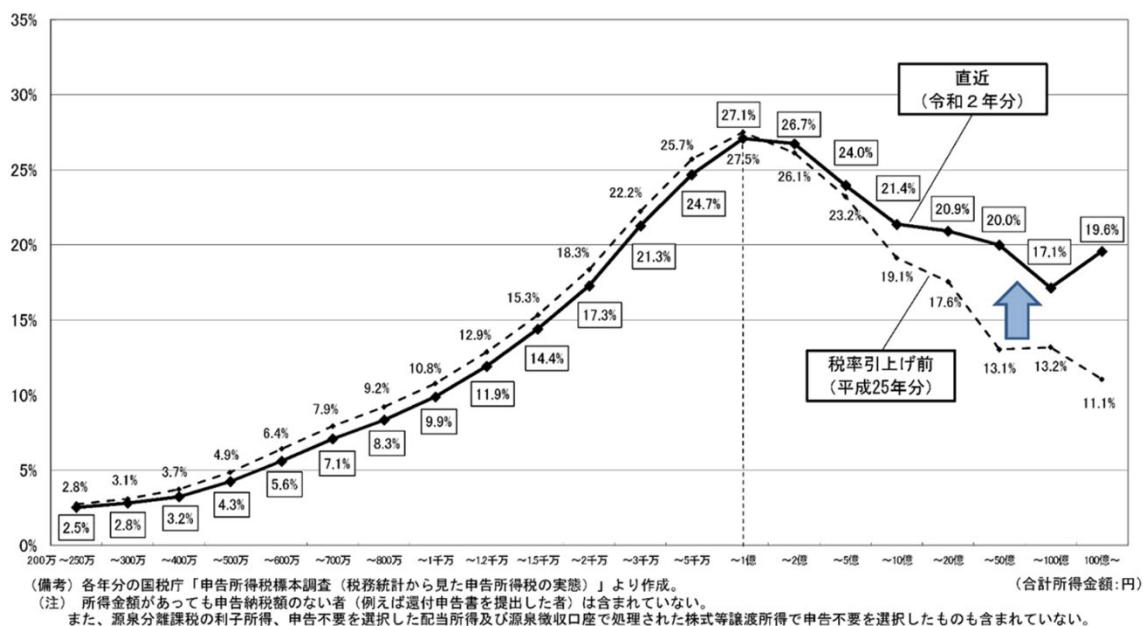
なお、人口一人あたりの税収額の指数について見ると、個人住民税（均等割と所得割の合計額）においては、最大の都道府県と最小の都道府県の比が2.5倍とされている一方で、利子割は5.9倍、配当割は9.2倍、株式等譲渡所得割は8.6倍となっている。

③ 金融所得課税（分離課税）に係る所得税と個人住民税

利子等、配当等、株式等譲渡所得等に対する課税は、これまで、NISA等の税負担軽減措置を含め、所得税と個人住民税が一体として設計されてきている。具体的には、株式等譲渡所得等に対する分離課税の税率については、所得税15%、個人住民税5%の合計20%により源泉徴収（特別徴収）することが基本とされている。

申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



④ 上場株式等の配当所得等の課税方式の一致

従前、上場株式等の配当所得等の課税方式については、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができることとされ、国民健康保険等の他の制度における影響を考慮して、所得税においては総合課税を、個人住民税においては申告不要を選択するケースがみられていた。

令和2年度の個人住民税検討会報告書においては、これに関し、「所得税と個人住民税とで所得を一致させる観点から、将来的には、課税方式を一致させる方向で見直しを行うことも考えられる」とのとりまとめがされていた。

令和4年度税制改正においては、金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとされた（令和6年度分の個人住民税から適用）。

(2) 個人住民税の諸課題について

① 個人住民税の性格等

個人住民税は、地域住民がその能力に応じて広く負担を分任する「地域社会の会費」的な性格を有するものであり、地方団体が提供する行政サービスを支える基幹税としての役割を担っている。

個人住民税のあり方については、政府税制調査会が平成12年7月にとりまとめの中において、「個人住民税は、基幹税として地方財政を支える税であるとともに、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）や地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する対価として、対応関係を明確に認識できるという性格（応益性）を有しており、地方自治を支える税として位置付けることができるものと言えます。こうしたことから、個人住民税は所得税に比較してより広い範囲の納税者がその負担を分かち合うものとなっています。個人住民税については、地方分権の推進や少子・高齢化の進展に対応し得る税制として、このような性格などを踏まえつつ、そのあり方を検討する必要があります」と記載されている。

また、個人所得課税における諸控除の見直しについては、令和元年9月の政府税制調査会のとりまとめにおいて、「働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要」、「個人住民税についても、働き方の多様化等を踏まえ、前述した見直しの方向性に沿った検討を進めていくことが必要である。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分任するという性格を有することや、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格等を踏まえる必要がある」との記載がされている。

② 個人住民税の非課税限度額について

個人住民税は、「地域社会の会費」的性格を有する税であることから、納税義務者の範囲を広く市町村内に住所を有する者としており、これらの方に対しては均等割と所得割が課されることとされている。しかしながら、住民の中には自分で生活の資を得ることができない者など担税力が著しく薄弱である者もあり、このような低所得者層の負担を考慮し、人的非課税の制度を設けている。

<個人住民税非課税の範囲>

- ・ 生活保護法に規定する生活扶助を受けている者
- ・ 障害者、未成年、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の者
- ・ 均等割を課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下である者（条例で定める金額とは、35 万円（基本額）に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に 10 万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する者については当該金額に 21 万円（加算額）を加えた金額）（基本額と加算額については、総務省令で定める生活保護の基準における地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額を参酌して定めるものとされている（総務省令で定める率：1 級地・・・1.0、2 級地・・・0.9、3 級地・・・0.8）。
- ・ 所得割を課すべき者のうち、前年における総所得金額等の合計が 35 万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に 10 万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する者については当該金額に 32 万円を加えた金額）以下である者

<非課税限度額の制度創設の経緯>

(均等割の非課税限度額)

昭和 51 年度の税制改正において、個人の均等割の税率について、国民所得水準、地方団体の行政サービス水準の向上等の事情を考慮し、税負担の適正化の見地から、見直しが行われることとされ、その引上げ幅については、概ね 3 倍とされた。この個人の均等割の税率の引上げに伴って、低所得者層の税負担の軽減を図るため、均等割のみを課すべき者のうち一定の基準に従い市町村の条例で定める所得の金額以下の者について均等割を課さないものとする事とされたものである。

(所得割の非課税限度額)

個人住民税所得割は、厳しい地方財政の状況のもと課税最低限の引上げを行うことが困難である中で、生活保護基準額程度の低所得者層の税負担に配慮を加えるため、昭和 56 年度の税制改正において単年度限り

の措置として創設されたものである。その後、昭和 57 年から昭和 58 年まで同様に単年度の措置として非課税措置を存続させることとされたが、昭和 59 年度の改正において、当分の間、非課税措置を存続させることとされたものである。

<非課税限度額の考え方>

個人住民税均等割の非課税限度額については生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額（生活扶助基準額＋住宅扶助額＋教育扶助額）を勘案して設定することとされている。

そのため、生活扶助基準・生活保護基準の見直しが行われた際に、必要に応じて個人住民税の非課税限度額の見直しが行われてきたところである。制度創設された昭和 51 年度から平成 17 年度までの期間においては、生活保護基準の引上げが行われていたことから個人住民税の非課税限度額の引上げが行われてきた。一方、生活保護基準については、平成 26 年度以降引き下げられているが、平成 18 年度以降は非課税限度額の見直しは行われていない。

なお、平成 27 年 11 月に政府税制調査会がとりまとめた「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」においては、

「様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税制度における課税・非課税の別や、その合計所得金額、基礎控除後の総所得金額等などが広く用いられていること、また、個人住民税制度における非課税限度額の基準が生活保護基準額を勘案して設定されていることなど、社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることにも留意が必要である」とされている。

2 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

（金融所得課税に関する意見）

【課税方式等】

- ・ 金融所得課税については、将来的に他の所得と合算した上で、累進課税の適用とすべきではないか。
- ・ 貯蓄から投資への流れをつくることや、外国の企業を呼びやすくするためにも、低い税率の分離課税の仕組みは維持すべきではないか。また、配当割については、投資している状況が継続している場合に受け取れる配当に対する課税であることから、低い税率を適用するという考え方でも良いのではないかと思うが、株式の譲渡所得については、投資を終了する際に生じる所得であり、この点をとらえると、総合課税にしても良いのではないか。
- ・ 個人住民税については、住所地課税が行われているが、利子割については、

利子の支払を行う営業所等が所在する都道府県が課税することとされており、源泉地課税となっている。今後、個人住民税については、仕組みがシンプルで執行コストも抑えることができる住所地課税で統一することが望ましいのではないか。

- ・ 「1億円の壁」の問題については、金融所得の部分だけ対応する方法と、土地の譲渡所得等も含めた全ての所得について、ミニマムタックスのような仕組みを導入する方法が考えられる。個人住民税においても、ミニマムタックスを導入する場合の対応を検討しておく必要があるのではないか。

【偏在性について】

- ・ 金融所得課税については、個人間の税負担の公平性の課題や地域における偏在性の課題などの点を優先して検討すべきではないか。偏在性については、例えば、譲与税化という方法もあるのではないか。
- ・ 利子割については、源泉地で課税されることとなるが、本来、個人住民税は住所地で課税すべきものとする。ただし、税収の偏在性があることなどを考えると、譲与税によって人口等を基準で配分することとすることも考えられるのではないか。
- ・ 株式の譲渡所得については、都市部に集中していることから、金融所得課税の税率の引上げを行うこととした場合には偏在性が高まることとなるが、地域間の偏在性を是正してきた方向性との関係をどう考えるか。

【市場への影響等】

- ・ 金融所得課税については、スタートアップ企業が資金を調達しやすくなるようにシンプルな形にすることが必要ではないか。金融所得課税の強化により投資が滞ってしまう恐れがあり、市場への影響もあるのではないか。
- ・ 金融所得課税の課税強化については、政府が進めようとしている投資拡大の方針に水を差すこととなるのではないか。対象者についても限定的。国民全体で負担すべき歳出の財源なども議論されている中、所得課税全体のあり方について、国民的な議論が必要なのではないか。
- ・ 金融所得について、非上場株式は自由に売買することができず、M&Aのような形で売り買いされているのではないかと思うので、上場株式と非上場株式を同じように考えるべきではないか。
- ・ 非上場株式の譲渡所得については、創業者の長年の努力によって企業が成長した結果であり、単年で生じる利子等や配当等とは性質が異なるのではないか。創業者のやる気を妨げないような税制であることも必要である。

【その他】

(社会保障制度との関係)

- ・ 社会保障制度において、所得税や個人住民税の所得情報が使われているが、利子等や配当等について、申告を行わず源泉徴収（特別徴収）によって分離課

税がされた場合には、総所得金額には入らないため、実際には所得を得ているにもかかわらず、社会保障を受ける際には低所得者として取り扱われることとなる。最終的には社会保障制度の所管官庁において対応すべきことではあるが、税務当局側からも問題として指摘していく必要があるのではないか。

- ・ 社会保障制度において利用する所得情報については、個人単位ではなく、世帯単位とすることで、実態に近いものになるのではないか。

(所得控除)

- ・ 「103万円の壁」については、配偶者控除の観点からは解消されているということが国民に十分に周知されていないのではないか。
- ・ 賃上げが経済再生の鍵であるとされている中において、賃上げの効果が発揮されるよう、所得控除額の引上げなどを検討すべきではないか。
- ・ 所得控除の金額について、所得税と個人住民税で金額が異なっている。これにより、所得税は課税されないため申告は不要となる一方、個人住民税は課税になるため申告が必要になるケースがあり、税理士としては手間がかかるとい認識がある。
- ・ 婚姻の状況、労働の状況、子どもの有無によって受けることができる所得控除に差があり、寡婦控除については、男女の差が存在している状況がある。社会の変化に応じた地方税における所得控除のあり方について、検討する必要があるのではないか。

3 今後の検討について

本年度の検討会では、個人住民税における金融所得課税や諸控除などの課題について、政府税制調査会の議論や最近の動向を紹介し、それらの内容を踏まえて個人住民税のあり方についての議論を行った。

「1億円の壁」に関し、令和5年度の税制改正においては、所得税において負担の公平性の確保の観点から、極めて高い水準にある高所得者層に対する負担の適正化のための措置を設けることとされ、①所得税額と②合計所得金額から特別控除額(3.3億円)を差し引いた金額に22.5%を乗じた金額を比較し②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税する仕組み(ミニマム課税ルール)が導入されることとされた(令和7年分の所得から適用)。

今回、個人住民税においては、所得税と同様の仕組みを導入することとはされなかったが今後、所得税で導入された制度の施行状況を確認しながら、個人住民税におけるより公平な税制のあり方について検討を行う必要があるのではないか。

また、諸控除のあり方については、これまで、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組を行ってきた。多様な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず公平で、働き方に中立な税制を構築していく観点から、今後も、諸控除のあり方について検討

する必要がある。

なお、令和5年度において、生活保護基準の見直しが行われることとされていることから、生活保護基準額が示された後、生活保護基準の見直しによる影響を詳細に分析し、個人住民税の非課税限度額の見直しの必要性の有無についての検討を行う必要がある。

(参考)

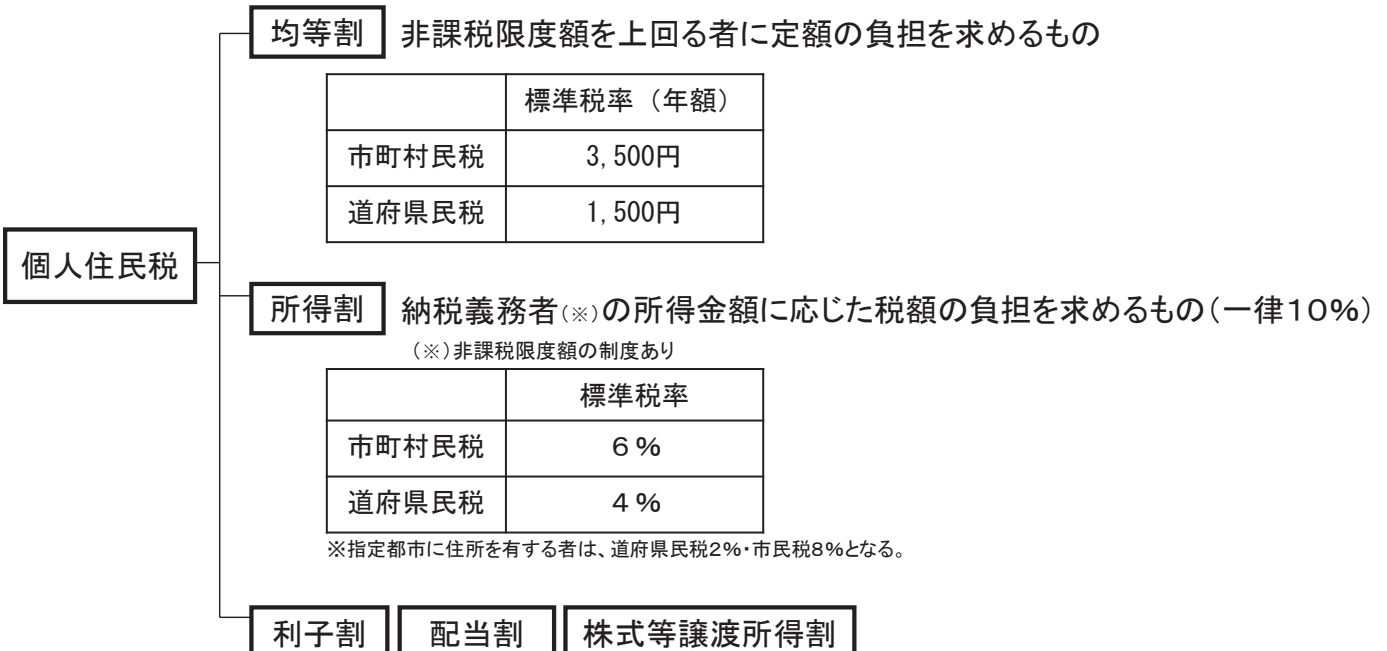
第1 「二地域居住」と個人住民税
に関する資料

個人住民税における二地域居住の論点について

自治税務局市町村税課

個人住民税の概要

- 個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、1月1日に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するもの。
- 市町村内に家屋敷を有する個人で、当該市町村に住所を有しない者には、均等割が課税される。



地方への人の流れと地方税について(経済財政諮問会議での議論)

令和2年10月6日
経済財政諮問会議
柳川議員提出資料
(柳川範之東京大学教授)

令和2年10月23日
経済財政諮問会議
民間議員提出資料

新しい流れをつくるための追加改革提案

柳川範之

民間議員ペーパーの議論に加えて、以下の点を提起したい。

・オンラインを活用した大学教育改革

オンラインであれば、定員の制約なし入試のあり方を変革可能
地方にいても低所得でも、トップレベルの大学教育を受けるチャンスに
社会に出て仕事をしてから、大学教育を受ける学び直しができる
入試の結果ではなく、卒業に意味のある大学へ

・大企業の経営陣に「よそ者」「若者」を大幅に参加させる そのための「働き方改革」「コーポレートガバナンス改革」

多様な人材が新たな経営戦略を生む
そのために、中途採用者・女性・外国人の割合を増やす
その結果として地方や中小企業へ、大きな人の流れを作り出す

・より実態に沿った地方納税のあり方

居住実態を登録・把握することで、それに合った地方納税を可能に
例えば週末に居住する自治体への部分的な地方税納税はできないか

「新しい人の流れ」の創出で経済に活力を

2020年10月23日

竹森 俊平
中西 宏明
新浪 剛史
柳川 範之

2. 早急に取り組むべき重点課題

(4) 地方への人の流れを拡大するための受け皿づくり等

① デジタル活用を通じた地方の医療・介護・教育サービスの強化

● 地方と都会のデジタル教育格差の是正が不可欠。この1年間の
小中高校での利活用状況調査を行い、課題を検証し、教員免許の
在り方や現行規制を見直すべき。

● 大学によるリカレント教育の活性化に向けて、オンラインを大胆に
可能とするよう単位上限や施設等の基準を見直し、履修しやすい仕
組みの構築等を進めるべき。

● オンライン診療の恒久化とともに、マイナンバーカードを活用して
一人ひとりが、予防・健康づくりから診療・服薬まで検査情報を含め
て、オンライン・デジタルで管理ができるようにして、二地域居住や
多地域就業をより利便性が高いものにすべき。

● 二次医療圏を軸にした高度医療体制の強化、社会福祉法人の大
規模化やIT基盤活用等を通じた介護サービスの充実、休眠預金の
利活用を通じた共助社会の強化を推進すべき。

● 二地域居住を前提とした地方税の在り方、義務教育・高校教育
の在り方を検討するなど、人の流れを作り出す自治体を後押しすべ
き。

2

令和2年10月23日経済財政諮問会議
武田大臣説明資料(抜粋)

民間議員からの提言に関する考え方

参考資料

【二地域居住を前提とした地方税の在り方について】

○ 個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形で「ふるさと納税制度」が創設されている。

○ 多地域居住を行う場合に、この「ふるさと納税制度」を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている。

※ 個人住民税は、1月1日時点の住所地である地方団体が課税しているが、仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することとした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増えるといった課題がある。また、複数の住所を認定することとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要。

平成19年度における個人住民税を分割することに関する論点

- 平成19年度に行われていた「ふるさと納税研究会」の報告書においては、以下の4つの点（本論2の(1)～(4)）から、税を分割して納税することは困難であるとされた。

「ふるさと納税研究会報告書」(平成19年10月)(抜粋)

総括(本文・抄)

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して
(2) 寄附金税制の進化

「ふるさと納税」をあくまで「税」の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題ある。

本論(ポイント・抄)

2. 「税」を分割する方式の可能性

(1) 受益と負担

- ・ 住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。

(2) 課税権

- ・ 地方団体が、当該地方団体との間に現時点において何ら関わりのない者に対して条例の効力を及ぼし、税を課することはできないと考えられる。

(3) 租税の強制性

- ・ 租税の強制性に照らせば、納税者の意思により「税」の納付先を任意に選べる仕組みは、強制性を本質とする「税」とは相容れないもの。

(4) 住民間の公平性

- ・ 「ふるさと納税」を選択した者と住所地の地方団体に全額納税した者との間での公平性が論点となる。

4

全国二地域居住等促進協議会（令和3年3月9日設立）

○協議会の構成

正会員	二地域居住等の促進に意欲のある地方公共団体（都道府県・市区町村）	※参加地方団体
協力会員	関係団体、民間事業者等	（令和4年6月1日現在）
顧問	二地域居住等に造詣の深い学識経験者等	42道府県、664市町村

○会長・副会長

会長	長野県（知事：阿部 守一）
副会長	和歌山県田辺市（市長：真砂 充敏） 栃木県那須町（町長：平山 幸宏）

○協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、総務省、農林水産省

<設立趣旨>

我が国においては、近年、都市住民の地方への関心が高まっているとともに、国民の価値観、ライフスタイルが多様化してきている。その中で、二地域居住は、地方での豊かな自然・生活環境、自己実現、地域コミュニティへの参加や社会参画・協働、ふるさと回帰等への志向に応えるとともに、地域活性化が図られるという意義を有し、いわば人生を2倍楽しむ豊かな暮らし方として提唱され、普及促進、実践されてきている。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症を契機として、働き方、生き方、住まい方が大きく変わろうとしている。例えば、国民の地方への関心が一層高まってきているとともに、ICT技術の進展とも相まって、テレワークの導入等の働き方改革がより進展しつつある。このため、今後のウィズ/ポストコロナ社会にあっては、テレワーク等を前提として地方に就労を含む生活の主な拠点を移し、都市との関わりも副次的に残すという、いわゆる新しい生活様式に沿った新たな二地域居住が可能となり、より二地域居住が進展、拡大することが期待される。

このような状況のもと、二地域居住等(※)を促進することは、人の流れを生むとともに、東京一極集中の是正はもちろん、地方創生、関係人口の拡大にも資する極めて重要な課題であり、この機を逃さず、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体・事業者等が連携して、国民的な運動として取り組んでいく必要がある。

そこで、二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、一層の二地域居住等の普及促進と機運の向上を図ることを目的として、この度、全国的な組織として「全国二地域居住等促進協議会」を設立することとする。

※ 二地域居住は、必ずしも定型の定義があるわけではなく、最近では、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）をもうけ、旅行や年末年始の帰省、出張先といった一時的ではなく、年間通算して概ね1カ月以上の期間を過ごすことをいうとするものや定性的に一定期間以上とするものがみられる。これまでは、どちらかといえば都市での生活を主とするものと観念されてきたが、今般の新しい生活様式に沿った新たな二地域居住は、地方や郊外での生活が主となり都市との関わりも一定程度あるという形態であることから、そうした形態にも着目し対応するべく、ここでは二地域居住等という用語を用いることとする。なお、これにより、三地域以上の居住形態も含まれる。

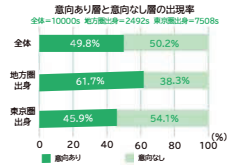
STEP 1

なぜいま「二地域居住」が注目されているの？

「二地域居住」に興味を持つ、取り組む人が確実に増えているようです。
メディアなどで目や耳にすることも増えたのではないのでしょうか？
ここでは二地域居住が注目される理由について、データを交えてご紹介します。

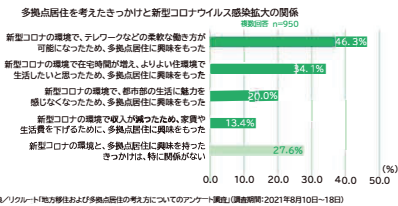
「地方暮らし」への関心の高まり

東京圏に暮らす方々に聞いた「地方暮らしへの関心度」の調査では、東京圏在住者(20～59歳)の49.8%が「地方暮らし」に関心を持っていること、地方圏出身の方が東京圏出身者よりも関心が高いこと、全体的に若者の方が関心を持っていることなどが伺えます。



コロナ禍以降の二地域居住への関心の高まり

二地域居住を考えたきっかけと新型コロナウイルス感染拡大の関係については、テレワークや在宅時間が増加したことで興味を持ったという回答が多くなっています。

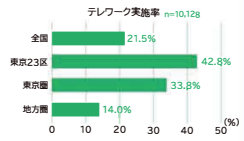


STEP 1

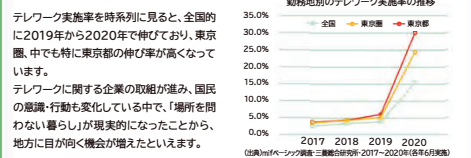
なぜいま「二地域居住」が注目されているの？

テレワーク実施率の上昇

コロナ禍以降、全国では21.5%、東京都23区では4割以上の方がテレワークを経験しています。



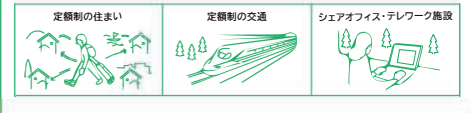
出典/経団連「新型コロナウイルス感染症の被害に際する生活態様・行動の変化に関する調査(2020年12月11日～12月17日)インタビュー調査結果」



テレワーク実施率を時系列に見ると、全国的に2019年から2020年で伸びており、東京圏、中でも特に東京都の伸び率が高くなっています。
テレワークに関する企業の取組が進み、国民の意識・行動も変化している中で、「場所を問わない暮らし」が現実的になったことから、地方に目看向け機会が増えたといえます。

二地域居住を助けるサービスがより身近なものに

近年、定額制居住サービスをはじめとして、生活の拠点を設けるための費用を軽減できるサービス、自由に住み替えることを可能にするサービスが増えています。そのようなサービスが浸透しつつあり、二地域居住を気軽に始められる土壌が整ってきています。



経済財政運営と改革の基本方針2022 について(抄)

令和4年6月7日
閣議決定

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(3) 多極化・地域活性化の推進

(関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり)

関係人口の創出・拡大や二地域・多地域居住、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」の推進に向け、関係人口の実態把握とふるさと納税等の地域の取組の後押し、地方企業や地域人材との交流・連携の促進、全国版空き家・空き地バンクの活用、空き家や企業版ふるさと納税の活用等によるサテライトオフィスの整備等を進める。地域への人材還流を促進するため、地域おこし協力隊等自治体への人的支援の充実やまちづくりの中核となる経営人材の国内100地域への展開に取り組むとともに、「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、地域企業への人材マッチング支援等を行う。地域の稼ぐ力の向上に向け、産学官連携により地域の経済循環を担う地域密着型企業の立ち上げ等を促進する。

デジタル田園都市国家構想基本方針の全体像

【基本的な考え方～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～】

デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進。

- デジタル田園都市国家構想は「新しい資本主義」の重要な柱の一つ。地方の社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指す。
- 構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じて、**デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会**、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、**地方から全国へとポトムアップの成長を推進する。**
- 国は、基本方針を通じて、**構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援**。特に、データ連携基盤の構築など**国が主導して進める環境整備に積極的に取り組む**。地方は、**自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進**。

【取組方針】

★解決すべき地方の社会課題

- ・人口減少・少子高齢化
※出生率 1.45(2015年)→1.33(2020年)
※生産年齢人口 7,667万人(2016年)
→7,450万人(2021年)
- ・過疎化・東京圏への一極集中
※東京圏人口超過数 80,441人(2021年)
- ・地域産業の空洞化
※都道府県別労働生産性格差
最大1.5倍(2018年)

デジタル実装を通じて、**地域の社会課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率的に推進**

➤ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決 (2024年度末までにデジタル実装に取り組む地方公共団体1000団体達成)

- ①地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等
- ②人の流れをつくる
「転職なき移住」の推進（2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置）、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、サテライトキャンパス等
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
母子オンライン相談、母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援等
- ④魅力的な地域をつくる
GIGAスクール・遠隔教育（教育DX）、遠隔医療、ドローン物流、自動運転、MaaS、インフラ分野のDX、3D都市モデル整備・活用、文化芸術DX、防災DX等
- ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援
デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援（地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開）等

➤ デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

2030年度末までの56の人口カバー率99%達成、全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%達成、日本周回の高底ケーブル(デジタル田園都市スーパーハイウェイ)を2025年度末までに完成など、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じてデジタル基盤整備を推進。

- ①デジタルインフラの整備
- ②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
- ③データ連携基盤の構築
- ④ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備
- ⑤エネルギーインフラのデジタル化

➤ デジタル人材の育成・確保

デジタル推進人材について、2026年度末までに230万人育成。「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、人材の地域への還流を促進。「女性デジタル人材育成プラン」に基づく取組を推進。

- ①デジタル人材育成プラットフォームの構築
- ②職業訓練のデジタル分野の重点化
- ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- ④デジタル人材の地域への還流促進

➤ 誰一人取り残されないための取組

2022年度に2万人以上で「デジタル推進委員」の取組をスタートし、今後更なる拡大を図るなど、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。

- ①デジタル推進委員の展開
- ②デジタル共生社会の実現
- ③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正
- ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
- ⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開

（構想の実現に向けた地域ビジョンの提示） 地方の取組を促すため、構想を通じて実現する地域ビジョンを提示。



スマートシティ・スーパーシティ



「デジタル」中山間地域



産学官協創都市



未来都市



脱炭素先行地域



MaaS実装地域

【今後の進め方】

○ デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）の策定（まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂）

国は、2024年度までの地方創生の基本的方向を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、構想の中長期的な基本的方向を提示するデジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）を策定。地方公共団体は、新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂し、具体的な取組を推進。国は、様々な施策を活用して地方の取組を支援。

8

2-1. 構想実現に向けた取組方針（デジタルの力を活用した地方の社会課題解決）

◎重要業績評価指標（KPI）

- ・地方公共団体1000団体が2024年度末までにデジタル実装に取り組む
- ・2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置
- ・地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開

①地方に仕事をつくる

- 地方が経済的に自立するため、地域を支える産業の振興や起業を促し、活発な経済活動を確立することが不可欠。
- デジタル技術の活用を図りつつ、地方のイノベーションを生む多様な人材・知・産業の集積を促し、**自らの力で稼ぐ地域を作り出すことが重要。**

（主な施策）

【スタートアップエコシステムの確立】

ベンチャー投資や社会的投資の拡充・強化、大学・高専等との連携 等

【観光DX】

観光アプリの活用、決済データを活用したマーケティングへの支援 等

【中小・中堅企業DX】

中小企業等のDXの伴走型支援、キャッシュレス決済・シェアリングエコノミーの推進 等

【地方大学を核としたイノベーション創出】

地方大学を核とした産学官連携、オープンイノベーションの促進 等

【スマート農林水産業・食品産業】

農機等の遠隔操作、農作業の軽労化、食品産業との連携強化 等

【地方と海外を含めた他地域とのつながりの強化】

中小企業等の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築 等

②人の流れをつくる

- 地方活性化を目指すために一定程度以上の人口を地方で維持することが重要。
- **都会から地方への人の流れを生み出し、にぎわいの創出や地域の取組を支える担い手の確保を図ることが不可欠。**

（主な施策）

【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】

地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）の推進、企業版ふるさと納税等を活用したサテライトオフィス整備 等

【地方大学・高校の魅力向上】

地方大学の振興、地方へのサテライトキャンパスの設置推進、産学官の連携による地域産業振興・雇用創出、高校の機能強化 等

【関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進】

オンライン関係人口の創出・拡大、地方への移住・就業に対する支援、二地域居住の推進 等

【女性に選ばれる地域づくり】

女性活躍に向けた意識改革や働きかけ、女性の起業支援などの取組の横展開 等

個人住民税の非住所地に係る均等割課税(いわゆる「家屋敷課税」)について

現行制度

市町村内に住所を有しない個人であっても、当該市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者は、個人住民税均等割の納税義務を負う。

(1) 納税義務者

- ① 道府県民税: 都道府県内に家屋敷等を有する個人で、当該家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
- ② 市町村民税: 市町村内に家屋敷等を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者

(2) 税率

- ① 道府県民税: 年額1,500円
- ② 市町村民税: 年額3,500円

※ 東日本大震災を契機として、緊急に地方団体が実施する防災の施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

(3) 非住所地に係る均等割課税(以下「家屋敷課税」という。)の対象

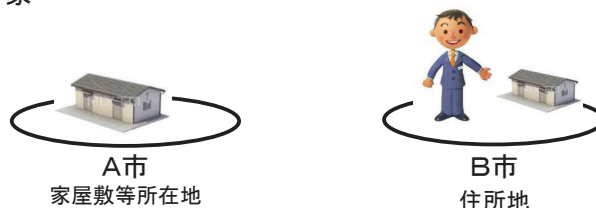
① 事務所、事業所

事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所
(自己の所有に属するものであるか否かを問わない。)

② 家屋敷

自己又は家族の居住の用に供する目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅

※ 例: 単身赴任中に家族が住む住宅等



均等割の額	=	A市分(家屋敷課税)	+	B市分
	=	5,000円	+	5,000円
	=	10,000円		

家屋敷課税の課税状況(令和3年度当初課税)

- (1) 納税義務者数: 218,844人
- (2) 税収額(推計): 約11.9億円

※令和3年度課税状況調の市町村民税の金額(7.7億円)を元に推計。

10

(参考) 令和3年度個人住民税検討会における意見

(二地域居住における納税)

- ・ 二地域居住について、ふるさと納税で対応しているとのことだが、今後、単身赴任者の居住地など複数の場所に住むことを考える余地は増加すると思う。
- ・ 住所地以外への納税については、個人住民税の公共サービスの対価や地域の会費という性格上、今後も考えていく必要があるのではないか。
- ・ 二地域居住における課税は、将来的な検討課題であると考え。今後は競争の時代であり、自治体同士でも税の取り合いをすることがあるという割り切り方もあるかもしれないが、合理的な考え方は必要ではないか。
- ・ 現行法では、住所を有する所で課税されるため住民票がある自治体となるが、所得税においては生活の拠点によって住所を判断するため、争いになり得る。そのため、2つの自治体が課税することも理論的にはあり得るのではないか。そのような場合に、地方税法においてどのような対応を取るのか考えておくことが必要。
- ・ 1年間のうち2か所に数か月ずつ住んでいるのであれば、2か所に納税することが理想だと考える。
- ・ 応益性の観点から、課税は検討できるが、簡素の観点から納税先を複数に分散させる方法は望ましくないのではないか。

(課税事務の課題)

- ・ 居住地について、生活の本拠地に正しく住民票を置いてもらえれば、課税事務もスムーズになり、現年課税もうまくいくのではないかと。別荘を持っている納税者や、単身赴任をしている納税者については、課税事務が難しくなっている。

(ふるさと納税の意義)

- ・ 今後更に増加していく中で、自治体間の税収の取り合いだけでなく、国と地方との関係についても考えておくべき論点があるのではないかと。一方で、ふるさと納税は、コロナ禍や自然災害によって困っている方を助けるための寄附を行うという、これまで日本になかった文化を後押ししている良い面もある。
- ・ 熱海の土砂災害において義援金として活用されるなど、納税者にも新しい感覚が生まれたことは良いことであると思うが、ふるさと納税の用途については、再度考えることが必要ではないか。
- ・ 税額控除ではなく所得控除にするべきではないか。災害時の寄附は良いことだとは思いますが、義援金としてふるさと納税を行うことによって元々納めるべき税金から控除することには違和感を覚える。

(返礼品の課題)

- ・ 地場産品などが少ない地域や関東圏の市町村において、収入が見込みにくいことがあり、自治体によって不公平感があるように見えるため、今後のあり方を気にしている。
- ・ 返礼品目当てのふるさと納税の課題は引き続きあるが、指定制度になったことで一定程度改善されていると思う。
- ・ 返礼品の調達費用部分は収入にはならず、納税者に流れてしまうところはデメリットだと思うが、返礼割合を制限し、法律に明記したことは評価できる点である。

参考資料

総括

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して
(2) 寄附金税制の進化

「ふるさと納税」をあくまで「税」の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題がある。一方、寄附金税制を応用し、進化させれば、これらの問題をクリアできるだけでなく、納税者が「ふるさと」に貢献したいという「ふるさと納税」本来の趣旨を円滑に実現することができる。なお、制度の具体的な検討に当たっては、納税者の負担が極力増加しないよう配慮することとする。

本論

II 制度設計の前提となる論点

2. 「税」を分割する方式の可能性

次に、「ふるさと納税」制度について、住所地の地方団体に課税される納税者が、税金の一部を住所地以外の地方団体に納付する方式、言い換えれば、「税」を分割する方式をとることが可能かどうか、以下の論点について検討する。なお、「税」の分割の対象としては、国税の所得税も考えられるが、ここでは個人住民税を念頭に置いて検討することとする。

(1) 受益と負担

個人住民税は、地方団体の歳入の中心となる地方税の中でも基幹的地位を占めており、住所地の地方団体から行政サービスを受けている者が負担すべきもの、いわば「地域社会の会費」と位置付けられている。地方団体の行政サービスのうち、教育や福祉などの対人サービスの多くは、基本的に住民に対して提供されることから、個人住民税は、地方団体がその住民(当該団体の区域内に「住所」を有する者)に対して課税することとなっている。

「住所」を有する者の要件は、様々な定め方があり得るが、個人住民税における住所は、地方団体の課税権の帰属を決定し、納税者の納税義務を確定する効果を有することから、課税の重複を避けるため、1箇所とされている。具体的には、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の個々の納税義務者の住所地の地方団体が、当該年度分の個人住民税の課税団体とされている。

この点に関し、課税する側の論理だけでなく納税者の意思を尊重する必要があるのではないか、あるいは住所地主義と結びついた受益者負担の原則は、人の移動が少なかった時代の税制であり見直す必要があるのではないか、といった意見もある。これらの意見が提起する問題意識はそれ自体大きな意味があるが、他方、住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。

14

また、子どもや高齢者の世代が地方の豊かな環境の中で多くの行政サービスを受けて生活している一方で、税は、働き盛りの世代が数多く移り住んだ大都市圏に支払われるというギャップが生まれているとの現状認識に基づき、生涯を通じた行政サービスと税負担をバランスさせる考え方をとるべきとの意見も提起された。その背景には、地方圏で生まれ教育を受けた人材が、進学・就職を契機に大都市圏に移り住み、活躍し、定年後にふるさとなどに戻り生活するという循環が我が国の活力を支えており、このシステムを維持しなければ、地方が疲弊するばかりか、都市も含めた我が国社会の発展そのものが大きく阻害される恐れがあるという問題意識がある。

しかし、受益と負担の対応関係については、基本的に両者が時間的に近接していることが求められ、地方団体の行政サービスを賄うために必要な財源は、基本的にその時点において当該地方団体から受益している者により負担されるべきものである。その意味では、例えば、納税者が過去に地方団体から受けた教育サービスなどの受益に対する負担は、既に親の世代の納税などにより果たされているものと考えられる。

以上より、生涯を通じた受益と負担のバランスをとるという考え方は、住所地以外の地方団体が課税する直接的根拠とすることは困難であるが、人の移動が頻繁になり、生涯を通じた長い時間軸における受益と負担の関係を踏まえた税制のあり方を検討する必要性が高まっていることに鑑みれば、「ふるさと納税」制度の創設の必要性を裏付ける有力な論拠になり得るものと考えられる。

(2) 課税権

(1)で述べたとおり、個人住民税は、地方団体がその区域内に住所を有する者に対して行政サービスを提供していることに着目し、受益と負担の関係に基づいて地方団体が課税しているものである。このため、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。また、過去の居住の事実に基づいて、過去の居住地の地方団体に課税権を認めることも困難である。

ここでいう管轄とは、場所的な概念にとどまるものではなく、地方団体の事務・利益に関わるものという意味であるが、いずれにせよ、地方団体が、当該地方団体との間に現時点において何ら関わりのない者に対して条例の効力を及ぼし、税を課することはできないと考えられる。

(3) 租税の強制性

租税は、国や地方団体が、私的部門で生産された国民・住民の富の一部を公共サービスの資金の調達のために、強制的に国家・地方団体の手に移す手段である。その裏付けとなる租税法は、多数の納税義務者の財産権に関わり、納税者相互間の公平の維持が必要なことから、個々人の意思に関わらず画一的に取り扱わなければならない強行法の性質を持っている。

このような租税の強制性に照らせば、納税者の意思により「税」の納付先を任意に選べる仕組みは、強制性を本質とする「税」とは相容れないものである。主要先進諸国においても、このような税制を有する国は見当たらない。

15

(4)住民間の公平性

個人住民税の一部を分割して他の地方団体に対し納税することとした場合、「ふるさと納税」を選択した者と住所地の地方団体に全額納税した者との間での公平性が論点となる。同額の所得を有する者が、同一の地方団体の区域内に居住し、その行政サービスを受けているにも関わらず、住所地の地方団体に納付する個人住民税の金額が異なることとなることは許容されるのかという議論である。

この論点は、税制上、何らかの特別の措置を創設する場合には常に問題となり得るものであるが、その特別の措置を通じて実現しようとする政策の合理性と当該措置自体の有効性を勘案し、公平性の侵害の程度が一定の範囲内にとどまる限りにおいては、許容され得るものと考えられている。具体的に「ふるさと納税」を検討するに当たっては、住所地の地方団体に納税されるべき税額がどの程度の割合まで減少することを許容するかという形で問題となる。したがって、この論点は、「税」を分割する方式自体を否定するものではなく、「税」を分割する方式をとる場合に固有の問題ではないが、「寄附金」税制を応用する方式をとる場合(後出)においても考慮しなければならない問題である。

以上の検討から、「ふるさと納税」について、「税」を分割する方式は、とり得ないと考えられる。

(5)「寄附金」税制を応用する可能性

前述のように、「ふるさと納税」について、「税」を分割する方式はとり得ないが、「ふるさと」の地方団体に対し寄附を行った場合に税負担を軽減する措置を講ずるといふ「寄附金」税制を応用する方式をとることとすれば、以下のとおり、「税」を分割する方式における問題点はクリアされると考えられる。

(1)の受益と負担の関係については、寄附は個人の自由意思に基づくものであり、受益に対する負担という性格を有するものでないことから、寄附者が地方団体に寄附を行う時点で当該地方団体からの受益があるかどうかは問題とはならないこと

(2)の課税権との関係については、寄附は、課税権に基づく課税に応じた納税とは異なることから、寄附先となる地方団体に寄附者に対する課税権が認められるかどうかはそもそも問題とはならないこと

(3)の租税の強制性との関係については、寄附は任意性を本質とするものであり、そもそも問題とはならないこと

なお、(4)の住民間の公平性については、「寄附金」税制方式による場合であっても、税負担の軽減による住民間の公平性の侵害の程度が許容される範囲内に収まるよう、税負担の軽減の程度を設定することが求められる。

個人住民税検討会
2022年9月27日

住所地課税と源泉地課税 の考え方について

東洋大学法学部
坂巻綾望

1

はじめに

二地域居住が推進されるなかで、税収をわけあう方法がないか検討する必要がある。

碓井光明『要説 地方税のしくみと法』学陽書房(2001) 92頁

「住所地課税主義においては、住所地と異なる市町村(道府県)で働く人について、応益的課税ができないという問題があるが、それは他の税によって代替することで割り切ったものと理解される(立法論として所得割の分割などの方法がありえないわけではない)。

「単身赴任者で週末に帰宅する者とか、数か月のみ他の場所で生活するような者に、例外的に、両方で納税義務者となることを認め、所得割に関し関係市町村の間で課税標準を分割する制度を設けることの検討が必要になるかもしれない」(碓井)。

2008年「ふるさと納税研究会報告書」

「住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠づけることはできない。『税』を分割する方式はとり得ないと考えられる」。

→納税者のふるさとに貢献したいという意思を尊重するため、寄附金控除として「ふるさと納税」を創設。

難波悠「二地域居住における公共サービス負担に関する一考察」東洋大学PPP(2016)

「現時点で個人住民税を二地域間で按分する方策を想定するのは現実的でない」として、法定外税により負担を求める方法を模索。

個人住民税について源泉地課税の考え方をとりいれることはできないか(源泉地課税は応益課税と親和的)。

一暦年中に住所を移転した納税者に対して、居住期間に応じて課税をすることができないか。

2

目次

- I わが国所得税法における居住地課税と源泉地課税
- II アメリカ合衆国州税における居住地課税と源泉地課税
- III わが国における個人住民税のあり方

3

4

I わが国所得税法における 居住地課税と源泉地課税

4

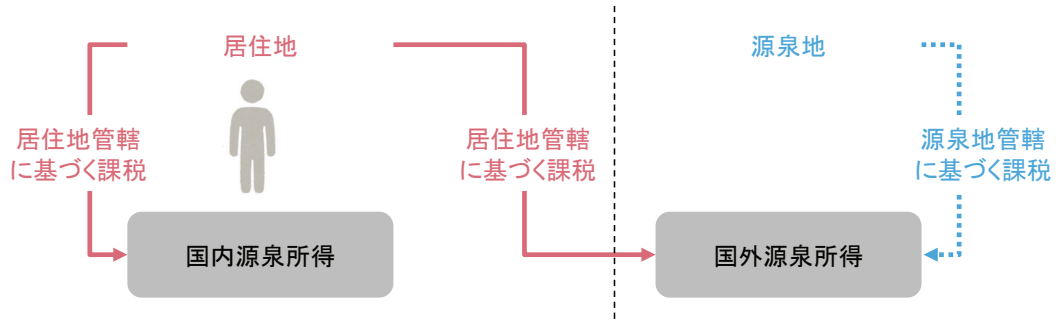
居住地管轄と源泉地管轄

居住地管轄

所得を稼得する者との人的なつながり(nexus)を根拠として、自国の居住者に課税する。

源泉地管轄

所得を産み出す活動との物的なつながりを根拠として、自国で産み出された所得、すなわち国内に源泉を持つ所得(国内源泉所得)に対して課税する。



わが国所得税法は、居住者に対しては、居住地管轄に基づいて全世界所得に課税する。全世界所得に累進税率を適用して所得税額を算出する(応能課税)。非居住者に対しては、源泉地管轄に基づいて国内源泉所得に課税する。

5

(参照条文)

所得税法第七条

所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

- 一 非永住者以外の居住者 全ての所得
- 二 非永住者 第九十五条第一項(外国税額控除)に規定する国外源泉所得(国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として政令で定めるものを含む。以下この号において「国外源泉所得」という。)以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの
- 三 非居住者 第一百六十四条第一項各号(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ同項各号及び同条第二項各号に定める国内源泉所得

6

居住地の判定

所得税法第2条第1項

三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。

五 非居住者 居住者以外の個人をいう。

民法第22条

各人の生活の本拠をその者の住所とする。

「住所」の意義

→民法22条と同義(東京地判昭和56年3月23日、神戸地判昭和60年12月2日)。客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって判断(東京高判平成20年2月28日、贈与税について最判平成23年2月18日(武富士事件))。

最高裁判所第二小法廷平成23年2月18日判決(武富士事件)

「ここ[旧相続税法1条の2]にいう住所とは、反対の解釈をすべき特段の事由はない以上、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」「上告人は、本件贈与を受けた当時、本件会社の香港駐在役員及び本件各現地法人の役員として香港に赴任しつつ国内にも相応の日数滞在していたところ、本件贈与を受けたのは上記赴任の開始から約2年半後のことであり、香港に出国するに当たり住民登録につき香港への転出の届出をするなどした上、通算約3年半にわたる赴任期間である本件期間中、その約3分の2の日数を2年単位(合計4年)で賃借した本件香港居宅に滞在して過ごし、その間に現地において本件会社又は本件各現地法人の業務として関係者との面談等の業務に従事しており、これが贈与税回避の目的で仮装された実体のないものとはうかがわれないのに対して、国内においては、本件期間中の約4分の1の日数を本件杉並居宅に滞在して過ごし、その間に本件会社の業務に従事していたにとどまるというのであるから、本件贈与を受けた時において、本件香港居宅は生活の本拠たる実体を有していたものというべきであり、本件杉並居宅が生活の本拠たる実体を有していたということとはできない。」

7

源泉地の判定 1/3

所得税法第百六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 非居住者が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等(当該非居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。)との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得(当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。)

二 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得(第八号から第十六号までに該当するものを除く。)

三 国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

四 民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約(これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。)に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるもののうち政令で定めるもの

五 国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価(政令で定めるものを除く。)

六 国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価

七 国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利若しくは採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の規定による採石権の貸付け(地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。)、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の規定による租鉱権の設定又は居住者若しくは内国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

8

源泉地の判定 2/3

- 八 第二十三条第一項(利子所得)に規定する利子等のうち次に掲げるもの
 - イ 日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子
 - ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るもの
 - ハ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この編において「営業所」という。)に預け入れられた預貯金の利子
 - ニ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配
 - 九 第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等のうち次に掲げるもの
 - イ 内国法人から受ける第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息
 - ロ 国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定受益証券発行信託の収益の分配
 - 十 国内において業務を行う者に対する貸付金(これに準ずるものを含む。)で当該業務に係るものの利子(政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。)
 - 十一 国内において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの
- イ～ハ略

9

源泉地の判定 3/3

- 十二 次に掲げる給与、報酬又は年金
 - イ 俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供(内国法人の役員として国外において行う勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。)に基因するもの
 - ロ 第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等(政令で定めるものを除く。)
 - ハ 第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等のうちその支払を受ける者が居住者であつた期間に行つた勤務その他の人的役務の提供(内国法人の役員として非居住者であつた期間に行つた勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。)に基因するもの
- 十三 国内において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの
- 十四 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第三項(定義)に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金(略)で第十二号ロに該当するもの以外のもの(略)
- 十五 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益 イ～ハ 略
- 十六 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約(これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。)に基づいて受ける利益の分配
- 十七 前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

10

二重課税発生之余地

以下の原因により、複数の国による課税(二重課税)を生じる余地がある。

(1)居住地課税の競合

(2)源泉地課税の競合

(3)居住地課税と源泉地課税の競合

↓

各国は、租税条約により、二重課税の軽減に取り組んでいる。

・租税条約は、所得の性質ごとに、源泉地がどこなのか、どちらの国が課税権を譲歩するのか、などについて定めている(OECDモデル租税条約6~21条)。

・それでも二重課税を生じる場合には、最終的に居住地国が二重課税を救済する(OECDモデル租税条約23条)。

わが国は、外国税額控除方式により自国の所得税から外国所得税を控除する。

11

II アメリカ合衆国州税における 居住地課税と源泉地課税

12

居住地課税と源泉地課税

各州は課税立法権を有するが、合衆国憲法による制約を受ける。

合衆国憲法修正14条1節

No State shall make or enforce any law which shall abridge the privileges or immunities of citizens of the United States; nor shall any State deprive any person of life, liberty, or property, without due process of law...

.(いかなる州も、アメリカ合衆国市民の特権または免除権を制限する法をつくりまたは強制してはならない。いかなる州も、法の適正手続きなしに個人の生命・自由または財産を奪ってはならない。

合衆国憲法1条8節3項(通商条項)

The Congress shall have Power ... to regulate Commerce with foreign Nations, and among the several States, and with the Indian Tribes...

(議会は、...州際通商を規制する権限...を有する)→州際通商を妨げる州課税は違反となる。

州税が通商条項に反しないための4つの基準(一高216頁)

①当該州との実質的結びつき(substantial nexus)があること、②配賦が適正であること、③差別的でないこと、④当該州の提供するサービスと適正な関連があること

→居住者に対して所得の源泉地に関わらず課税すること(居住地課税)、非居住者に対して州内で稼得された所得に対して課税すること(源泉地課税)は、許容される。

13

居住地課税の競合

各州における居住地の判定

各州の居住地(residence)の定義は、以下の5つの概念のうち1つまたは複数の組み合わせである。

- ①domicile
- ②一時的な目的以外の目的のために州に滞在すること
- ③一定期間(6ヶ月、7ヶ月、9ヶ月)州に滞在すること
- ④恒久的または一定期間、住まい(place of abode)を有すること
- ⑤③と④の組み合わせ(恒久的な住まいを有するとともに一定期間滞在すること)

↓

domicileの判定

納税者の家族が住んでいる場所、財産の所在地、投票する州、銀行口座の開設地、医療・法律・会計などの専門的役務提供を受ける場所、社会的関係の確立などは、納税者の主観的な意思を客観的に示すものとして、重視されている。

↓

「居住地」の定義は統一されておらず、その要素は重複している。

14

居住地課税の競合

→居住地課税の競合

例) ニューヨーク州に所在する投資銀行の銀行員は、ニュージャージー州に住んでいる。しかし、ニューヨークに居所(abode)を有しており、1年の半数超をそこで過ごしている。

→ ニューヨーク州もニュージャージー州も彼を居住者として扱う可能性がある。

なお、居住地課税の競合による二重課税は、おそらく合衆国憲法違反でない。

(参考) 遺産税について住所が重複することによる二重課税が許容されることを示したものとして、Texas v. Florida, 306 U.S. 398, 59 S. Ct. 563(1938)

「被相続人がその州にdomiciledである場合には、2つ以上の州が適法に遺産税を被相続人の無形資産に課税することができる。」

15

源泉地課税の問題

(1) 源泉地の判断の困難さ

合衆国憲法の制約により、非居住者に対する課税は、州内の源泉から生じる所得に制限される。「州内の源泉から生じる所得」は、各州において具体的に定められている。

例) ニューヨーク州では、その州で稼得された報酬から生じる所得、その州においてなされた役務提供から生じる所得、その州においてなされた取引又は事業から生じる所得、その州に所在する財産から生じる所得。

→ どこで役務提供がなされたと考えるべきか？

例) 納税者Xはニューヨークで教えており、コネチカットに自宅があった。週のうち授業がある日はニューヨークで教えるが、週の2日間はコネチカットの自宅で仕事をしていた。納税者は、1994年及び1995年の所得税について、所得を分割して申告した。ニューヨーク課税庁は、すべての所得に対して租税を課する事ができると主張。

ZELINSKY V. TAX APPEALS TRIBUNAL OF THE STATE OF NEW YORK, Court of Appeals of New York, 2003, 1 N.Y.3d 85, 801 N.E.2d 840, 769 N.Y.S.2d 464, cert. denied, 541 U.S.1009, 124 S.Ct.2068(2004)

(2) 所得の性質決定の困難さ

ニューヨーク州は、非居住者に対して、その州に所在する有形資産の販売または所有から生じる所得について租税を課することとするが、無形資産から得る所得については、当該無形資産が州内の事業に用いられているのでない限り、課税をすることができない。

→ ある所得が無形資産による所得なのか、それとも有形資産又は役務提供による所得なのかが問題となる。

例) ニューヨークのアパートを売却した非居住者が、代金の未払い部分について担保付手形を発行し、利子を付した。納税者は、キャピタルゲインをニューヨーク所得として申告したが、利子については含めていなかった。ニューヨーク証券取引所のseatの売却から生じる代金を分割払いにしたことについて付した利子。

源泉地課税の問題

(3) 所得発生タイミングと受領タイミングが異なる場合

例) A州居住者であるときに、年金保険料を控除して給与に対して課税がなされていた。退職後、B州の居住者となり、年金を受け取った。

Petersen v. Department of Revenue, 301 Or. 144, 714 P. 2d 869 (1986)

Daks v. Franchise Tax Bd., 73 Cal.App.4th 31, 85 Cal.Rptr.2d 927 (2d Dist. 1999)。

Idaho State Tax Comm'n v. Stang, 135 Idaho 800, 25 P.3d 113(2001);c, 860 A.2d 387 (Me. 2004).

→B州は課税をすることができる。しかし、居住者になる前に州外の源泉から生じた所得について課税をすることを許容することになる。

例) A州の居住者は、課税年度1において実現した所得について、内国歳入法典にしたがって課税を繰り延べた(不動産の交換)。そして、課税年度2になって、B州の居住者となってから、その所得を認識した。

→A州は課税権を有する。しかしながら、執行することが難しい。

17

一暦年中における居住地の変更

一暦年において居住地を変更する場合、ほとんどの州は、その納税者が居住者であった期間と非居住者であった期間とを区別して課税をする。

- ・居住者である期間について認められる免除や人的控除は、居住者である期間に対応する部分に按分される。
- ・非居住者である期間について認められる免除や人的控除は、全体所得のうちその州内所得に対応する部分に限定される。

↓

- ・2つの申告書を提出することを求める州がある。
- ・2つの申告書を要しない州においても、居住者である期間の所得と非居住者である期間の所得を決定することは必要である。

18

III わが国における個人住民税のあり方

19

課税管轄

均等割→**住所地と家屋敷所在地**

所得割・配当割：株式等譲渡所得割→**住所地**

利子割→**支払者の所在地**

↓

- (1) 住所地課税の競合が、生じうる。→次に検討
- (2) 源泉地課税と源泉地課税の競合は、生じない。
- (3) 源泉地課税と居住地課税の競合は、生じない。
- (4) 均等割の二重課税(住所地と家屋敷所在地)は、生じうる。

均等割の二重課税が許容されるかどうか争われた事例(広島地裁平成3年1月30日行集42巻1号184頁)

「当該道府県内に家屋敷等を有する個人でその所在市町村内に住所を有しない者の道府県民税均等割に関しては、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして課税される(24条7項)。したがって、当該道府県との関係においては、複数の均等割の納税義務を負うことになる。

このような課税方式が設けられたのは、いずれの市町村または行政区が賦課徴収を行うべきかを定めることを断念して、重複を構わないこととしたものである。」

20

(参照条文)道府県民税

地方税法第24条 道府県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により…第二号…に掲げる者に対しては均等割額により…第五号に掲げる者に対しては利子割額により、第六号に掲げる者に対しては配当割額により、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額により課する。

- 一 道府県内に住所を有する個人
 - 二 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
 - 五 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人
 - 六 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの
 - 七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において道府県内に住所を有するもの
- 2 前項第一号、第六号及び第七号の道府県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者(第二百九十四条第三項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、同条第四項に規定する者を除く。)をいう。
- 3~6(略)
- 7 第一項第二号に掲げる者については、市町村民税を均等割により課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

21

(参照条文)市町村民税

地方税法第294条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第二号…の者に対しては均等割額により、…課する。

- 一 市町村内に住所を有する個人
 - 二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
- 2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- 3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前項の規定により市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、第二項の規定にかかわらず、市町村民税を課することができない。

22

住所地課税の競合は生じるか？

「住所を有する者」→住民基本台帳に記録されている者(294条2項、24条2項)。

ただし、住民基本台帳に記録されていない個人であっても、真実に住所を有する者である場合には、記録されているとみなして課税することができる(294条3項、24条2項)。

「みなし課税権」を発動する場合に、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村に通知しなければならない(294条3項後段)。

→真実の「住所」地の所在する市町村(道府県)が課税管轄を有する。

その者が住民基本台帳に記録されている市町村(道府県)は、課税することができない。

ただし、複数の団体が、「その者の真実の住所地はその領域内にある」と主張して、住所の判定が競合することは理論的にはありうる。

しかし、住民税の課税にあたり、「住所」は、各人につき一個であると解されているため、裁判所において一個の「住所」が決定される。

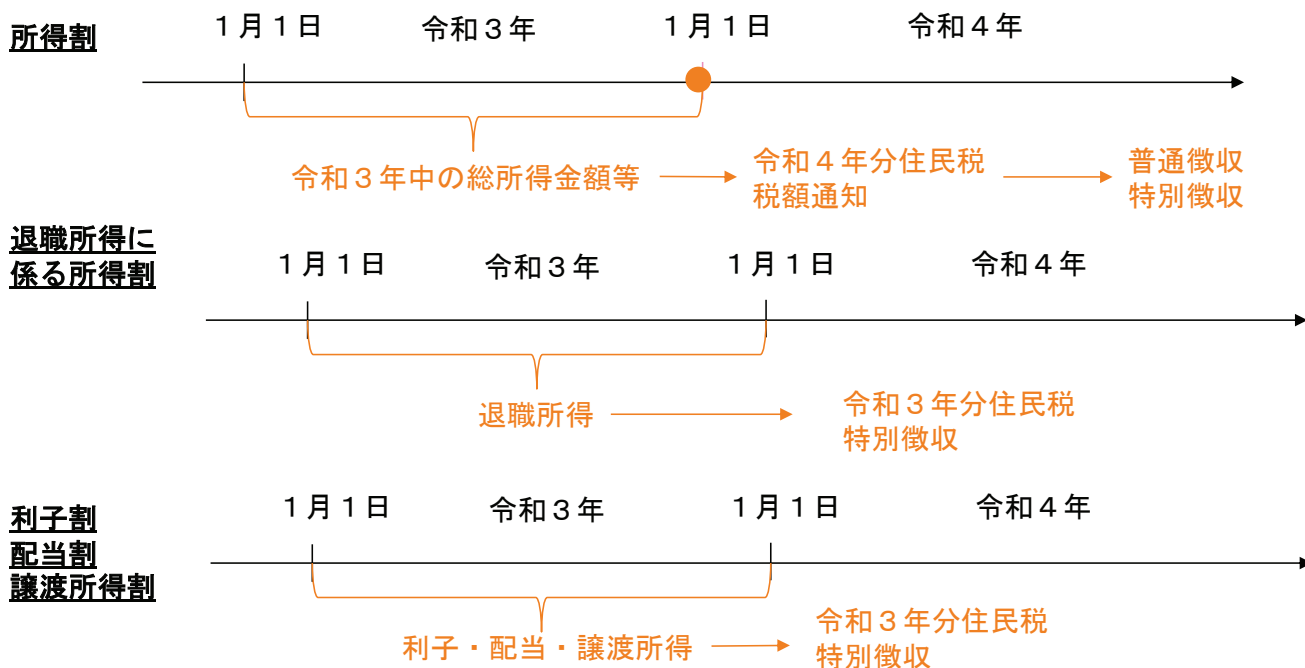
→住所の競合による二重課税がなされる余地はかなり小さい(実際に複数の地方団体が課税をして争いとなった判決は見当たらなかった。ただし、二地域居住が進めば、現在よりはその可能性は高まる。)

また、行政上二重課税がなされたとしても、司法において解決される。

(参考)個人住民税について「住所」の判定が争われた事例

東京地方裁判所昭和45年3月9日、高知地方裁判所昭和58年6月27日判決(高松高等裁判所昭和59年7月4日判決、最高裁判所第二小法廷昭和60年10月11日判決)、東京地方裁判所平成19年5月15日判決(東京高等裁判所平成19年11月14日)、東京地方裁判所平成25年5月30日判決 23

一暦年中における住所の変更



一 暦年中における住所の変更

一 暦年中における住所の変更を個人住民税に反映させるなら…

- ・総所得金額を月数按分するとしたら、退職所得も月数按分するのか？
- ・利子割・配当割・株式譲渡所得割は？

特別徴収の段階では、その暦年が終了していないため、月数按分することができない。

- ・所得控除も月数按分するか？
- ・必要経費を月数按分するか？それとも収入と対応させるか？

25

参考文献

Walter Hellerstein et al., STATE AND LOCAL TAXATION CASES AND MATERIALS Eleventh Edition (WEST ACADEMIC, 2020)

碓井光明『要説 地方税のしくみと法』学陽書房(2001)

谷史郎「米国の州及び地方団体における個人所得税と我が国の個人住民税」地方税(2001)

増井良啓・宮崎裕子『国際租税法(第3版)』(2015)6頁

石田 和之「地方税制温故知新(第60回)個人住民税における特別徴収の意義」税 71(8) (2016)

難波悠「二地域居住における公共サービス負担に関する一考察」東洋大学PPP(2016)

<https://www.toyo.ac.jp/uploaded/attachment/19246.pdf>

柏木恵「外国人住民増加による個人住民税の課題」(2019)税74巻12号

一高龍司「米国州法人所得税における州間定式配賦と市場アプローチの浸透-役務関連所得の帰属等を巡る論考の紹介-」租税研究844号(2020)

横山直子「住民税の特徴をめぐる問題と方向性」税法学583号(2020)p.39-46

林宏昭「個人住民税の課題とあり方」税研36巻5号(2021)

26

(参考)

第2 個人住民税の

現年課税化に関する資料

個人住民税の現年課税化について

総務省自治税務局市町村税課

令和2年度 個人住民税検討会報告書(抜粋)

【令和2年度個人住民税検討会報告書】

5 今後の検討について

これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化について議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適当と考える。

また、その他の課題として、切替年度における納税義務者の税負担の課題についても引き続き留意すべきであり、納税義務者の税負担に大きく影響を与えることから、過去の本検討会における検討結果も踏まえて、十分な議論が必要である。

【令和3年度個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

個人住民税の現年課税化に向けた検討については、以上のようなことを踏まえつつ、納税義務者における負担の増加等に関する課題、企業における年末調整等における事務負担に関する課題、市町村における課税事務に関する課題等について、過去の検討状況も踏まえて、今後も十分な議論を行うことが必要であると考える。

- これまで本検討会においては、現年課税化に向けた以下のような課題について、特に、企業や市町村における事務負担の軽減に関する議論を行ってきた。

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、**年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。**
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないかと。
- ・ 所得税に加え、各従業員の**毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。**
- ・ **年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。** ※企業が年末調整を行わない市町村精算方式ではこの課題は生じない。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、**報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。**

市町村

- ・ (年税額と源泉住民税額との差が生じるため)**市町村において追徴・還付事務が発生。**
※ 特に、企業が年末調整を行わない市町村精算方式では、市町村において大量の追徴・還付事務が発生する。

納税義務者

- ・ **現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。**
※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかと等の課題が生じる。

2

1月1日現在の住所地の確認について

- 現時点において、1月1日現在の住所地市町村を証明するための書類等は存在しないが、マイナポータル「わたしの情報」の「世帯情報」から、指定した日時点の住所地市町村の情報を把握することが可能。
- 当該機能を改良・活用することで、特別徴収義務者による従業員の1月1日時点の住所地市町村の把握に活用できるのではないかと。
- ただし、住民票所在市町村以外に居住しており住登外課税されている場合には、確認することができない。



ログインして
「わたしの情報」
を選択



「世帯情報」を選択のうえ、
指定して取得を選択し、
指定の日時を入力



検索ID: RPX0401-001 検索作成日: 2022年9月13日

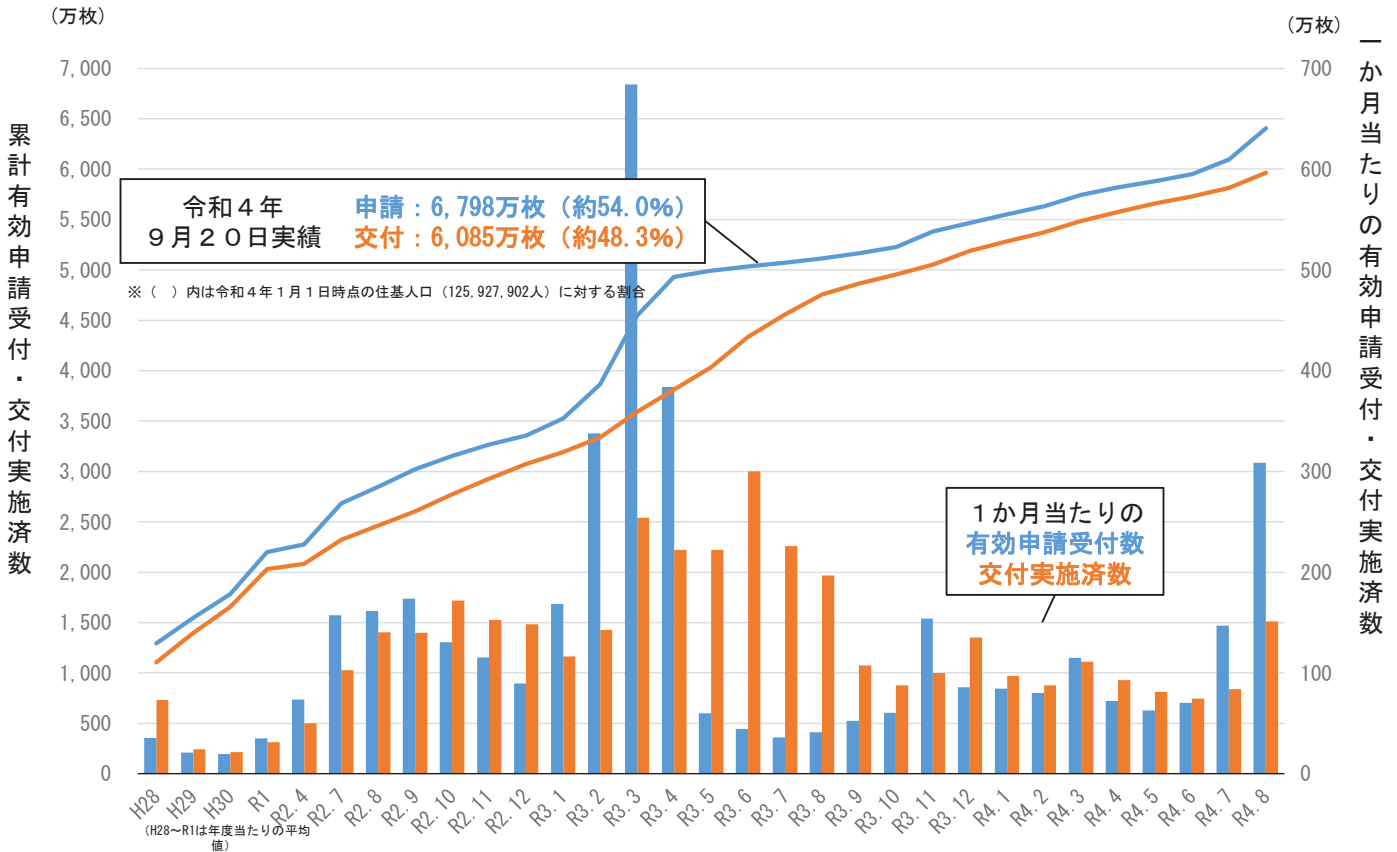
わたしの情報の確認結果

行政機関等	行政機関等	東京都庁
特定個人情報等	特定個人情報等	東京都庁
項目名	内容	
住所情報		
世帯主との続柄コード		
世帯主との続柄コード1		
世帯番号		
所属市区		
誕生日	2022年9月13日	
性別	男	
分府庁録	東京都庁	
取得情報日	2022年09月13日	
取得日時	2022年09月13日	
取得日時	2022年09月13日	
取得日時	2022年09月13日	
取得日時	2022年09月13日	
取得日時	2022年09月13日	

PDFファイルをダウンロード

3

マイナンバーカードの申請・交付状況



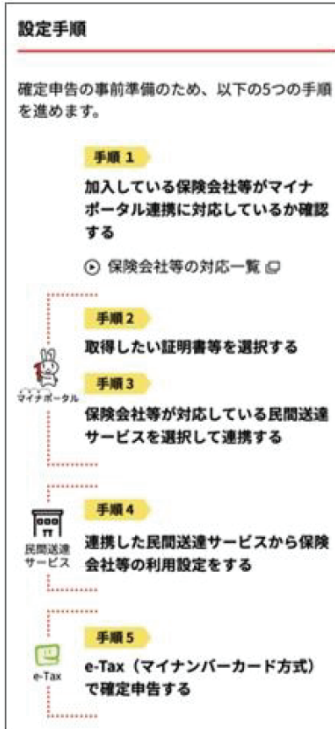
4

マイナポータルを活用による事務負担の軽減

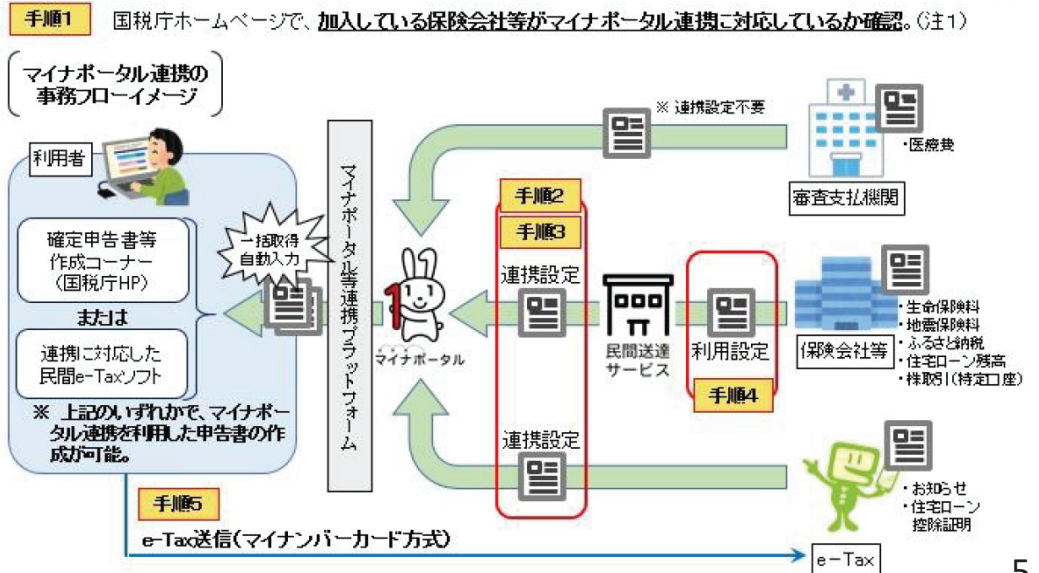
○ 以下の控除等については、マイナポータルと連携してデータを一括取得することで、年末調整の各種申告書や所得税確定申告書に自動入力することができることとされている。

年末調整	・ 生命保険料控除、地震保険料控除、給与所得者の住宅ローン控除
確定申告	・ 医療費控除、ふるさと納税、生命保険料控除、地震保険料控除、住宅ローン控除、株式等に係る譲渡所得(特定口座年間取引報告書)

【事前準備の設定手順】



- マイナポータルにおいて、マイナポータル連携に必要な事前設定を含めた準備について案内する専用ページを開設しています(令和4年1月から)。
- 専用ページでは、画面の案内に沿って進めることで、事前設定を完了することができます。(マイナポータル等連携プラットフォームは、マイナポータルから情報を一括取得するためのシステムです。利用者の方が個別に設定する必要はありません。)

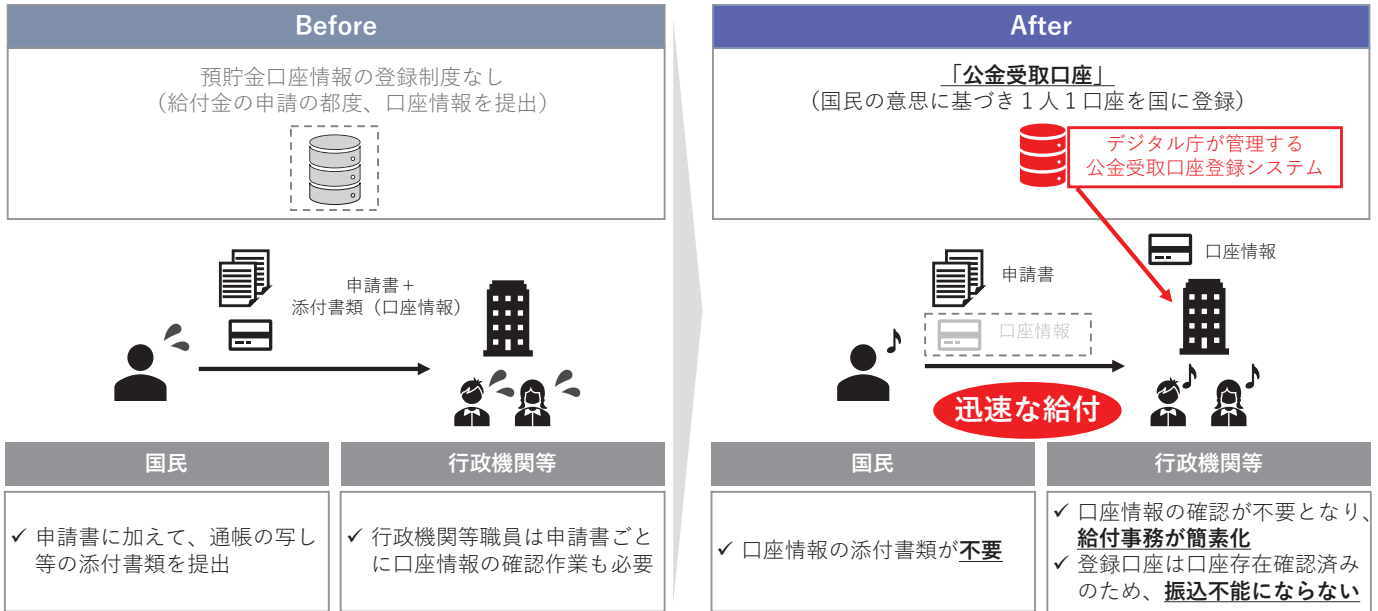


5

公金受取口座登録制度

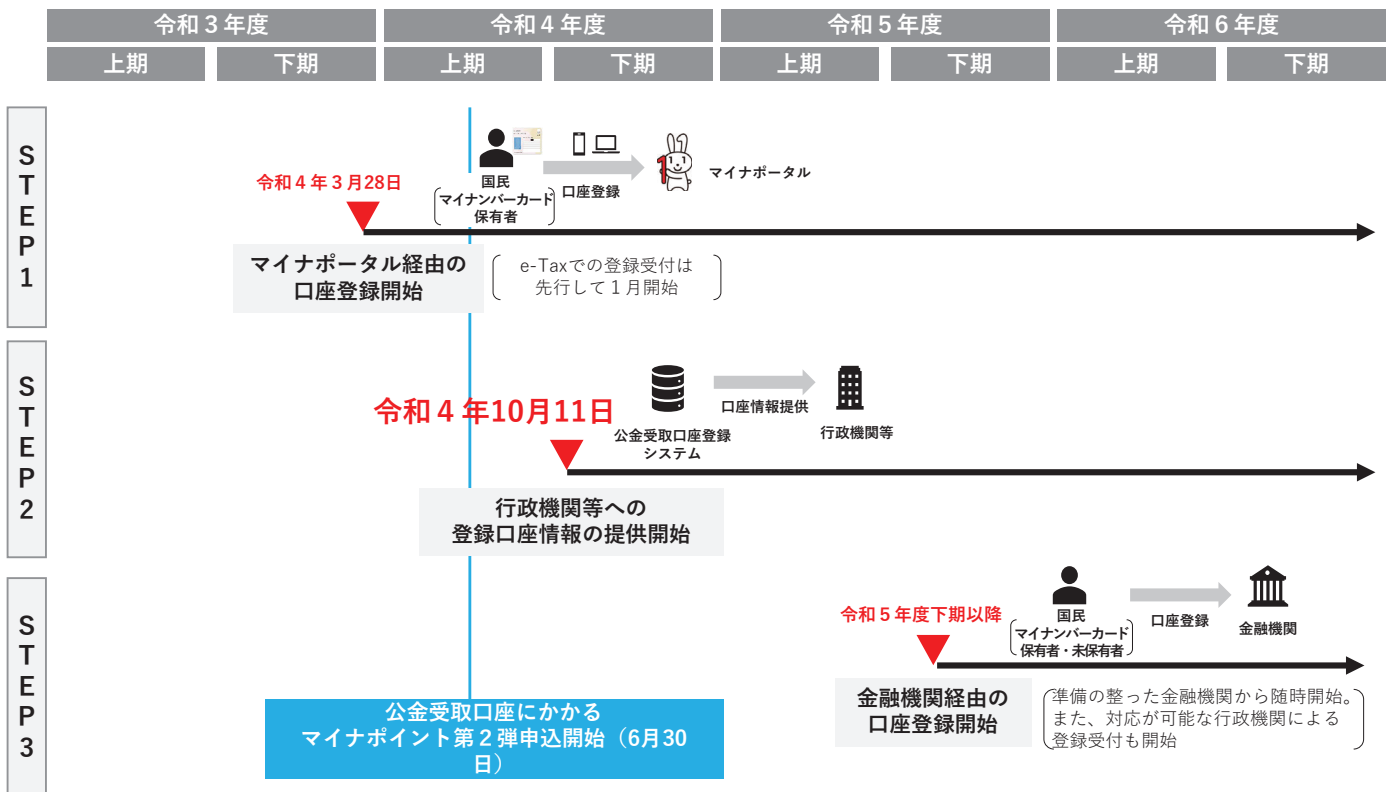
- 「公金受取口座登録制度」は、国民の皆様にも、今後の公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録いただくことで、緊急時の給付金をはじめ、様々な公的給付の支給に利用できるようにするもの。
- 3月28日より、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから公金受取口座の登録等が可能となっている。
- 給付事務における登録口座情報の利用については、10月11日より運用開始予定。

※ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年（2022年）6月7日）においては、「公金受取口座の登録を推進するとともに、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについて令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。」とされている。



6

公金受取口座登録制度に関するスケジュール



7

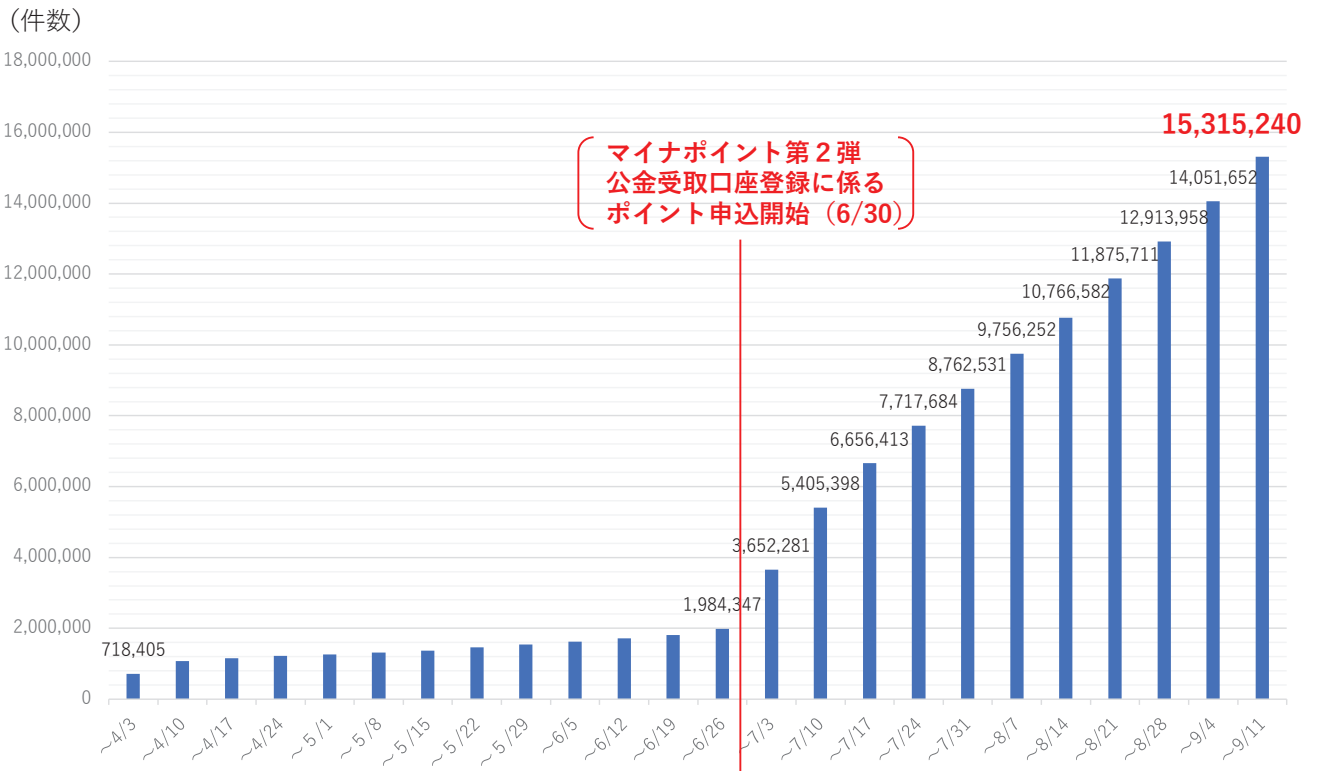
公金受取口座情報の活用フロー

- 公金受取口座を登録している国民は、給付金の申請をする際に、**口座情報の記入や通帳の写しの提出などが不要となる。**
- 給付主体である行政機関等は、情報提供NWSにより、**デジタル庁より公金受取口座情報を取得し**、当該口座を給付金の支給に活用することができる。



8

公金受取口座の登録件数推移



9

地方税共通納税システムについて

- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、eLTAXを通じた電子納税が可能。
- 特別徴収義務者は、合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能。

概要

<主なメリット>

納税者

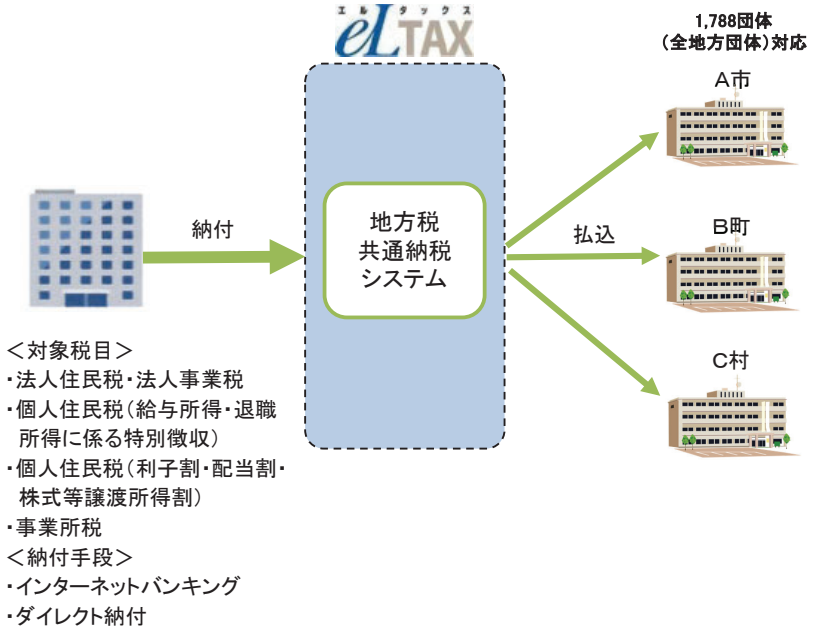
- 対象税目について、全ての地方団体に対して電子納税可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減

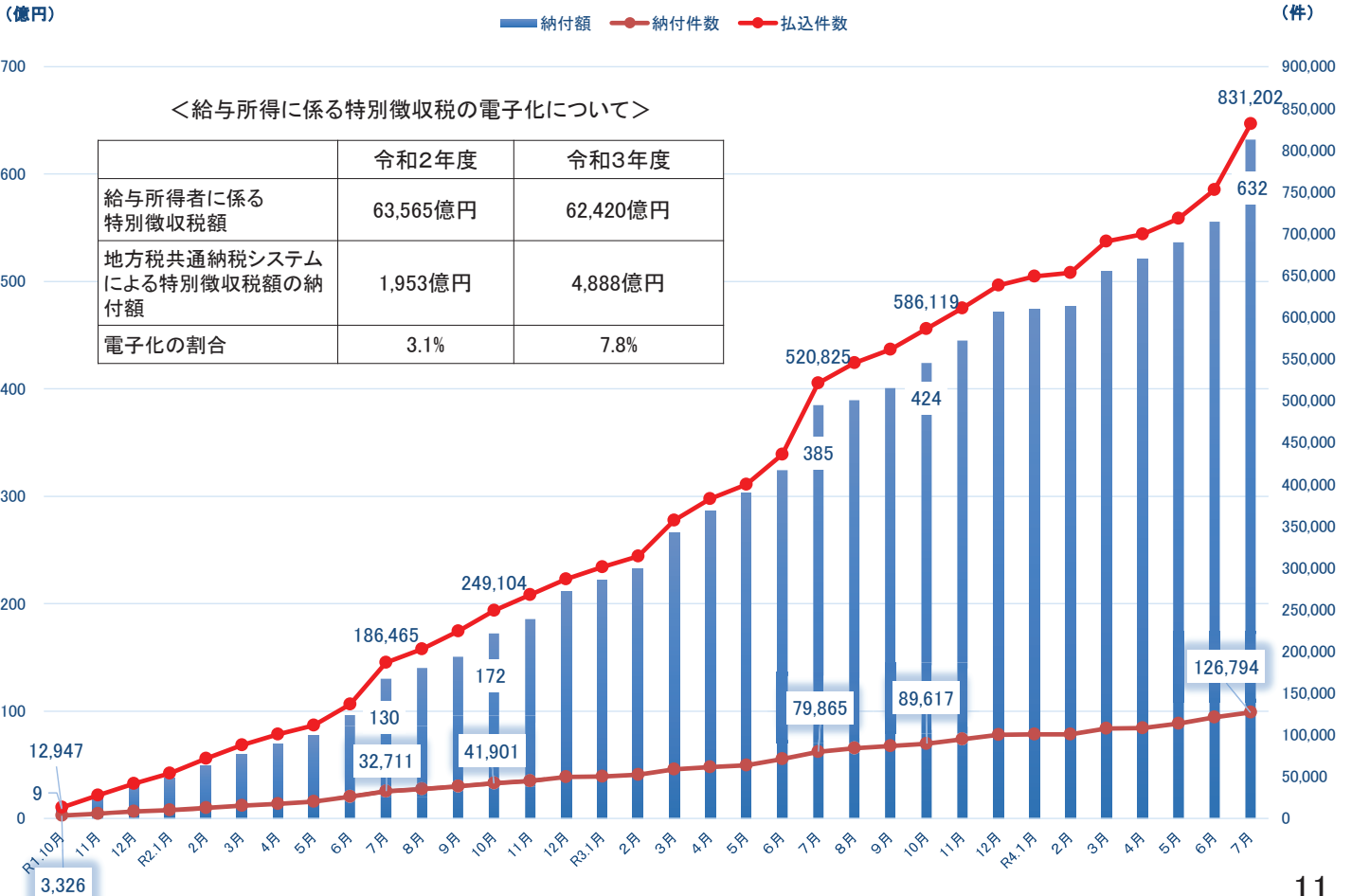
地方団体

- 納付書の封入作業等の負担軽減
- 印刷費、郵送費等の負担軽減



10

地方税共通納税システムの実績(個人住民税(特別徴収分))

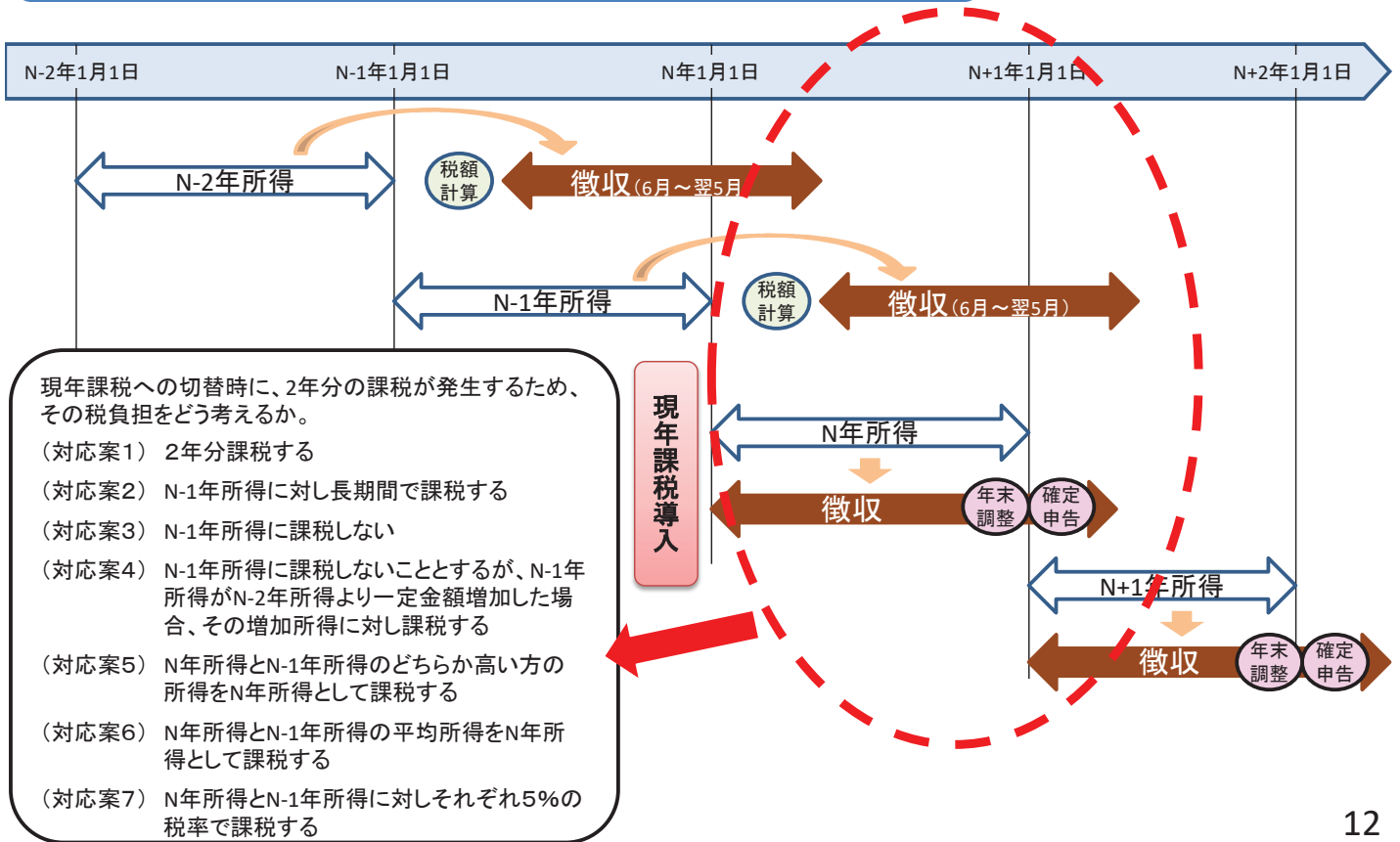


11

切替年度の税負担のあり方

N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



切替年度の税負担のあり方

○ N年分所得から現年課税を導入した場合、N年度に課税される個人住民税のうち、N-1年分所得に係る個人住民税を非課税とすると、課税されないこととなる個人住民税の税額は、個人の所得の状況によって異なる。

(例)

	N-1年	N年	N+1年
A 年齢21歳 独身	年収 100万円 個人住民税 0万円	年収 300万円 個人住民税 0万円 11.65万円 N-1年分 N年分	年収 300万円 個人住民税 11.65万円
B 年齢28歳 夫婦子1人	年収 400万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 14万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
C 年齢30歳 独身	年収 2,000万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 146.45万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
D 年齢55歳 夫婦	年収 2,000万円 個人住民税 146.65万円	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円 146.65万円 N-1年分 N年分	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円
E 年齢64歳 夫婦	年収 150万円 個人住民税 61.45万円	年収 150万円 個人住民税 0万円 0円 N-1年分 N年分	年収 150万円 個人住民税 0万円

N-2年分に退職(その年の所得が1,000万円の場合)

切替年度の税負担に係る各対応案の検討

内容	留意点
対応案1 2年分課税する	●年間の税負担が大幅に増えるため、納税者の理解が得られるか。
対応案2 N-1年所得に対し複数年かけて課税する	●年間の税負担が増えるため、納税者の理解が得られるか。 ●定年退職した場合など、収入が大きく減少した後も長期間課税されることになる。
対応案3 N-1年所得に課税しない	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●資産性所得など年度間変動が大きい所得について、現年課税導入の時期により納税者間で不公平が生じる。 ●所得の発生年度を調整することが可能な所得については、課税されない年度に所得を発生させることが可能となり、経済活動に影響を与える可能性がある。
対応案4 N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。
対応案5 N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案6 N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案7 N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、軽減される税額に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、軽減される税額がない)、世代間の不公平が生じる。 ●特別徴収義務者において、N年所得に対する源泉徴収とN-1年所得に対する特別徴収が発生し、事務が煩雑となる。

14

(参考) 現年所得課税移行時における課税方法

■ 昭和22年所得税改正時(所得税完全現年課税化)の例

(1) 昭和22年以前の課税方式

- ① 賦課課税(前年所得課税)・・・不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得
- ② 源泉課税(現年所得課税)・・・勤労所得、配当利子所得、退職所得

(2) 昭和22年改正

所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正により、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式に移行。

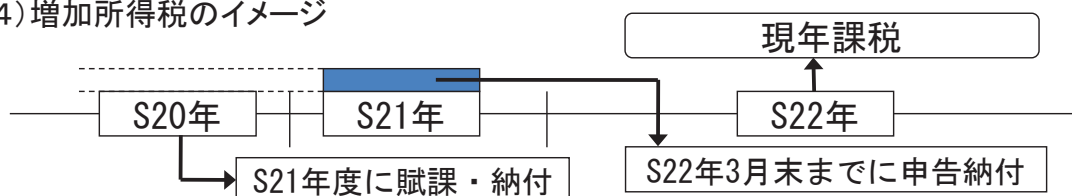
※ 制度移行時における課税関係

- ・昭和21年＝前年所得課税方式 ⇒ 昭和20年中の所得に対して課税
- ・昭和22年＝現年所得課税方式 ⇒ 昭和22年中の所得に対して課税

(3) 増加所得税の創設

昭和21年中の所得については、増加所得税(昭和21年中における所得と前年の所得とを比較して、一定金額(当時の金額で3000円)以上の金額で増加した者に対し、その増加所得を対象として一年限り課税する仕組み)を創設

(4) 増加所得税のイメージ



15

参考資料

16

令和3年度 個人住民税検討会における意見

(現年課税への切り替え年度の課題)

- ・ 現年度課税への切替え時の問題はきちんと整理しなければ、納税者の理解が得られないのではないか。
- ・ 消費税については、一般消費税等のいくつかの例を提示しながら導入した。現年課税化においても、導入時に2年間又は3年間の平均で課税することなど、選択肢を提示することをして良いのではないか。この検討会での議論も貴重な情報となるのではないか。
- ・ 現年課税化する際には、1年間分の課税を免除することとしても大きな影響はないのではないか。一般的に、その年の個人住民税について、いつの所得に対する課税なのかはあまり意識されておらず、退職の翌年度などに、税負担を重く感じて初めて意識するのではないか。ただし、所得の移転可能性や労働供給への影響など、現年課税化を実現する際に留意が必要なこともある。また、諸外国の状況についても留意する必要があるのではないか。
- ・ 現年課税化を行う際にある年分の所得を非課税とすることとした場合には、例えば金融所得、土地、建物等の売却時期を調整できる所得について、非課税になる年に所得を集めることが予見されることなど、留意が必要ではないか。
- ・ 戦後、所得税の現年課税化の際には、2年間の平均で税を取るという仕組みであった。実務的な執行可能性も考える必要があるため万能ではないが、特定の年分の税を非課税にするよりは、平均を取るという方法は良いのではないか。
- ・ 現年課税化する際に、1年分の税を取らないこととするのは、所得のタイミングを調整できる人とそうでない人との間において公平性の問題が生じるのではないか。

(マイナンバーカード等の活用)

- ・ 今後、マイナンバーカードの普及や地方税納税システムの充実等により、どれだけ効率化できるのかという点も議論していく必要があるのではないか。
- ・ 現年課税化については、従業員の1月1日の住所把握が難しい上に、税額計算自体、事業者側も自治体側も納税負担がかかるため、対応が難しい状況である。今後、行政の手続が簡素化等の観点から、マイナンバー等を活用する方法の検討をしていくべき。また、出国者などの特例的な部分の検討は進めていくべき。

17

(諸外国の事例)

- ・ 現年課税化について、諸外国の状況の検討はしたのか。また、我が国に近い仕組みの国はあるのか。
- ・ 国際的に、前年度の所得により税額を確定して企業で特別徴収する課税方法は特殊だという認識をしていた。源泉徴収と年末調整だけで課税が完結する国はそんなに多くない。

(働き方に関する課題)

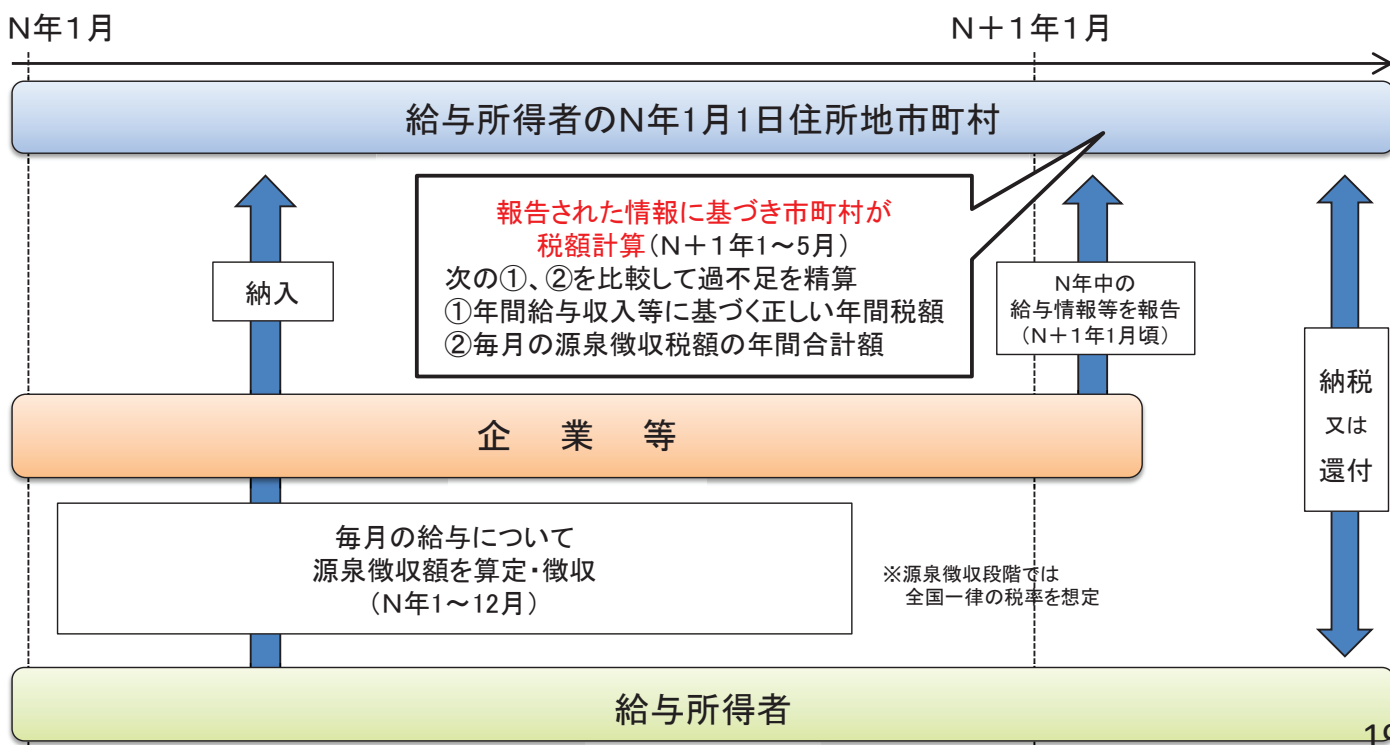
- ・ 従来、日本の労働慣行において退職は一生に1回だけであったところ、転職や海外赴任などの多様な働き方が生まれている。
- ・ 今後、副業する者について特別徴収をするのかという課題が生じた場合に、例えば、一律で徴収しておいて、把握している口座に調整分を返すという仕組みが良いのではないか。

(現年課税の検討の必要性)

- ・ 長年、議論が継続されており、実現には厳しいハードルがあると思うが、政府の各種委員会や審議会においては、なぜやらないのかという意見があるため、どこかで思い切って取り組むことも必要となるのではないか。そうでなければ、諦めるということも検討するべきか。
- ・ 現年課税化は特別徴収を前提にした議論になるのではないか。その際には、所得税においても配慮してもらうなど、所得税と個人住民税をあわせた形で検討していくことが必要なのではないか。
- ・ 現年課税は中長期的に考えていくことが必要であるが、経過措置として、出国時の課税においては出国時を賦課期日にするなど、課税の特例的なものから検討してはどうか。

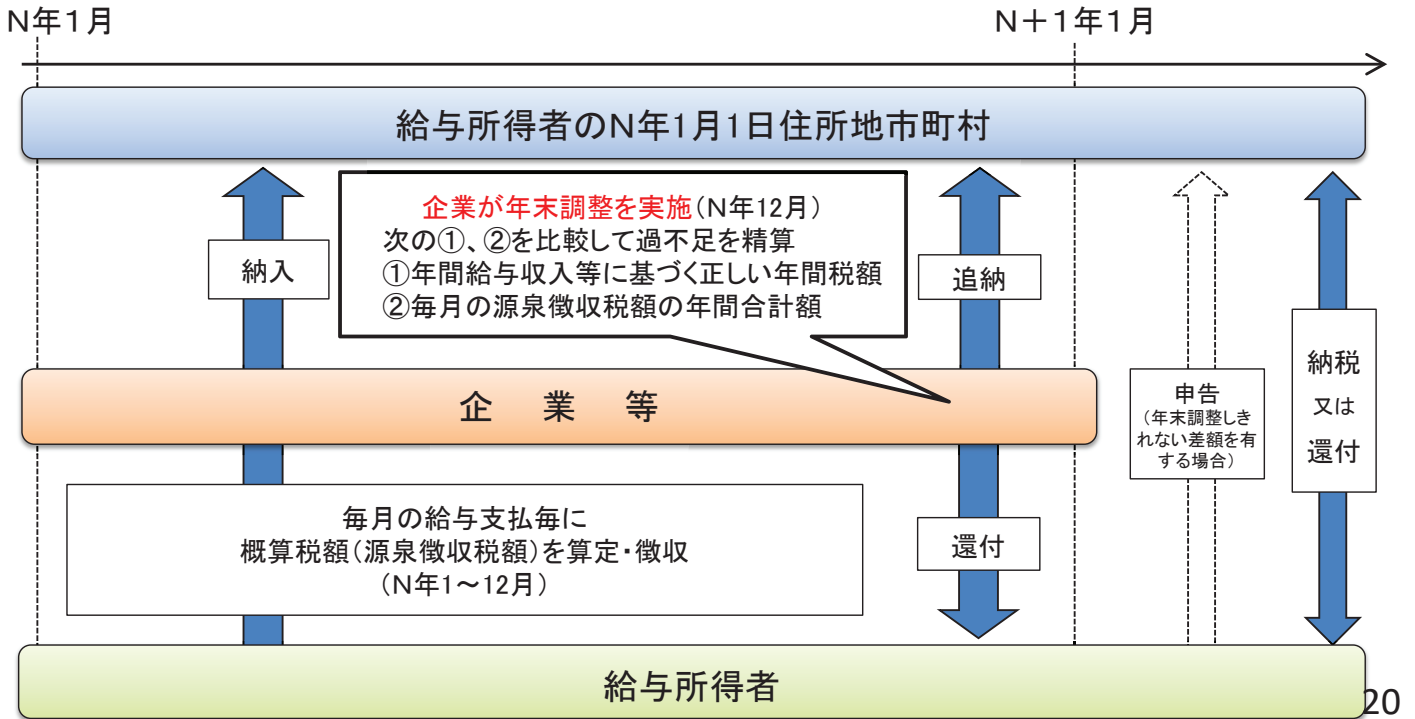
市町村精算方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 企業等において年末調整を行う所得税方式と比較して、相対的に企業等の負担が小さい。



所得税方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

(2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

(3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

22

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

- 平成18年度 ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度 ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度 ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度 ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式（現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの）
- 平成24年度 ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案（市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告）の事務負担の変化
- 平成25年度 ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度 ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度 ・ マイナンバー導入と現年課税化（マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担）
- 平成28年度 ・ 切替年度の税負担のあり方
- 平成29年度 ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度 ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度 ・ 市町村精算方式
（所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算）
- 令和2年度 ・ 企業における年末調整事務の負担、住所地団体の把握や源泉徴収税額の納付、
市町村における還付・追徴事務の負担、課税データを活用している各種制度への影響
- 令和3年度 ・ 過去の議論を踏まえた検討

23

(参考)

第3 個人住民税の

諸課題等についての資料

個人住民税における金融所得課税について

自治税務局市町村税課

利子割・配当割・株式等譲渡所得割の概要

	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)
⑤徴収方法等			
・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等については総合課税で申告した場合には、配当控除も適用)	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付		
⑧税収	325億円(R2年度決算額)	1,522億円(R2年度決算額)	1,763億円(R2年度決算額)

* 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、当該配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に対して納入することとされた。
 * 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。
 * 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

個人住民税における金融所得に対する課税について

	【預貯金等】	【一般公社債等】	【特定公社債等】【上場株式等】	【非上場株式】	【先物取引】
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 損益通算可能 </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 利子 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 利子 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%; margin: 10px auto;"> 譲渡損益 </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 利子 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 配当 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 譲渡損益 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 譲渡損益 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%; margin: 0 auto;"> 配当 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%; margin: 10px auto;"> 譲渡損益 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; text-align: center;"> 譲渡損益 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 税率 ・ 課税 方式 </div>	利子：5%分離※1 譲渡益：5%分離	5%分離※2		配当：10%総合 譲渡益：5%分離	5%分離
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 課税地 </div>	利子：利子支払等金融機関 所在都道府県課税 譲渡益：住所地課税	住所地課税 (源泉徴収は都道府県)		住所地課税	住所地課税
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 源泉 徴収 ・ 申告 </div>	利子：源泉徴収あり(利子割) 申告不可 譲渡益：源泉徴収なし 申告義務あり	源泉徴収あり (配当：配当割 譲渡益：株式等譲渡所得割) 申告任意※3		源泉徴収なし 申告義務あり	源泉徴収なし 申告義務あり

- ※1 公社債等の償還差益は譲渡益とみなされる
- ※2 上場株式等の配当については総合課税(10%)も選択可
- ※3 上場株式等の譲渡損益に係る源泉徴収は源泉徴収選択口座内のみ。その他は申告義務あり
- ※4 その他の金融資産の収益・譲渡損益については、10%総合課税(源泉徴収なし・申告義務あり)

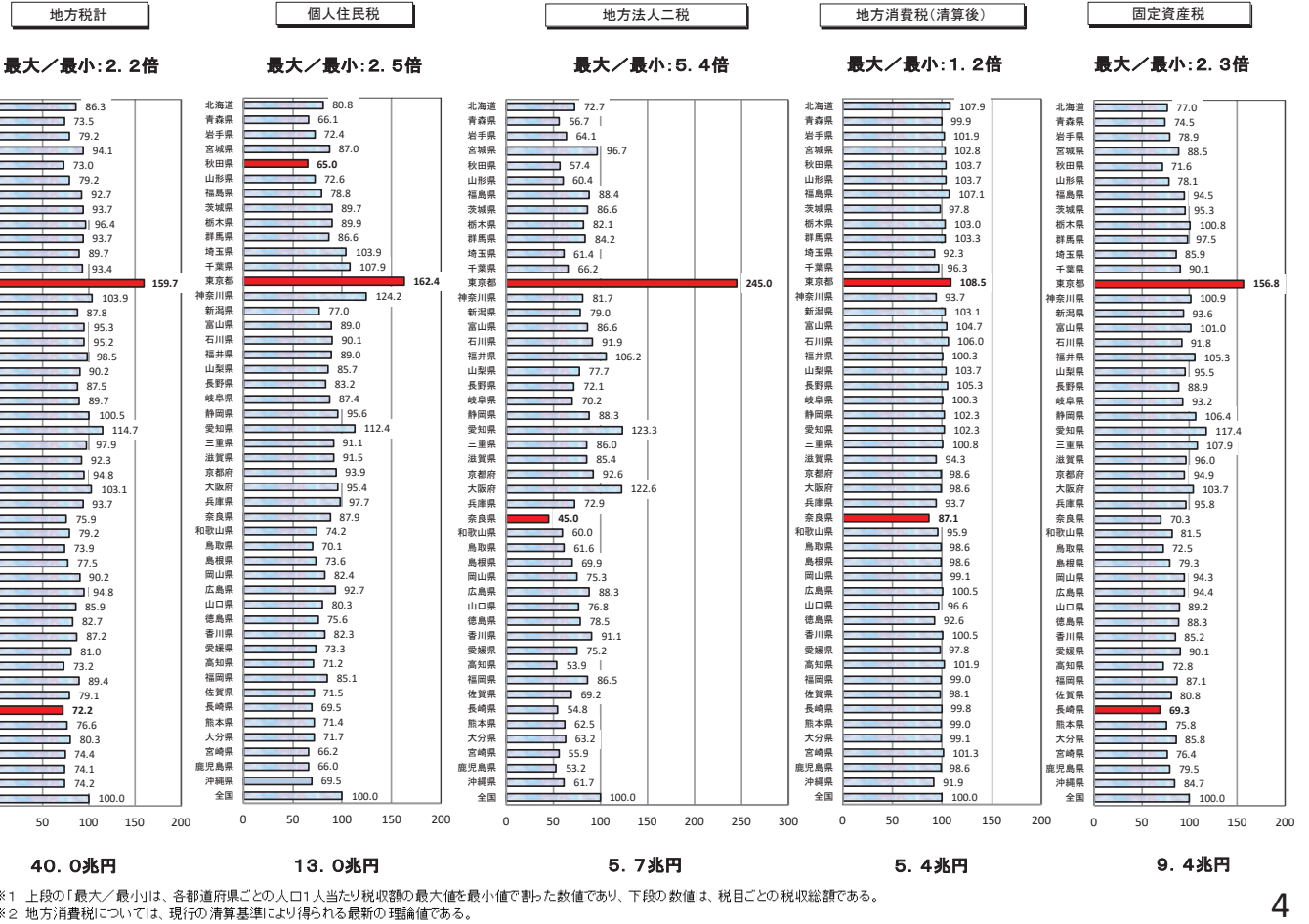
2

金融所得課税に係るこれまでの税制改正について

	S46 S63(利子割創設) H元(株式譲渡益に対する課税)	H15・H16(配当割・株譲割創設)	H21	H28
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 利子 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合 ・源泉分離選択可 所：20%、住：非課税 (段階的に引き上げられ、 S53～:35%) ※定期預金等 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所：15%、住：非課税 (S53～:20%) ※要求払預金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉分離 所：15%、住：5% 		<ul style="list-style-type: none"> ※H28年より法人に係る利子割を廃止
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 配当 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合 ・源泉分離選択可 (1銘柄年50万円未満等) 所：20% ※住は総合 (段階的に引き上げられ、 S53～:35%) ・申告不要(源泉徴収のみ) (1銘柄年5万円以下等) (S49:5万円→10万円) 所：15%、住：非課税 (S53～:20%) 	<ul style="list-style-type: none"> (H15・H16) <上場(大口株主を除く)> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所：15%、住：5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減 <非上場> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) (少額配当のみ) 所：20% ※住は総合 		<ul style="list-style-type: none"> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) ・申告分離 所：15%、住：5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 株式譲渡益 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 原則非課税 	<ul style="list-style-type: none"> (H元) ・申告分離 所：20%、住：6% ・源泉分離選択可(上場) (みなし利益方式) ※譲渡代金×5%を所得とみなし、源泉徴収 所：20%、住：非課税 (H8:5%→5.25%) 	<ul style="list-style-type: none"> (H15) ・申告分離 所：15%、住：5% ※ 上場はH25まで所7%、住3%に軽減 ※ 非上場はH15のみ所20%、住6% <源泉徴収選択口座> ・申告分離 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所：15%、住：5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減 ※ H15は所のみ7% 住は翌年度所得割で3%分離課税 	<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の配当と譲渡損失の損益通算 ・公社債等の課税方式の変更 ・特定公社債等の利子と譲渡損失の損益通算
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 有価証券取引税(国税) (S28～H11) 			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ※H26年：NISA創設 H28年：ジュニアNISA創設 H30年：積立NISA創設 </div>

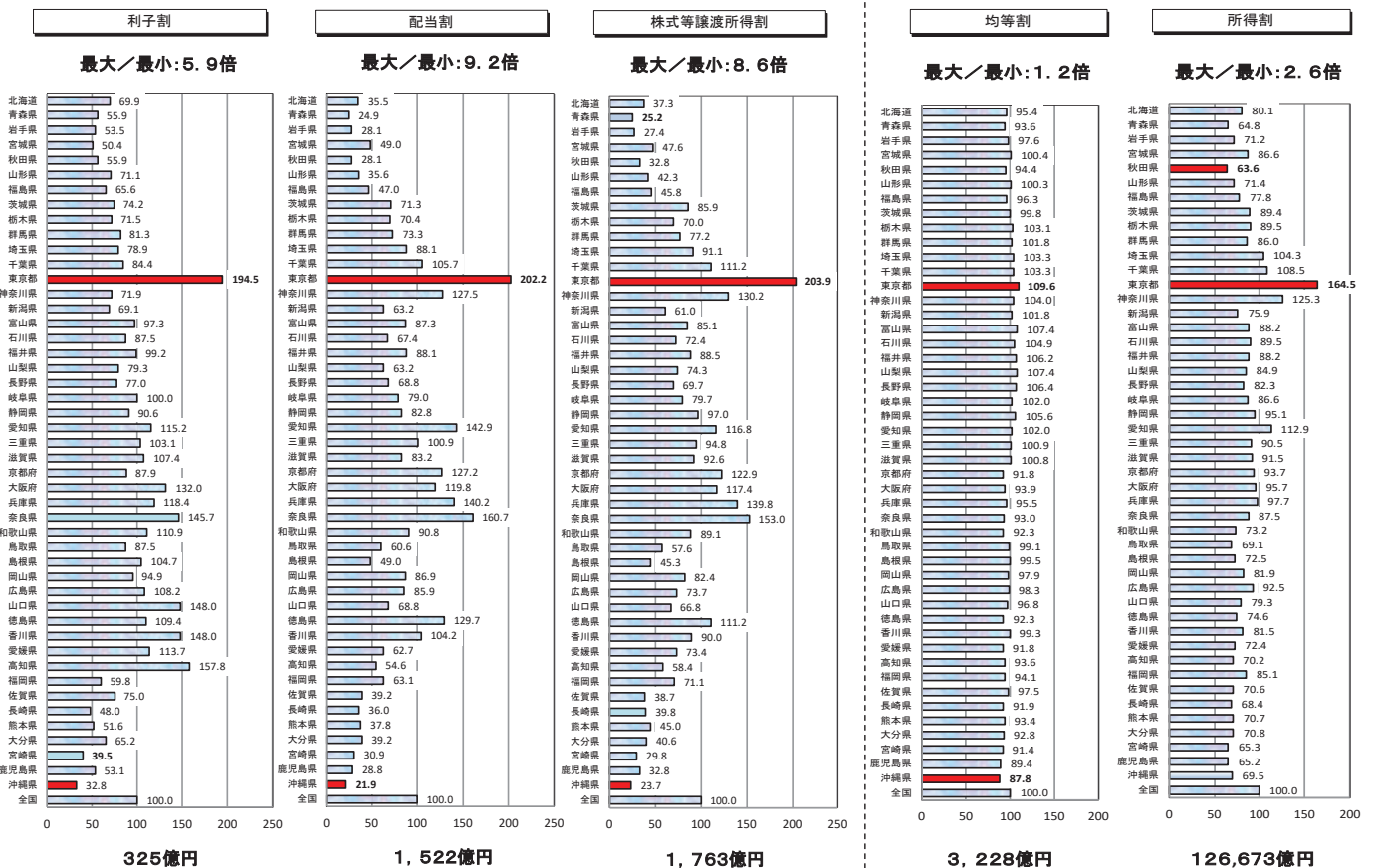
3

人口一人当たりの税収額の指数（令和2年度決算額）



4

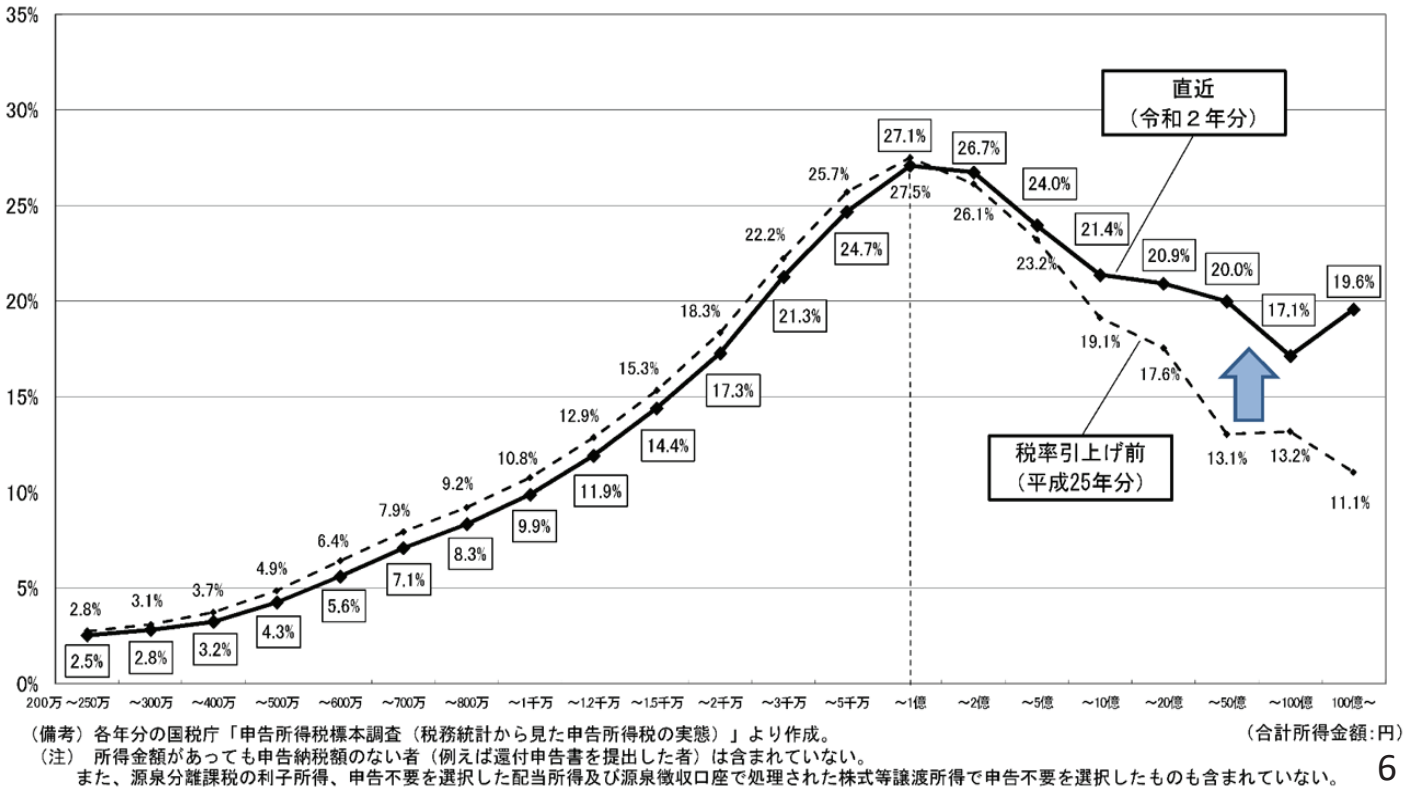
個人住民税における人口一人当たりの税収額の指数（令和2年度決算額）



5

申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



6

令和4年度与党税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 個人所得課税のあり方

② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

7

令和4年6月7日
閣議決定

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」）

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

※ 金融所得課税の強化についての記載は見当たらない。

8

令和4年度税制改正

第2 上場株式の配当所得等への課税方式の選択

6 まとめ

上場株式の配当所得等に対して、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することにより、結果として、個人住民税だけでなく社会保険料等にも影響を及ぼしていることについては、公平性の観点から課題があると言える。

こうした公平性の課題は税制への不信感に繋がるだけでなく、少子高齢化が進展し、社会保障関係経費が増加していくなかで、社会保障制度の持続可能性にも影響を与える恐れがある。

これまでの配当所得等に対する課税に係る改正経緯を踏まえつつ、こうした状況に対応していくためには、改めて配当所得等への課税のあり方について検討を行った上で、包括的所得概念の考え方に立って、所得税と個人住民税とで所得を一致させる観点から、将来的には、課税方式を一致させる方向で見直しを行うことも考えられる。

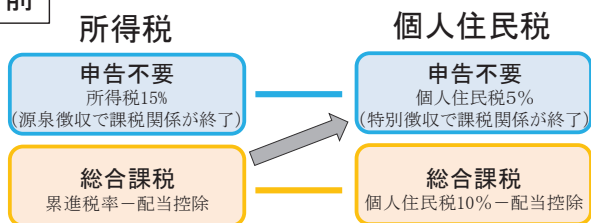
ただし、こうした見直しを進める場合には、現行制度上、課税方式を選択できることとなっている納税者の自由を制限することとなるため、そうした納税者の理解を得られるよう、慎重に検討していくことが必要である。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式(令和4年度改正)

- 改正前の制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能。
- このため、国民健康保険等の他制度における影響を考慮して、所得税で総合課税、個人住民税で申告不要を選択するケースがある。
- 金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとする。

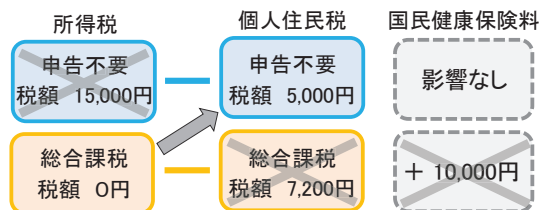
※ 令和6年1月1日施行。

改正前



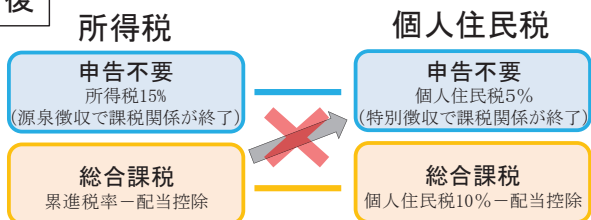
※ 上場株式等の配当所得等については、上記の申告不要及び総合課税に加え、申告分離課税が選択可能。
 ※ 上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能。

【具体例(改正前)】 10万円の配当所得がある国民健康保険加入者の事例
 ※課税総所得金額195万円超330万円以下の場合



※ 国民健康保険料等の負担額は個人住民税における総所得金額をもとに計算される。国民健康保険料率は10%と仮定。
 ※ 課税総所得金額195万円超330万円以下の場合の所得税の税率は10% (復興特別所得税は勘案していない。)
 ※ 配当控除は、所得税においては10%、個人住民税においては2.8% (課税総所得金額1,000万円以下の場合)。

改正後



(参考) 令和3年度個人住民税検討会における意見

(金融所得課税の一元化)

- ・ 経済界としても一元化の促進は要望している。デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一元化については、短期的に課題となってくるものと考えている。
- ・ 複雑であるので、一元化を推進すべきである。中小企業の活力強化という観点からも、中小ベンチャー企業等への資金調達の円滑化を図る効果が期待できる。

(金融所得課税の税負担の公平性)

- ・ 金融所得の一体課税について、所得が1億円を超えると実効税率が下がる状況があり、問題視している。多額の株式譲渡所得を得た場合などには、個人住民税の税率を上げることも検討すべきではないか。
- ・ 一般的には高所得者に課税するべきだという話がある一方、金融所得課税については、スタートアップ企業を増やす動きがある中で、その意欲を削いでしまうのではないかという議論がある。また、コロナ禍においても、株式市場自体はそれなりに株価が高いところで推移している中で、税率を上げると株式市場を冷え込ませるのではないかという懸念もある。
- ・ 経済界においては、税率を上げることで金融資産が海外に逃げる恐れがあるため、税率を高くすべきではないと主張する声があるが、所得における税負担の割合について、高所得者においては低くなっているという状況は適正とはいえないのではないか。

(金融所得課税の税率)

- ・ 個人的に金融所得課税の税率は他国と比べて低過ぎるのではないかと思うが、金融所得の税率だけを一律に高くすべきではなく、他の所得への課税状況を踏まえる必要があることから、金融所得課税の累進税率化についての検討も必要ではないか。
- ・ 一律に税率を高くすることは、現在、申告不要を選択している多くの低所得者層に高い税率を課すことになる可能性があるため、丁寧に検討していく必要がある。
- ・ 金融所得に応じて累進税率化をする場合、源泉徴収で申告不要を選択した金融所得については、技術的にどのように紐づけをして課税することとなるのか。

12

(参考) 令和3年度個人住民税検討会における意見

(国と地方の税収配分)

- ・ 所得税と個人住民税の最低税率を比較して金融所得課税の税率についての議論を行うこともできるのではないか。また、税収の帰属地の問題について、本社所在地や保有者の住所地に帰属させると、偏在は起こってしまうのではないか。
- ・ 国と地方の税率については、現在は15対5とされているところではあるが、地方分権推進の観点から、12対8ということでも良いのではないか。

(課税方法、納税地)

- ・ 金融所得課税は、地方税としても位置づけられているので、国からの譲与税とすることに葛藤はある。譲与税とする場合においては、人口割とするのか、財政需要面を基礎とするのかという議論が生じるのではないか。マイナンバーカードの取得も広がっており、住所地課税もできるのではないか。
- ・ 金融所得課税について、所得税においては源泉地によることとされており、個人住民税は住所地課税とされているが、法人の所在地で源泉徴収して、その自治体の税収とすることとしても良いのではないか。ただし、東京に集中することとなるため、理論的には法人所在地としても、所得税と同じ理論とするのか、そうではないのかということを考えることが必要。

13

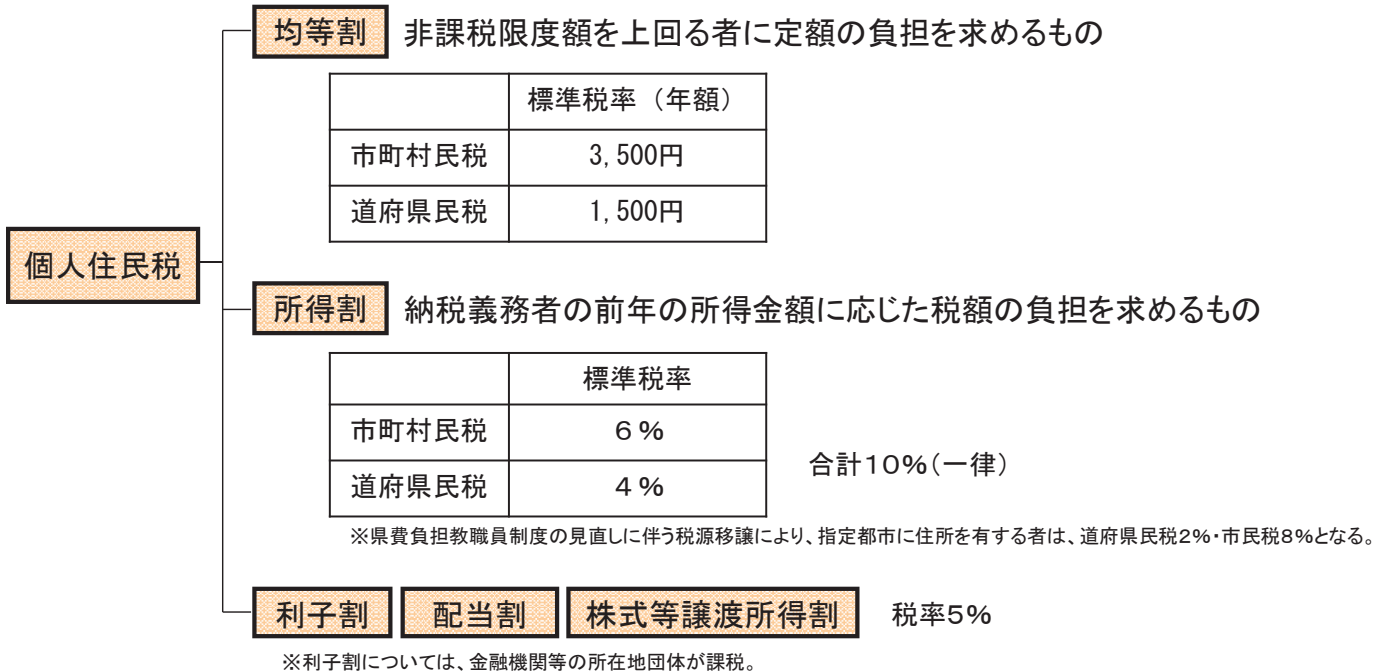
個人住民税の諸課題

自治税務局市町村税課

1. 個人住民税の税率等

個人住民税の概要

○ 個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、1月1日に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するもの。



2

所得課税に関するこれまでの政府税制調査会における整理の概要

「わが国税制の現状と課題」（平成12年7月）（抄） 「個人所得課税の課題」より

- (1) 個人所得課税の基幹税としての役割と負担のあり方
 （中略）経済活動を通じて所得を得た国民が、所得に応じて公的サービスの財源を支え合っていくことは今後とも重要であり、個人所得課税は引き続き基幹税として税体系において中心的な役割を担うべきであると考えます。
- (2) 課税ベースとしての所得のあり方
 （中略）経済社会の構造変化を踏まえて、控除のあり方や各種の所得計算の枠組みなど課税ベースとしての所得のあり方について見直しを行う際には、個々別々に見直すのではなく、総合的に見直していく必要があると考えます。
- (3) 所得再分配機能のあり方
 累進性を有する個人所得課税は税制全体の中で所得再分配機能の中心的な役割を果たしています。
 （中略）個人や企業の経済活動が多様化することにより、所得格差の拡大の方向に働く可能性や、消費課税の割合が高まってきていることをも考慮すると、税制全体の所得再分配機能を維持していくことが必要です。
- (4) 制度の簡索性
 （中略）個人所得課税は広範な経済取引や多数の納税者に関わる税目であるだけに、納税者に分かりやすい簡素な税制が求められます。
- (5) 個人住民税のあり方
 個人住民税は、基幹税として地方財政を支える税であるとともに、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）や地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する対価として、対応関係を明確に認識できるという性格（応益性）を有しており、地方自治を支える税として位置付けることができるものと言えます。こうしたことから、個人住民税は所得税に比較してより広い範囲の納税者がその負担を分かち合うものとなっています。
 個人住民税については、地方分権の推進や少子・高齢化の進展に対応し得る税制として、このような性格などを踏まえつつ、そのあり方を検討する必要があります。

3

「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月）（概要）

2. 「働き方やライフコースの多様化等への対応」

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

- 働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要
- 個人住民税についても、働き方の多様化等を踏まえ、前述した見直しの方向性に沿った検討を進めていくことが必要である。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有することや、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格等を踏まえる必要がある。

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

- 働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要。
- 貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。
- 金融所得課税について、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。

4

個人住民税均等割の概要

○ 均等割は、非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的なものとしての位置付け。

※ 均等割の納税義務者数は約6,400万人、所得割の納税義務者数は約5,900万人

区 分		昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度	平成10年度	平成16年度 ～ 平成25年度	平成26年度 ～
市 町 村 民 税	①人口50万人以上の市	800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円		
	②人口5万人以上50万人未満の市	600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円	3,500円
	③その他の市及び町村	400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円		
道府県民税 (標準税率)		—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

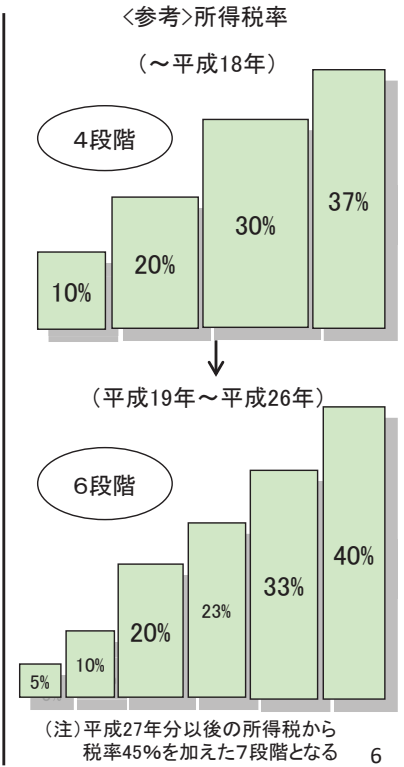
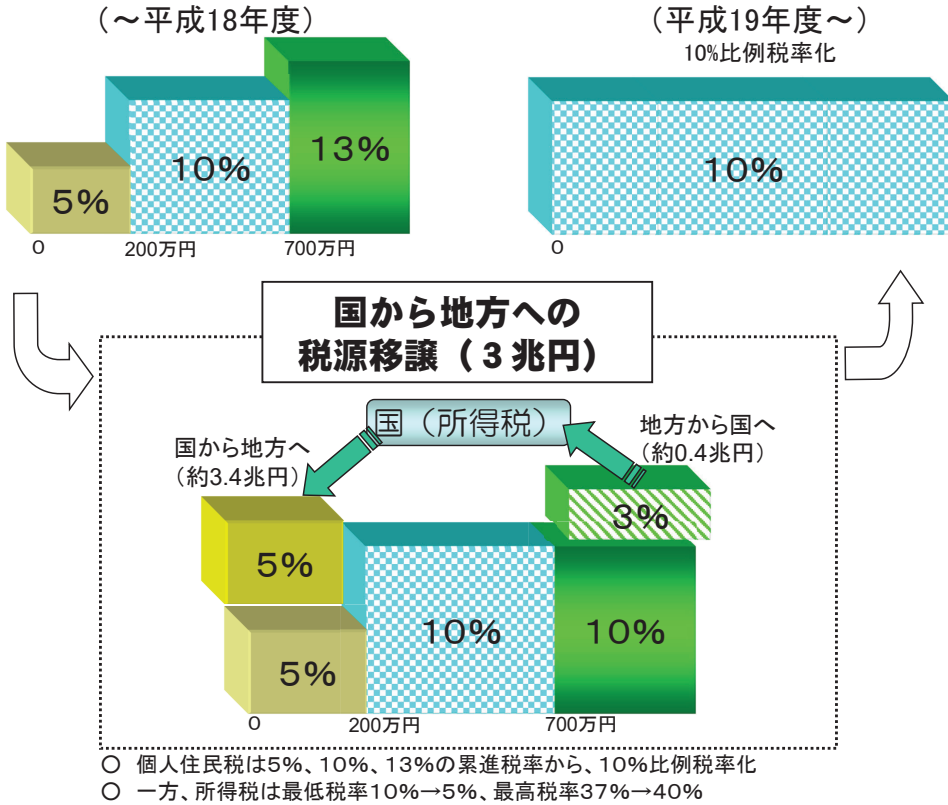
(※) 東日本大震災を契機として、緊急に地方団体が実施する防災の施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

(※) 37府県・2市において、超過課税を実施。

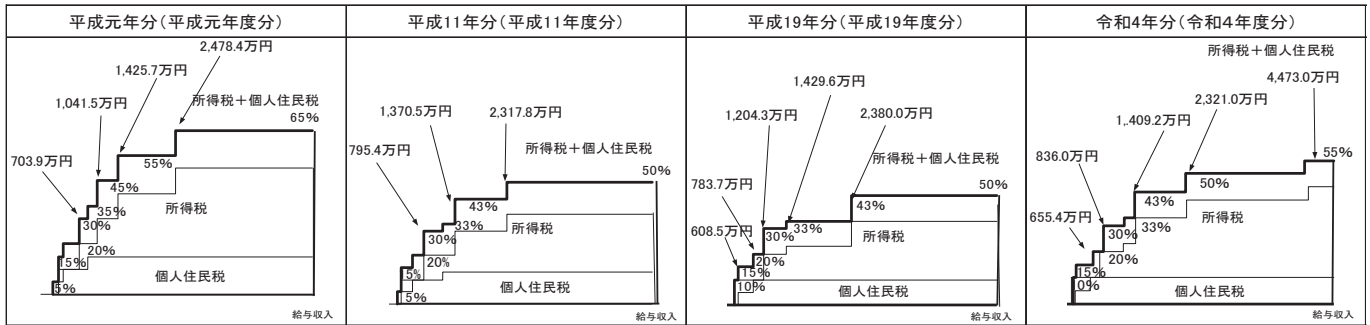
5

個人住民税の税率構造

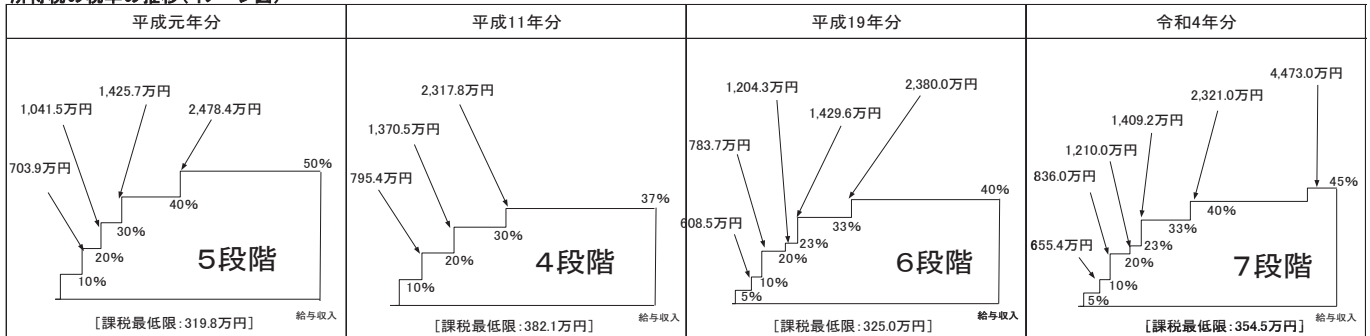
- 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、10%比例税率化。
- 都道府県別の人口一人当たり税収額の最大/最小は、平成18年度に3.3倍であったものが、令和2年度には2.5倍となっている。



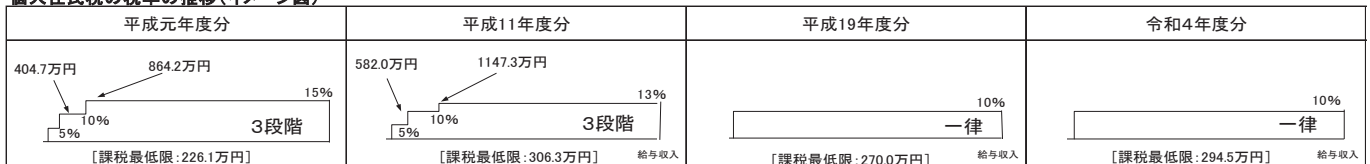
個人所得課税の税率の推移



所得税の税率の推移(イメージ図)



個人住民税の税率の推移(イメージ図)



- (注) 1. 給与収入及び課税最低限は夫婦2人(子のうち1人は一般扶養控除、もう1人は特定扶養控除の対象)の場合の数値である。
 2. 住民税は平成12年度(所得税は平成12年)及び平成27年度(平成27年)において、社会保険料控除額の近似式の係数の改訂が行われている。
 3. 平成27年分以後の所得税については、課税所得4,000万円超について45%の税率を設けている。(平成19年分~26年分は、所得税の最高税率は40%)

個人住民税における利子等に対する分離課税

- 利子、配当、株式等譲渡益等に対する課税は、所得税と個人住民税が一体として設計。個人住民税については、総合課税(10%)とは異なる分離課税の税率(5%)が適用されている。
- このため、高所得者ほど合計所得金額のうち株式等譲渡所得等の占める割合が高い状況を踏まえると、個人住民税においても、高所得者ほど負担率が低くなる傾向があると考えられる。

	総合課税	分離課税	
所得税	5%~45%	15%	} 20%
個人住民税	10%	5%	

- 利子割(特別徴収) 利子等に対する課税
- 配当割(特別徴収) 一定の上場株式等の配当等に対する課税
- 株式等譲渡所得割(特別徴収) 一定の特定口座における上場株式等の譲渡所得に対する課税
- 所得割(申告分離課税) 一定の配当等及び株式等の譲渡に係る所得に対する課税

※配当等については、総合課税される場合がある。

8

分離所得課税に係る所得税と個人住民税の税率について

所得の種類		所得税	住民税 (※1)	比率 (総額のうち住民税の 占める割合)		
土地・建物等	長期譲渡所得 (譲渡した年の1月1日時点の所有期間が5年を超えるもの)	一般所得分(租31、地附34)	15%	5%	3:1(25.0%)	
		優良住宅地等の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(租31の2、地附34の2)	課税長期譲渡所得金額が ^{※2} 2,000万円以下の場合	10%	4%	5:2(28.6%)
			課税長期譲渡所得金額が ^{※2} 2,000万円を超える場合	15%	5%	3:1(25.0%)
		10年超所有する居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(租31の3、地附34の3)	課税長期譲渡所得金額が ^{※2} 6,000万円以下の場合	10%	4%	5:2(28.6%)
	課税長期譲渡所得金額が ^{※3} 6,000万円を超える場合		15%	5%	3:1(25.0%)	
	短期譲渡所得 (譲渡した年の1月1日時点の所有期間が5年を超えないもの)	一般所得分(租32、地附35)	30%	9%	10:3(23.1%)	
軽減所得分(租32、地附35)		土地等を国や地方公共団体に譲渡した場合等(租28の4、地附33の3)	15%	5%	3:1(25.0%)	
金融	利子・配当等	預貯金利子(租3、地71の6)等	源泉徴収(住は利子割)	15%	5%	3:1(25.0%)
		上場株式等の配当等(租8の4、地71の28、地附33の2)等	源泉徴収(住は配当割)	15%	5%	3:1(25.0%)
			申告分離課税	15%	5%	3:1(25.0%)
	株式等譲渡所得	上場株式等に係る譲渡所得等(租37の11、地71の49、地附35の2の2)	源泉徴収(住は株譲割)	15%	5%	3:1(25.0%)
			申告分離課税	15%	5%	3:1(25.0%)
		一般株式等に係る譲渡所得等(租37の10、地附35の2)	申告分離課税	15%	5%	3:1(25.0%)
先物取引に係る雑所得等(租41の14、地附35の4)	申告分離課税	15%	5%	3:1(25.0%)		

※1 市町村民税：道府県民税の割合はいずれも3:2(所得割については、指定都市に住所を有する者は4:1)

※2 このうち2,000万円以下の部分は、所得税10%、個人住民税4%

※3 このうち6,000万円以下の部分は、所得税10%、個人住民税4%

(参考) 所得税と個人住民税の税収及び比率

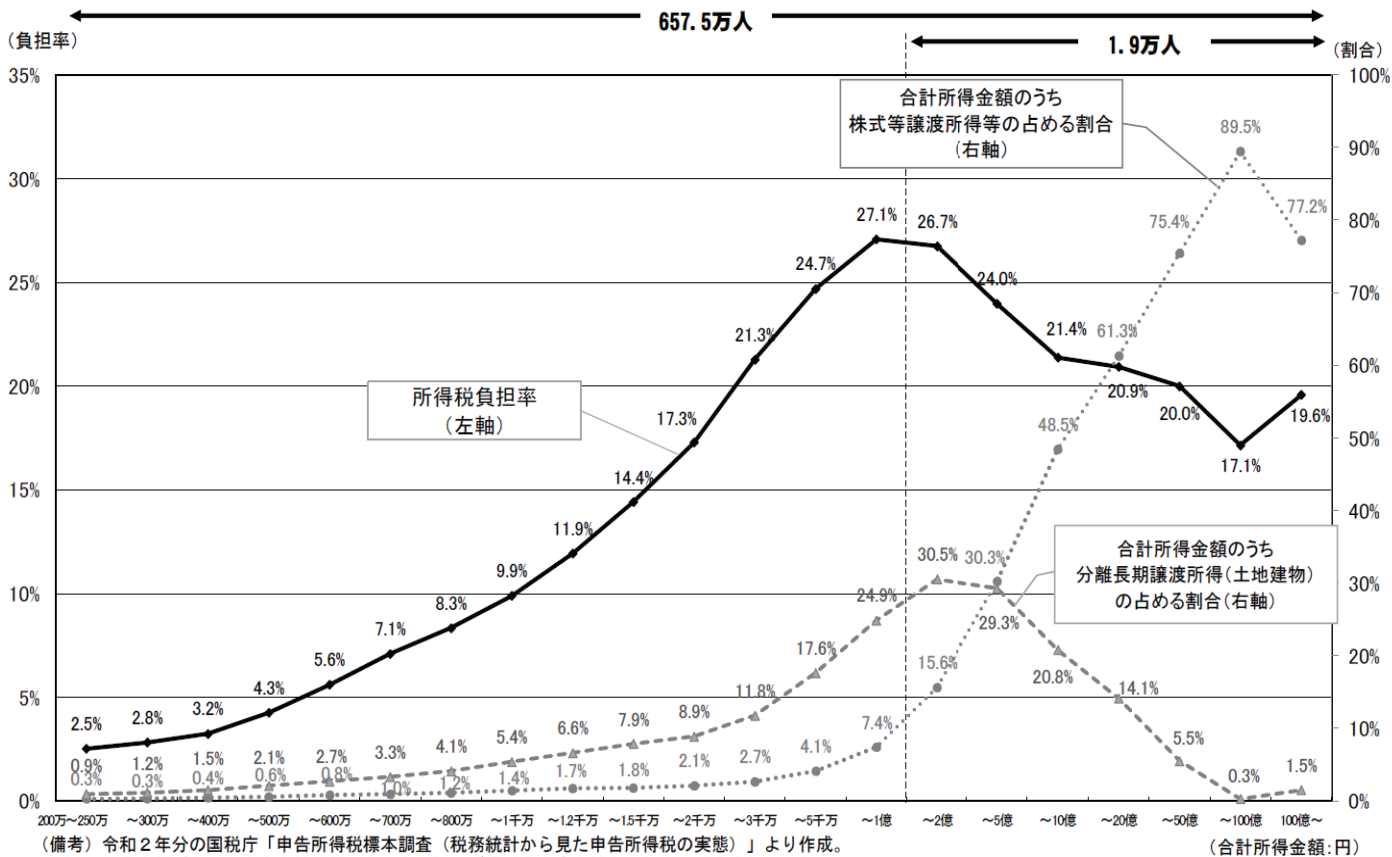
平成18年度決算 約17.1兆円:約 9.1兆円(34.8%)

令和2年度決算 約19.2兆円:約13.4兆円(41.1%)

9

申告納税者の所得税負担率

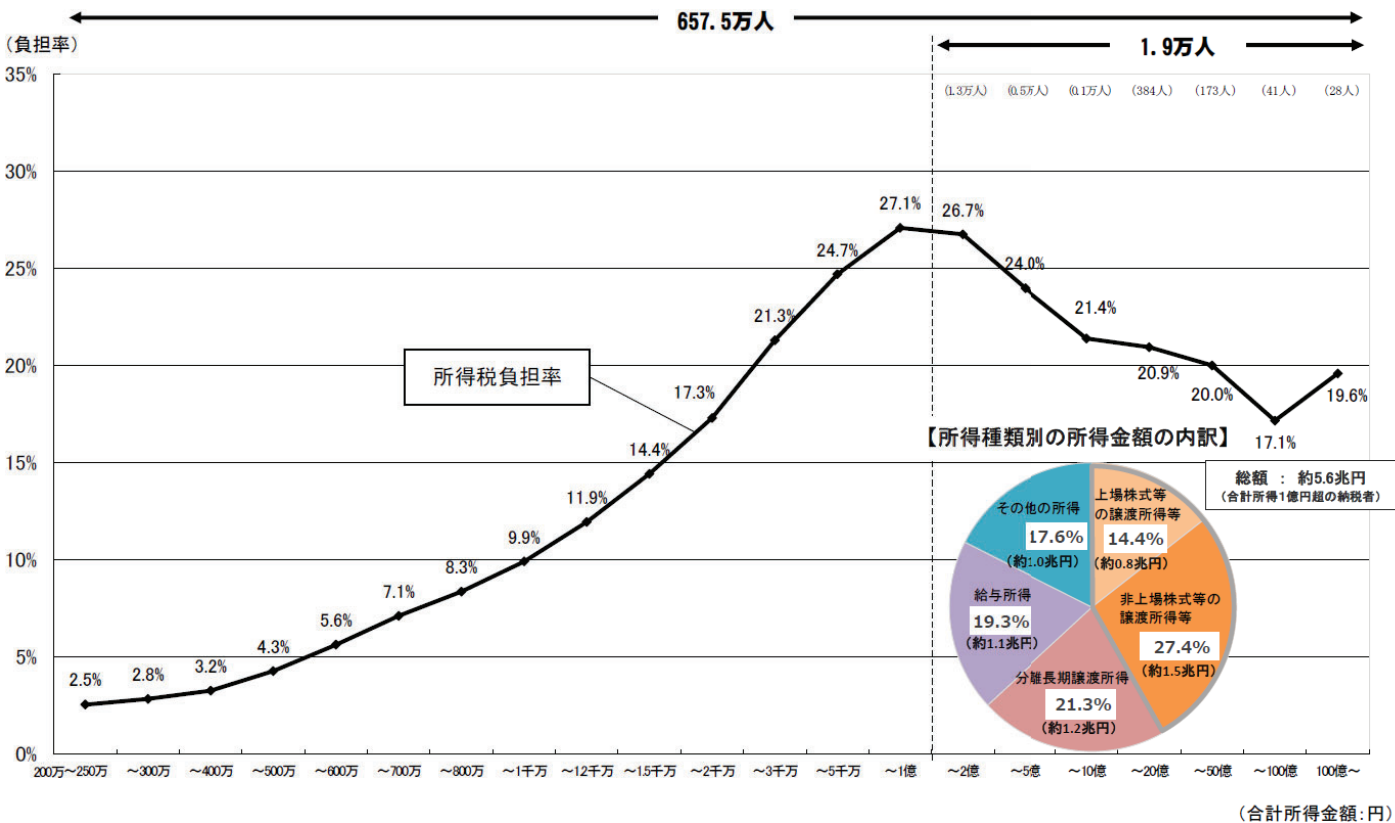
令和4年10月4日
政府税制調査会資料
令和2年分



10

申告納税者の所得税負担率

令和4年10月4日
政府税制調査会資料
令和2年分



11

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 個人所得課税のあり方

② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

個人住民税における利子等に対する分離課税

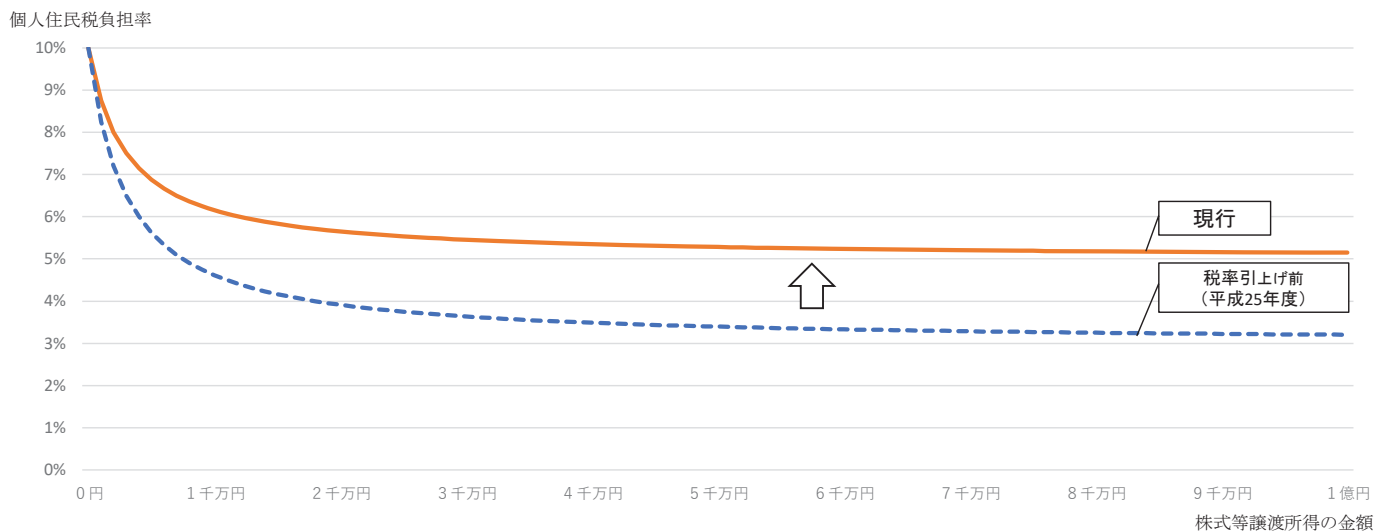
- 利子、配当、株式等譲渡益等に対する課税は、所得税と個人住民税が一体として設計。個人住民税については、総合課税(10%)とは異なる分離課税の税率(5%)が適用されている。
- このため、高所得者ほど合計所得金額のうち株式等譲渡所得等の占める割合が高い状況を踏まえると、個人住民税においても、高所得者ほど負担率が低くなる傾向があると考えられる。

	総合課税	分離課税	
所得税	5%～45%	15%	} 20%
個人住民税	10%	5%	

個人住民税の負担率

- 個人住民税は、所得割の税率が10%である一方、分離課税における税率は5%に設定。
- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高い状況下において、所得税の「1億円の壁」と様相は異なるものの、個人住民税においても高所得者層で負担率が低下。

(給与所得者 課税標準額300万円の場合)



14

経済財政運営と改革の基本方針2022(抄)

令和4年6月7日
閣議決定

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点分野

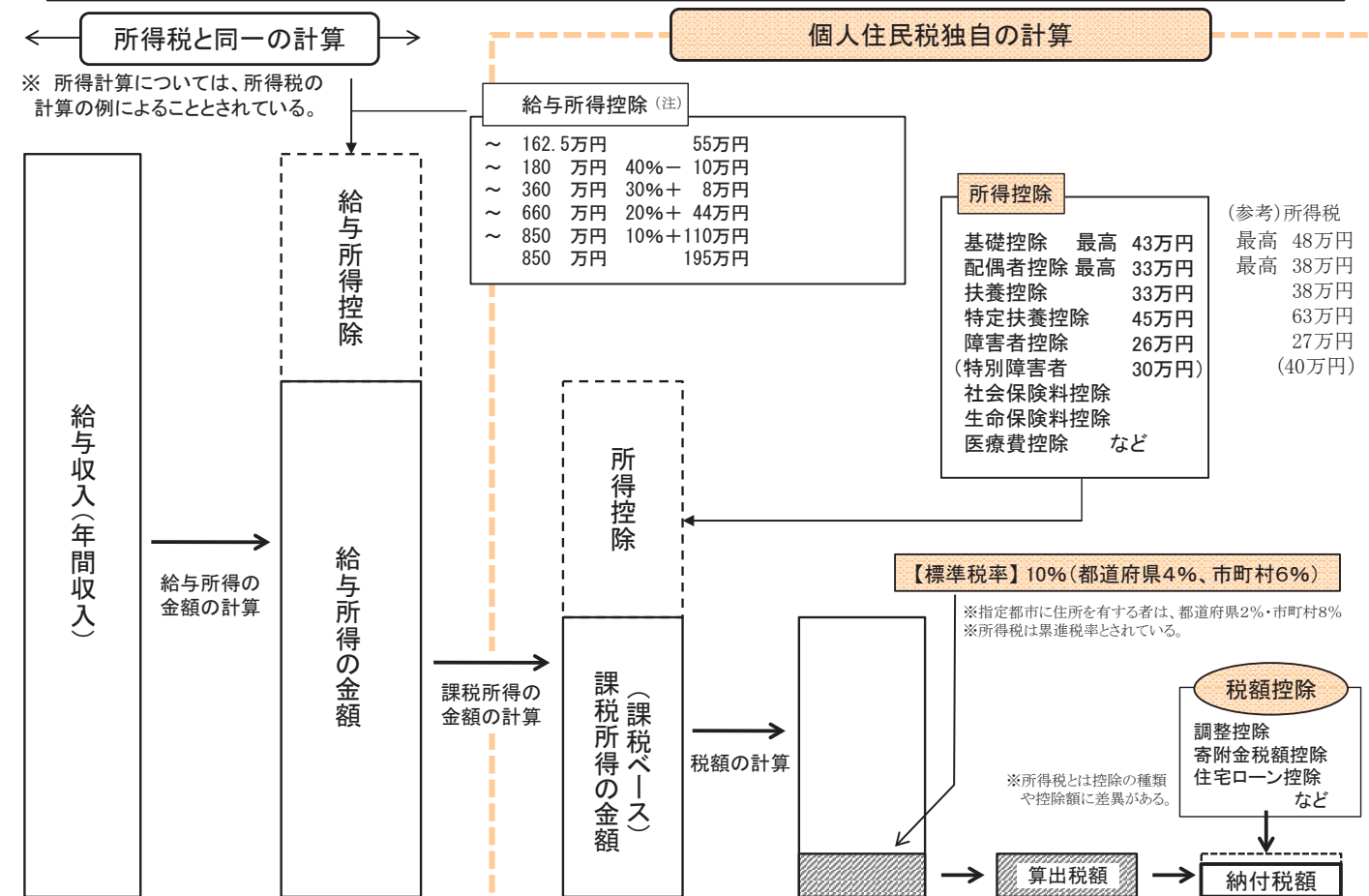
(1) 人への投資

・ (「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」)

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

2. 個人住民税の所得控除等

給与所得者の個人住民税額計算のフローチャート



(注) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。
 給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

14. 個人住民税関係

(1) 個人住民税の意義

① 地方自治を支える個人住民税

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(負担分任の性格)を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっています。

地方公共団体は、住民に対し、日常生活に密着した様々な行政サービスを提供していますが、個人住民税は、このような行政サービスの実施主体である地方公共団体がその課税主体となり、受益者である住民に広く課税するものであり、住民は、身近な地方公共団体からの受益とそれに対する負担との関係を明確に理解することができます。

また、それにより、住民が地方行政に対する理解と関心を深めることとなり、地方自治の運営に参画することにつながるとともに、自ら負担する税がどのような行政サービスに使われるかを監視することにより、住民の需要に応じた効率的な地方行政が推進されることとなります。

(3) 個人住民税の課題

① 個人住民税の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、このような明確化は、国・地方を通ずる行政の簡素化・効率化につながることもとなります。

② 所得割の所得控除と課税最低限

所得割の所得控除及び課税最低限のあり方については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税と一致させる必要はないと考えられます。

18

所得控除の種類及び概要

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		本人の所得要件	
			令和3年度	(参考) 所得税(令和2年)		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	最高 43万円	最高 48万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が逡減)
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者			—
	控除対象配偶者 老人控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
		昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高 38万円	最高 48万円	
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
	扶 養 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者			—
		昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	—
		平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
		昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	特 別 な 人 的 控 除	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
昭和37年度 (1962年度)		・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—	
昭和43年度 (1968年度)		・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—	
人 的 控 除	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	—	
	昭和37年度 (1962年度)	・夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ・夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	26万円	27万円	合計所得金額500万円以下	
	令和3年度 (2021年度)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	30万円	35万円	合計所得金額500万円以下	
勤 労 学 生 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	合計所得金額75万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下	

19

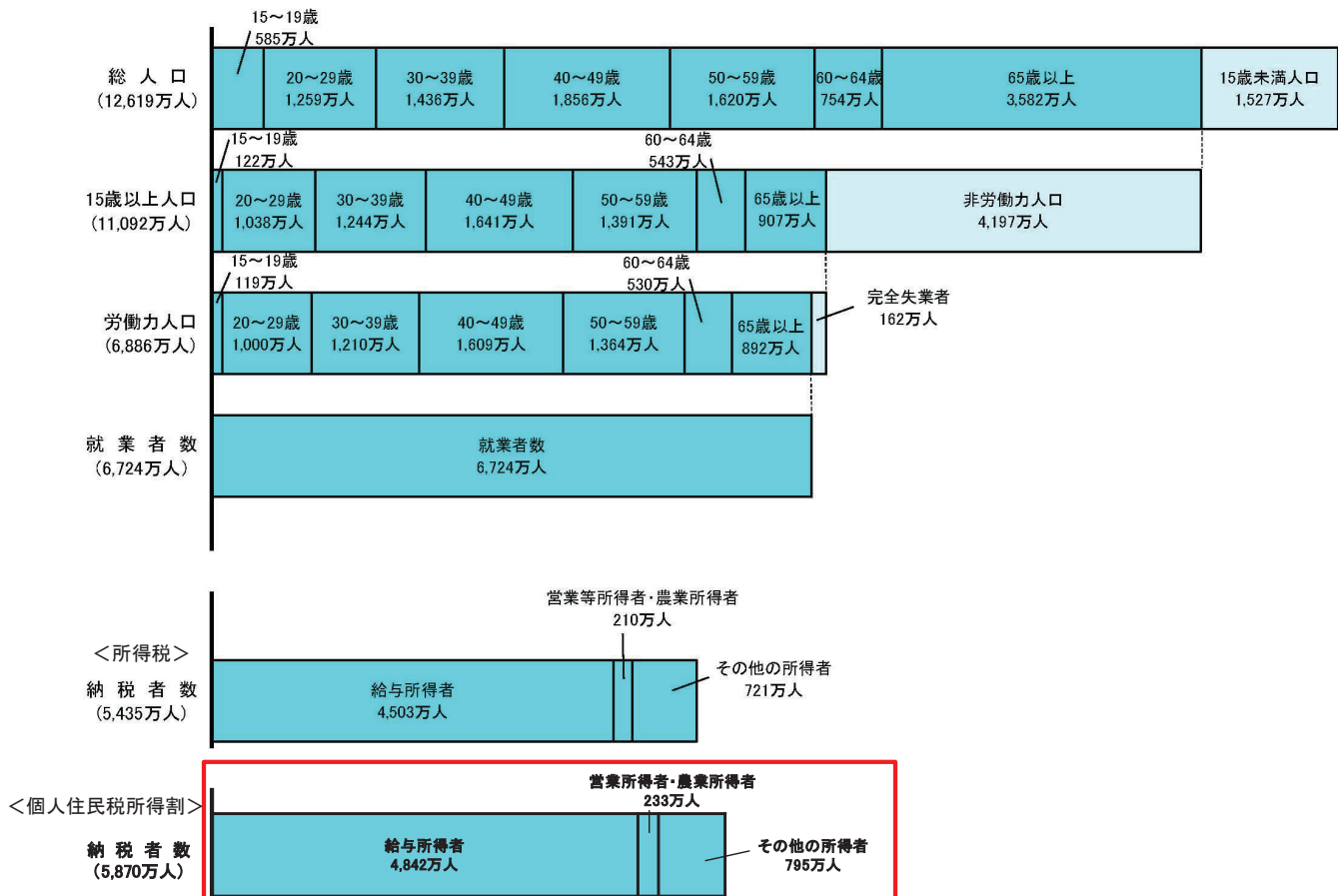
その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除 ※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) × 10% ② 災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除 ※	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除 <small>セルフメディケーション税制 平成29年から令和8年までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている納税者が、その納税者又はその納税者と生計を一にする配偶者その他の親族のスイッチOTC医薬品等の購入費を支払った場合に控除</small>	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれかの低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$ $\left\{ \begin{array}{l} \text{支払ったスイッチOTC} \\ \text{医薬品等の購入費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} 1万2千円 \end{array} \right\} = \text{控除額} \\ \text{(最高限度額8万8千円)}$
社会保険料控除 ※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業 共済等掛金控除 ※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額2万8千円） ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除（最高限度額2万8千円） ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額2万8千円） (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円） ※各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の2分の1の金額を控除（最高限度額2万5千円） ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高限度額1万円）。 2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高2万5千円とする。

(注1) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除
(注2) 寄附金控除は個人住民税においては、税額控除。

20

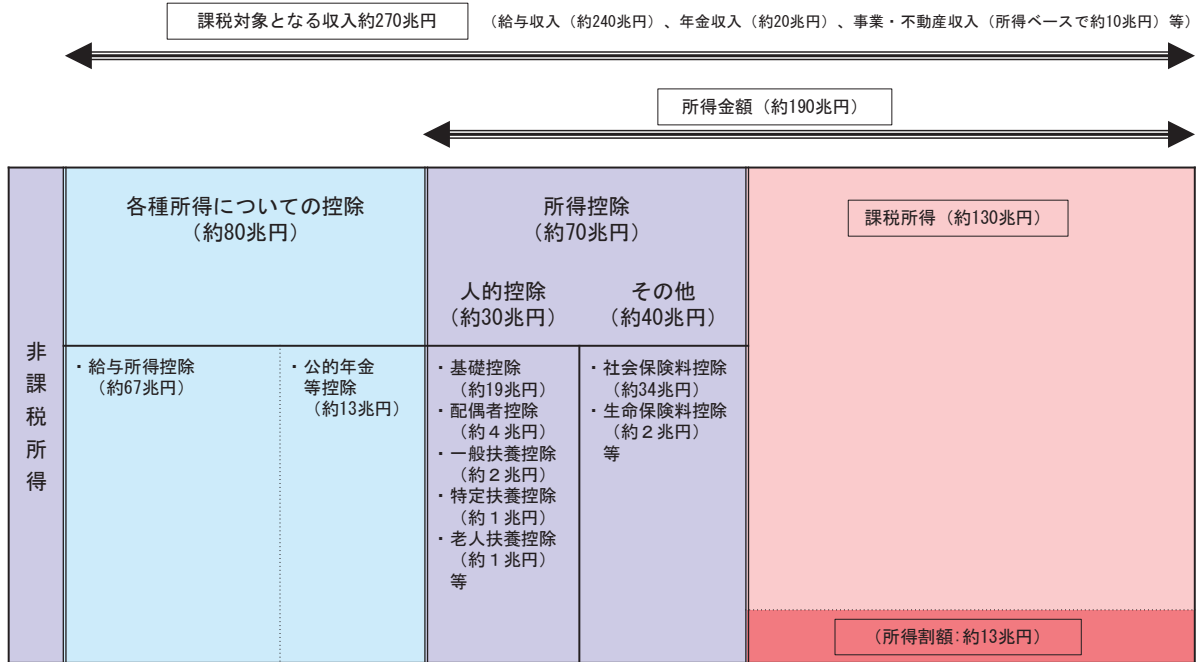
個人住民税所得割の納税義務者数(令和2年度)



(出典) 総人口、15歳以上人口、労働力人口及び就業者数は、総務省「令和元年 労働力調査年報」による。納税者数は、総務省「令和2年度 市町村課税状況等の調」による。
(注1) 納税者数のうち、その他の所得者には、就業者に該当しない納税者が含まれる。
(注2) 表中の係数は、総数に分類不可又は不詳の数を含むため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

21

個人住民税の課税ベース及び諸控除のイメージ



(注1) 計数は「令和2年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)を基に作成。
 (注2) 上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得等)の納税者に係るものである。

⇒ 上記の所得割額に対し、約0.7兆円の税額控除(調整控除、寄附金税額控除、住宅ローン控除等)が適用。

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理(抄)

平成 27 年 11 月
 政府税制調査会

第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

(2) 働き方の多様化等と「人的控除」の重要性

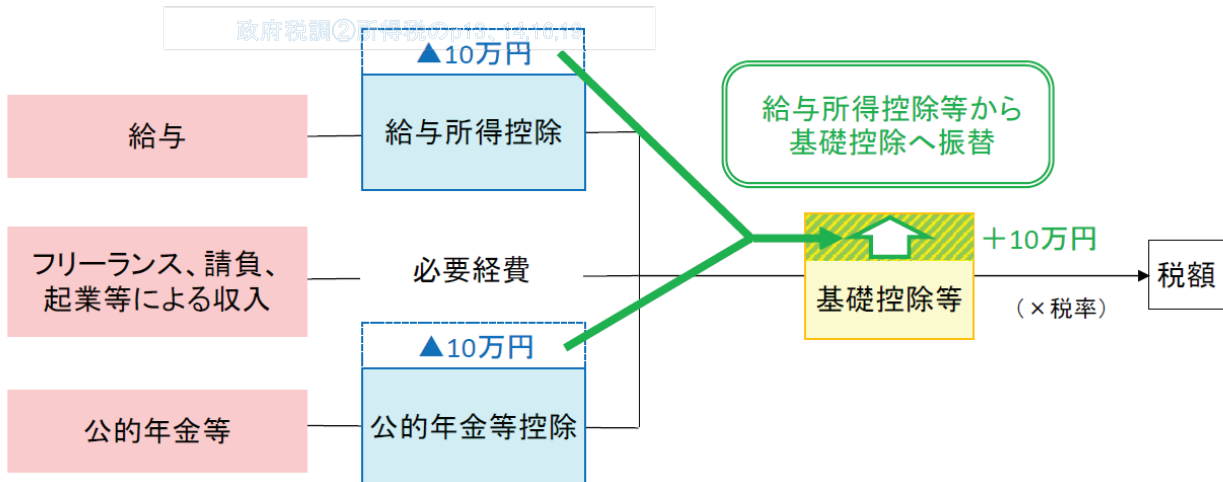
他方、我が国における働き方については、非正規雇用の増加に伴う若年就労の不安定化等に止まらず、正規雇用の多様化、退職金も含めた賃金形態の多様化、転職機会の増加等、様々な面で多様化している。請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が高まっていることも指摘されており、給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れてきている。

また、非正規雇用の増加により所得格差が拡大しており、家族を形成し、また、お互いの生活を支える上で十分な経済力がない場合が増えているとの指摘もあるなど、家族のセーフティネット機能が低下している。

これらの変化を踏まえると、個人所得課税における税負担の調整のあり方としては、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の重要性が高まっていると考えられる。税負担の調整における「人的控除」の役割を高めるとともに、そのあり方を所得再分配機能の回復や家族のセーフティネット機能の再構築といった視点から見直していく必要がある。今後、このような観点から、「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方を全体として検討していくべきである。その際、様々な経済社会の構造変化を踏まえ、それぞれの控除の役割を見直すとともに、できる限り簡素な制度を構築するという視点も重要である。

基礎控除への振替（平成30年度改正）

- 我が国の個人所得課税は、多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みとなっている。
 - 給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替えることにより、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人を応援することができ、働き方改革の後押しになる。
- [令和2年(2020年)分以後の所得税について適用]



※ 給与所得と年金所得の双方を有する者については、片方に係る控除のみが減額される。

働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする 個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)(抄)

〔平成26年11月7日
政府税制調査会〕

2. 配偶者控除に関する問題点の指摘

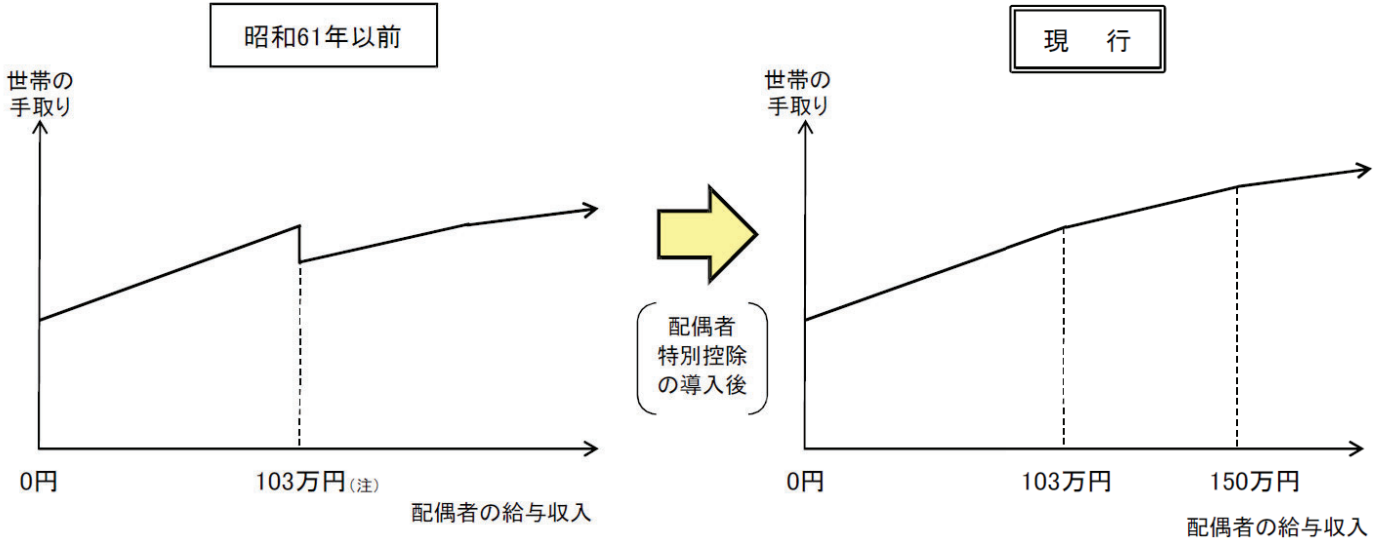
現行の配偶者控除については、以下の指摘がなされており、そのあり方についての見直しが必要と考えられる。

政府税調②所得税のp13, 14, 16, 19

- ・ 共働きが増加している中で、片働きを一方向的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘がある。
- ・ 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）ため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、アンバランスが生じているとの指摘がある。
- ・ 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。他方で、「103万円」が、心理的な壁として作用しているのではないかと、また、企業の配偶者手当の支給基準として援用されている、との指摘がなされている。

いわゆる「103万円の壁」について

配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。



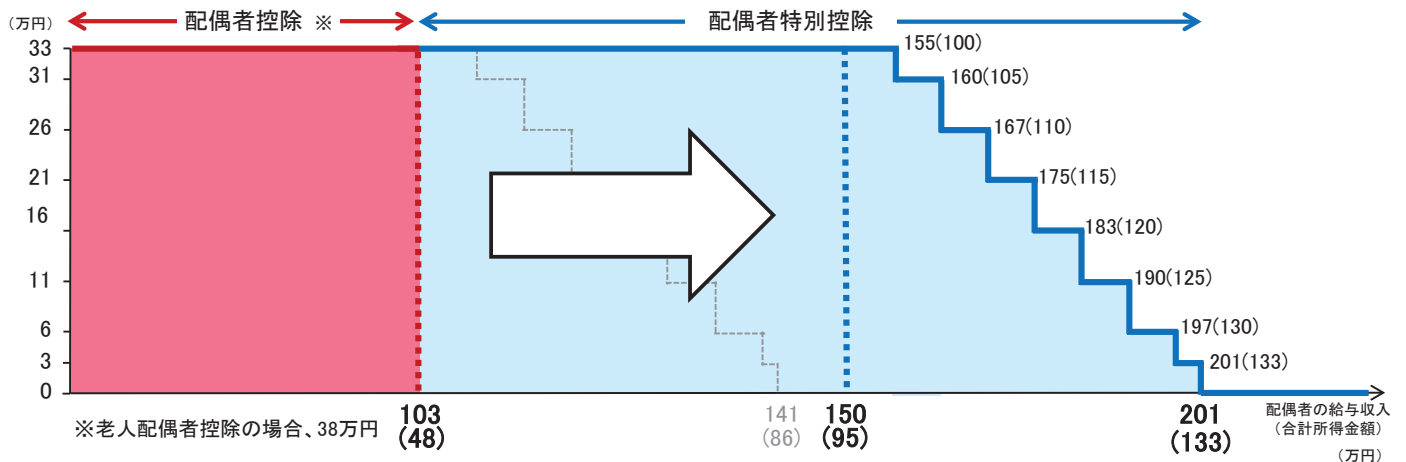
26

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(個人住民税・平成29年度改正)

令和元年度分以後の個人住民税について適用

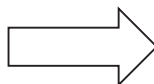
○ 納税者本人の給与収入が1,095万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

見直し前: なし
(配偶者特別控除は、給与1,195万円
(合計所得金額1,000万円)で消失)



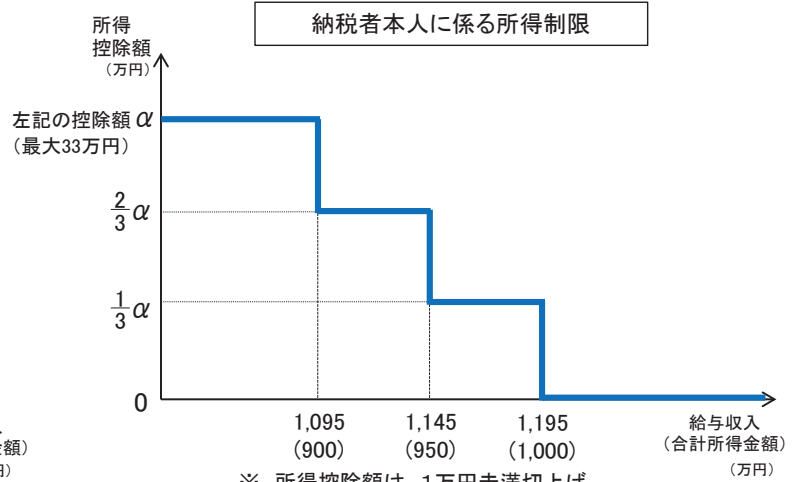
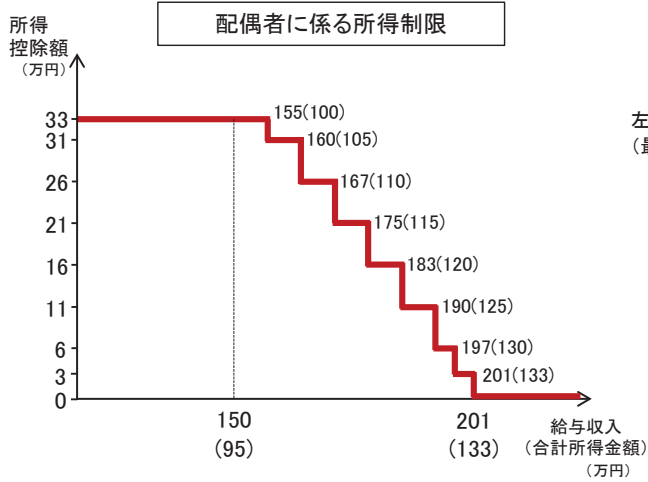
見直し後:
給与1,095万円(合計所得金額900万円)から通減開始し、
給与1,195万円(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)超1,195万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が通減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,095~1,145万円(900~950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,145~1,195万円(950~1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,195万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)
納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用)の適用がないものとしている。

27

控除額を納税者本人の所得に応じて 逦減・消失させていく仕組み（個人住民税・平成29年度改正）

令和元年度分以後の
個人住民税について適用



配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位:万円)

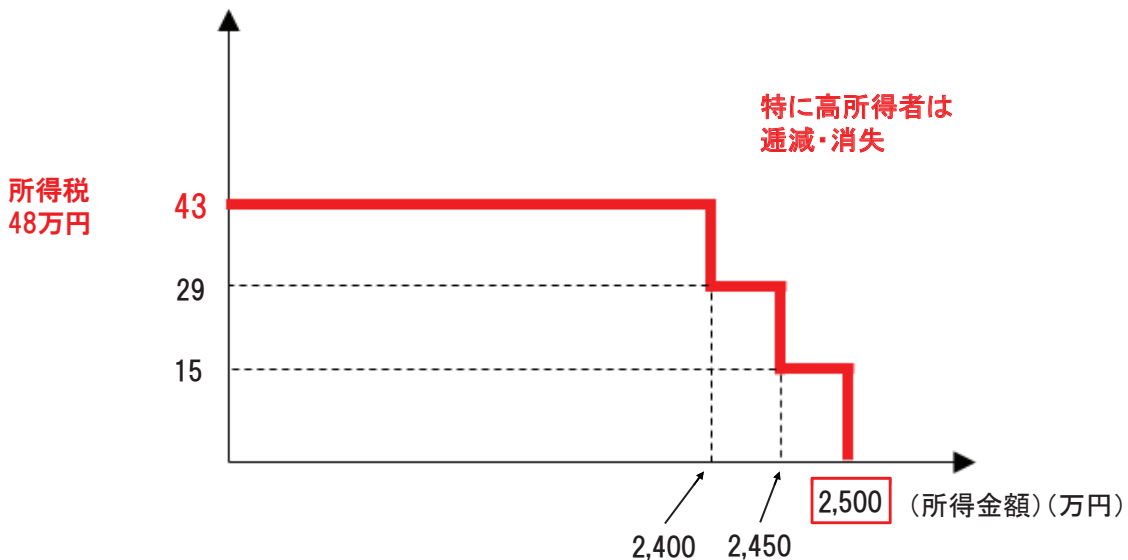
納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~48)	~150 (~95)	~155 (~100)	~160 (~105)	~167 (~110)	~175 (~115)	~183 (~120)	~190 (~125)	~197 (~130)	~201 (~133)	201~ (133~)
~1,095 (~900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,145 (~950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,195 (~1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,195~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,095万円(~900万円)の場合、控除額38万円、②1,095~1,145万円(900~950万円)の場合、控除額26万円、③1,145~1,195万円(950~1,000万円)の場合、控除額13万円、④1,195万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

(注) 納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等に 28 について適用)の適用がないものとしている。

基礎控除の見直し(平成30年度改正)

○ 生活に十分余裕のある高所得者には措置する必要はないという考えに基づき、**特に高額**の所得がある者に限って控除を逦減・消失させる。



第二 令和時代の税制のあり方

2 働き方やライフコースの多様化等への対応

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

我が国の個人所得課税については、年功賃金・終身雇用を核とする日本型雇用システムの下、給与所得者が増加し納税者の大半を占めるに至る中、これまでその負担軽減を行う際には、給与所得控除等の所得計算上の控除に著しく依存した見直しが行われてきた。この結果、諸外国では、総じて言えば負担調整における人的控除の役割が大きいものに対して、我が国では基礎控除等の人的控除の果たす役割が比較的小さなものに止まっている。

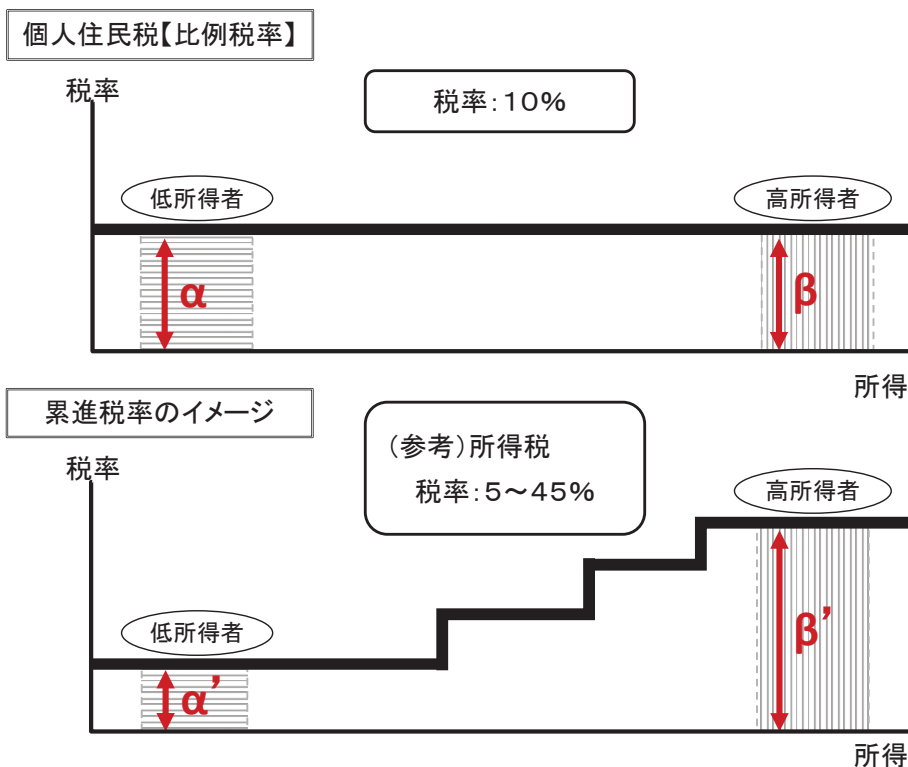
近年、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負うなど働き方の多様化が進展している中、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除の重要性が高まっていると考えられる。このような変化を踏まえ、当調査会は平成27年11月の「論点整理」等において、所得再分配機能の回復を図り、働き方にかかわらず経済力に応じた公平な負担の実現に向け、個人所得課税の諸控除の見直しについての考え方を提示した。平成29年度税制改正で女性の就業促進の観点も踏まえ配偶者控除の見直しが行われたほか、平成30年度税制改正では、フリーランスや起業など様々な形で働く人を支援するため、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定の額を超える者について基礎控除額及び配偶者控除額等を通減・消失させるとともに、公的年金等以外に高い所得を得ている者については公的年金等控除の額を引き下げるなど、各種控除の適正化が行われた。

今後も、働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要である。その際、収入のあり方の多様化も踏まえ、事業所得等に対する適正・公平な課税を実現するための環境整備についても検討していく必要がある。

また、個人住民税についても、働き方の多様化等を踏まえ、前述した見直しの方向性に沿った検討を進めていくことが必要である。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有することや、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格等を踏まえる必要がある。

個人住民税における所得控除の効果（イメージ）

- 個人住民税は10%比例税率であるため、累進税率を採用する所得税とは異なり、所得の大きさに関わらず所得控除が税額に与える影響は一定。
- また、負担調整効果の観点から見れば、所得控除及び税額控除については、いずれも同じ効果となる。



3. 個人住民税の非課税限度額

個人住民税の非課税限度額について

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方をできるだけ非課税としようとする制度(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)
- 非課税限度額の基準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額(生活扶助基準額+住宅扶助+教育扶助)を勘案して設定

<非課税限度額の基準>

均等割	所得金額	≤	基本額 35万円	×	世帯人員数	+	10万円	+	加算額 21万円
所得割	所得金額	≤	35万円	×	世帯人員数	+	10万円	+	32万円

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

(注5) 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額-所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整

2 均等割の税率の引上げ

個人の均等割の税率は、昭和29年度以来、今回の改正前の税率に据え置かれてきた。昭和29年度の改正が道府県民税の均等割の新設に伴うものであり市町村民税から道府県民税へ100円の移譲がされたものであることを考えれば、実質的にはその直前の改正すなわち昭和26年度の改正以来25年間の長期間据え置かれていたことになる。

この結果、個人の均等割は、地域社会の費用について広くその負担を求めるといった性格のものであるが、この間における国民所得水準や物価水準の変動等及び地方団体の行政サービス水準の向上等の事情を考慮すれば、税負担の適正化の見地から見直しが必要となつたのである。

そこで、今回、所要の見直しが行われたわけであるが、その場合の引上げ幅については、国民所得水準、地方財政規模、消費者物価水準の変動等を勘案し、おおむね3倍とされた。改正後の税率は次のとおりである。(法38、310①②)。

ところで、今回の税率の改正に伴い、従来の人口基準による税率の区分の存廃についても検討が加えられたのであるが、現在、人口規模によつてなお地方団体の行政サービスの水準にも差があることから、従来の人口基準による税率の区分は存続させるべきものとされた。

なお、制限税率については、従前の標準税率と制限税率の比率がそのまま用いられ、かつ、端数が処理されて定められたものである。

次に、今回、個人の均等割の税率の引上げに伴つて、低所得者層の税負担の軽減を図るため、新たに、均等割のみを課すべき者のうち一定の基準に従い市町村の条例で定める所得の金額以下の者について均等割を課さないものとする措置が設けられた。

すなわち、市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の所得の金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができないこととされた(法295③)のであるが、この法第295条第3項に規定される政令で定める基準は、

- 1 市町村の条例で定める金額は、法第295条第3項に規定する法の施行地に住所を有する者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を当該条例で定める一定金額に乗じて得た金額とするものとする。
- 2 前号の一定金額は、法第314条の2第1項第11号に掲げる金額(同号に規定する老人扶養親族に係るものを除く。)の範囲内において、当該市町村における自治省令で定める世帯につき前年において生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助を行ったとした場合に当該世帯に係るこれらの扶助の金額として算定される金額から自治省令で定める金額を控除した金額を当該世帯に属する者の数で除して得た金額を参酌して定めるものとする。(令47の3)とされ、自治省令においては、自治省令で定める世帯は、①夫妻及び2人の子からなる世帯であること、②借家に居住する世帯であること、③収入のない世帯であること、のいずれにも該当する世帯とされ、自治省令で定める金額は40万円とするとされている(規則9の4)。以下、略。

34

所得割非課税限度額の創設(昭和56年度 改正地方税制詳解抜粋)①

1 低所得者に対する所得割の非課税措置

(1)経緯

(略)

昭和56年度の税制改正の前提となる財政事情についていえば、既に述べたように財政再建を軌道に乗せることが至上課題であるという極めて厳しい状況にあった。したがって、財政上の見地からは到底課税最低限を引き上げる余地はないということになる。基礎控除、配偶者控除および扶養控除を1万円ずつ引き上げたとしても、平年度約730億円の減収となるからである。

次に、生活保護基準との関連を別にした場合、現在の住民税の課税最低限の水準をどう見るかということである。いろいろな見方がありうると思われるが、消費者物価との対比におけるこれまでの課税最低限の引上げの状況や諸外国との比較から判断する限り、課税最低限が低きに過ぎるということにはならないであろう。

生活保護基準との関連において住民税の課税最低限をどう考えるかについては、さまざまな意見がある。イギリス等例があるように、生活保護制度と税制とは別個のものであり、要は社会保障によつて一定の生活水準が確保されればよいのであつて、生活保護基準が課税最低限を上回つても差しつかえないとする見方もある。あるいは、現行地方税法では生活扶助を受けている者は非課税とされているので、既に調整が図られているとする見方もある。しかし、実際問題として、生活保護基準程度の収入を得ている者に対し所得による税を課するという建前をとることは問題であろう。

以上の様な点を総合的に考慮して、税制調査会の昭和56年度の税制改正に関する答申は、「現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、課税最低限の引上げ等大幅な減収につながる措置を講ずることは極めて困難であると考えられる。しかしながら、国民生活水準等との関連で特に低所得者層の税負担について配慮を加える必要があると認められることから、一定の所得金額以下の者について住民税を課さないこととする措置を講ずることもやむを得ないと考える。」との判断を示した。このように、低所得者層のみを対象として減税を行えば、減収額も少なく(平年度約14億円、初年度約12億円)、財政上もほとんど問題がないわけである。

以下、略。

35

(2)非課税措置の考え方

(略)

このような非課税措置の性格は、どう理解すべきであろうか。住民税においては元来人的非課税が設けられており、たとえば所得80万円以下の障害者等担税力の弱い者は所得割を含めて住民税が非課税とされている(地方税法295 I ③)。今回の措置もこれと同様一つの人的非課税を定めたものであり、社会保障水準も勘案して、担税力が弱いと認められる者に対し所得割を課さないこととしようとするものである。したがって、通常零細負担の排除や徴税費節約の観点から消費税等において設けられている免税点制度とは別の制度であると観念される。もつとも、その効果は、免税点制度に類似している。また、今回の措置は、従来から使われている意味での課税最低限を引き上げるものではない。今回の措置により所得割が課されないこととなる者については、課税最低限の引上げと同様の効果が生ずるが、非課税限度額を超える収入を有する者については、基礎控除等の所得控除の金額は変わらないので、収入金額が前年と変わらなければ税額も変わらないことになる。すなわち、非課税限度をこえる収入を有する者にあつては、所得のうち課税対象とならない部分は変わらないという点において、課税最低限も従来と同じ水準であると考えべきである。

次に、非課税の基準を27万円に家族数を乗じたものとしているのは、

- ① 所得割の課税されない収入金額の水準である非課税限度額が、典型的な世帯類型について生活保護基準を上回る水準になるようにすること
- ② 非課税の基準は、各人の担税力の程度を示すとみられる所得のレベルで捉えること
- ③ 簡明な基準であること

に配意したものである。なお、27万円という金額は、このような考え方をとつたことの結果として導かれた数字であり、27万円そのものに絶対的な意味があるわけではない。

今回の非課税措置は、昭和56年度限りの措置とされている。個人所得課税にあつては、中期答申も述べているように、すべての納税者についてその所得から基礎控除、配偶者控除および扶養控除からなる基礎的非課税部分を控除し、その残額に課税する仕組みをとることが簡明かつ合理的であると考えられる。したがって、今回の非課税措置のような方式をとることについては、やむをえないこととはいえ、その適否についていろいろ意見もあるところである。そこで、今回の措置は恒久的な制度とせず、単年度限りのものとしているのである。昭和57年度以降の住民税所得割の課税のあり方については、幅広く検討する必要がある。

36

昭和56年の生活保護基準は、夫婦子2人の標準世帯で前年に比べて約8%引き上げられて昭和55年の162万3千円から175万3千円の水準となつている。住民税の課税最低限がこれを上回るためには、基礎控除、配偶者控除、扶養控除(現行22万円)を各3万円程度引き上げる必要があるが、そのための減収額は約2千2百億円程度と見込まれ、現行税制の下で他にこのような規模の補てん財源を求めるとは至難と言わざるをえない。しかも、昭和56年度限りの措置として設けた非課税限度額175万7千円は、ほとんど改訂後の生活保護基準額と同程度に接近した金額となり、これを僅かに上回るにすぎない状況となつた。こうした事情から、昭和57年度の税制改正に関する答申(昭和56年12月、政府税制調査会)は、「明年度においても地方財政は依然として厳しい状況にあると見込まれることから、課税最低限の引上げ等大幅な減収につながる措置を講ずることは極めて困難であると考えられる。しかしながら、低所得者の税負担について配慮をする必要があると認められるので、昭和56年度に設けた住民税所得割の非課税措置を存続せざるを得ない」と考える。この場合、国民生活水準の動向等との関連から現行の非課税基準額に若干の調整を加える必要があると認められる」と述べているところである。

したがって、非課税措置を存続させてこれを引き上げることとし、昭和57年度限りの改正措置として、所得金額が27万円に家族数(本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には9万円を加算した金額以下の者を非課税とした。すなわち昭和56年度に設けられた所得割の非課税措置をさらに1年継続するとともに、現行非課税限度額が生活保護基準額の上昇によつてこれとほぼ同程度に接近していることから、現行の非課税限度額を同程度引き上げることとし、最小限の調整を図るため単身者を除いて更に9万円を加算した非課税基準としたのである(法附則3の3)。

37

今回の改正においても、この住民税所得割の課税最低限の水準と生活保護基準との逆転現象という問題を踏まえ、所得割の非課税措置の取扱い等が重要な検討課題となつたが、昭和56年度及び57年度の場合と同様の趣旨に基づき、昭和58年度においても、単年度限りの措置として、所得割の非課税措置を存続させることとされた。この点について、税制調査会の「昭和58年度の税制改正に関する答申」は、次のように述べている。

「個人住民税については、(略)、明年度においては、地方財政が引き続き巨額の財源不足に陥ると見込まれる等厳しい状況にあることにかんがみ、課税最低限の引上げ等の住民税減税を実施することは極めて困難であるとする。

しかしながら、低所得者層の税負担について配慮する必要があると認められるので、引き続き現行の住民税所得割の非課税措置を存続すべきである。

なお、昭和59年度以降の措置については、国民生活水準の推移等を勘案して、引き続き検討する必要があると考える。」

昭和58年度分の住民税について設けられた所得割の非課税措置の内容は、昭和57年度の場合と同様であり、具体的には、昭和58年度分の住民税に限り、所得の金額が27万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には9万円を加算した金額以下である者については、所得割を課さないとするものである(法附則3の3①、③)。

なお、今回の改正においては、このように非課税基準の引上げは行われていないが、昭和57年の一級地の標準世帯に係る生活保護基準額は186万4千円であり、前述の非課税措置による夫婦二人の給与所得者に係る非課税限度額(188万5千円)はその生活保護基準額を上回っている。

5 所得割の非課税措置の存続と非課税限度額の引上げ

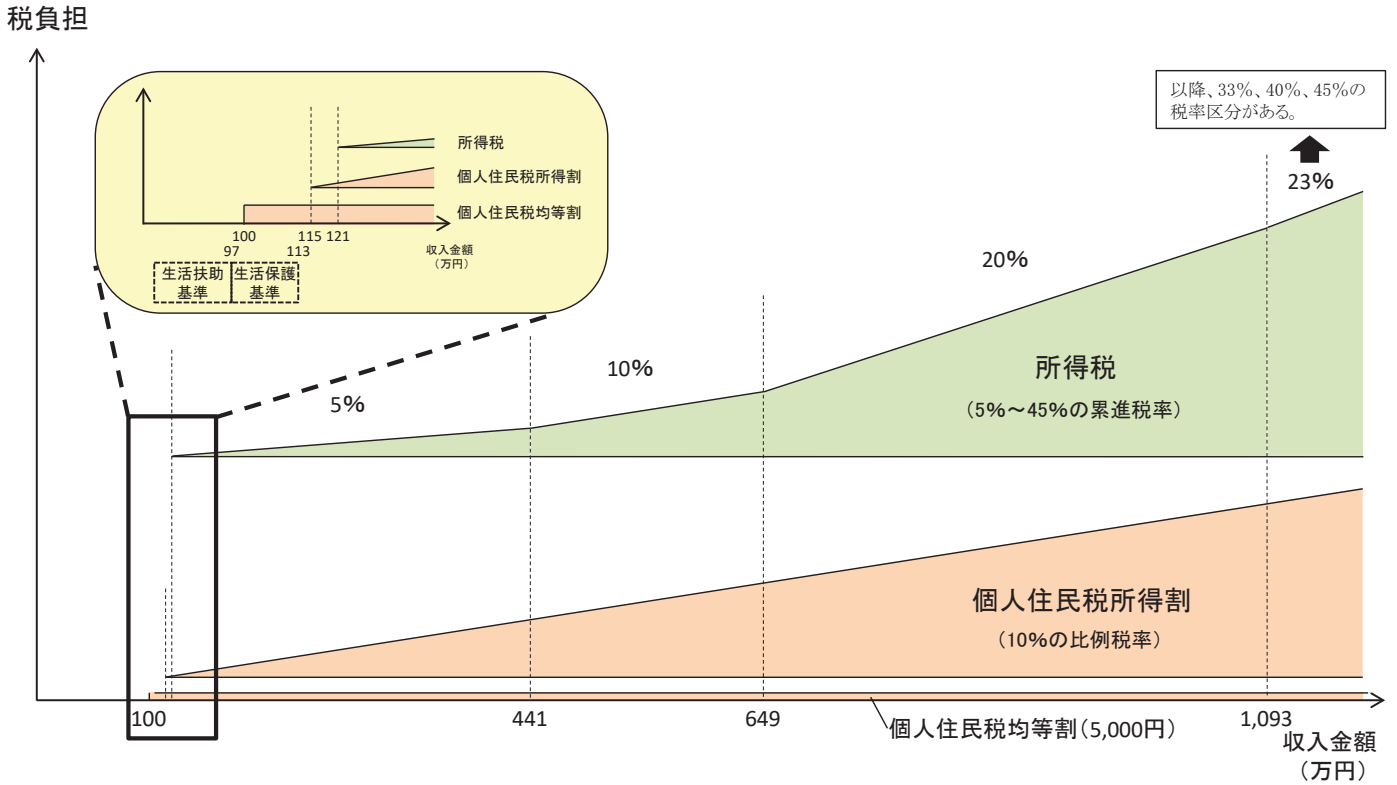
社会保障制度上のものである生活保護基準と税制上の課税最低限とは、その制度の趣旨や仕組みを異にしており、両者を直接比較してその高低を論ずることは困難である。しかし、他方、実際問題としては、生活保護基準額程度以下の収入の者に住民税所得割が課されることはできるだけ避けた方が望ましいと考えられる。

このような考え方のもとに、昭和56年度以降、住民税所得割について、毎年度単年度限りの措置として、低所得者層の税負担に配慮するための一定の非課税措置が講じられてきた。

今回の改正においては、基礎控除等の引上げにより課税最低限を引上げることとされているが、その引上げ後においても昭和59年度の夫婦二人の給与所得者に係る課税最低限(188万8千円)は昭和58年の生活保護基準額(一級地の夫婦二人の世帯で193万8千円)を下回る。また、仮に、生活保護基準額を上回るような課税最低限の引上げを行おうとすると、昭和59年度だけについても、基礎控除額等を少なくとも27万円にまで引き上げる必要があるが、その場合更に800億円強の減収が生じることになり、現在の厳しい地方財政の下では、その実施は困難であると言わざるを得ない。

そこで、今回の改正においては、「国民生活水準等との関連で、特に、低所得者層の税負担に配慮を加える必要があるという趣旨に基づき設けられている住民税所得割の非課税措置については、地方財政の状況、課税最低限の水準等を総合的に勘案しつつ、必要に応じ、存続させることとすべきである」という昨年11月の税制調査会の中期答申を踏まえ、昭和59年度以降においても、当分の間、所得割の非課税措置を存続させることとし、あわせて、その非課税基準を次のとおり引き上げることとされた(法附則3の3①、③)。

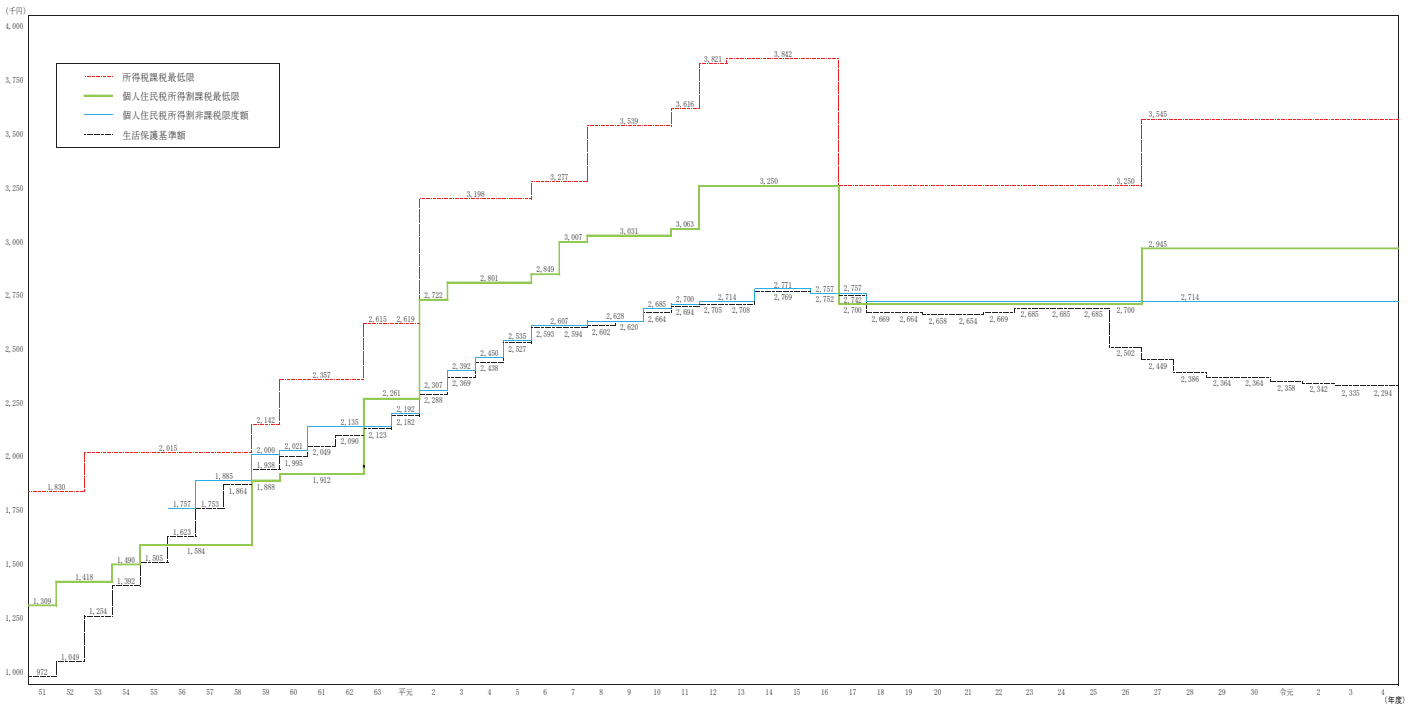
収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方(給与所得者の場合のイメージ)



- (注1) 単身(給与所得者25歳)のケース。
- (注2) 生活扶助(保護)基準は、1級地-1、VI区の例。
- (注3) 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。
- (注4) この他、復興特別所得税がある。

40

課税最低限・非課税限度額の推移



- (注1) 課税最低限は、子のうち1人が一般扶養控除、1人が特定扶養控除の対象に該当するものとし、かつ、一定の社会保険料が控除されるものとして計算(平成10年度及び平成27年度において、資料作成に用いる社会保険料控除額の近似式の係数の改訂を行っている。)してある。
- 2 所得税の課税最低限は各年度の前年における額である。
- 3 平成10年度の個人住民税及び平成10年分の所得税の課税最低限は、特別減税前の金額である。
- 4 生活保護基準額は、各年度の前年の1級地-1におけるモデル世帯(夫婦2人：夫35歳、妻30歳、子10歳及び4歳)の金額であり、平成14年度(平成13年)以降は、児童養育加算(子1人につき6万円)を含んでいる。また、平成23年度(平成22年)以降の児童養育加算は、子ども手当の創設に伴う児童養育加算の引上げ分は含まず、引上げ前の児童養育加算の額としている。
- 5 平成17年度からモデル世帯における第1子の年齢を10歳(変更前9歳)としている。
- 6 令和元年度より、生活保護基準額に代わり生活保護基準相当額(生活保護基準額(児童養育加算を含む。)-児童手当)としている。

41

社会保障制度等には収入等に応じて負担や給付水準が変化するものがあり、その判断基準として、総所得金額等の所得情報を用いているものがある。

(令和2年8月時点)

関連制度 (予)=予算事業	基準
児童手当(受給資格に係る所得制限)	①⑥
母子家庭等自立支援給付金(受給資格に係る所得制限)	①⑥
児童扶養手当(手当額に係る所得制限)	①
特別児童扶養手当等(支給に係る所得制限)	①
ひとり親家庭等日常生活支援事業(自己負担額)	①⑥
各種医療保険制度(高額療養費等に係る自己負担限度額)	①②⑥
指定難病等の医療費助成等(医療費等に係る自己負担限度額)	①④⑥⑦
介護保険(保険料・自己負担額・自己負担割合)	①③⑥⑧
国民年金(保険料・支給に係る所得制限)	①
障害者自立支援制度(障害福祉サービス等に係る自己負担限度額)	①④⑥
特別支援教育就学奨励費(自己負担額)	①
私立大学等経常費補助(自己負担額)	①
公営住宅等(入居者資格・家賃の減額に係る所得制限等)	①
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(家賃の減額に係る所得制限等)	①
国民健康保険(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	①②③
後期高齢者医療制度(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	①②③
恩給(支給額)	③
国会議員互助年金(支給額)	③
すまい給付金(給付額)(予)	④
子ども・子育て支援制度(保育料)	④⑤
肝炎医療費(医療費及び定期検査費用に係る自己負担限度額)(予)	④⑥
感染症法に基づく勧告又は措置による入院医療費(自己負担額)	④
精神障害者の措置入院に係る入院医療費(自己負担額)	④
高等学校等就学支援金制度(受給資格に係る所得制限)	④⑤

関連制度 (予)=予算事業	基準
高等学校等修学支援事業費補助金(受給資格に係る所得制限)(予)	④⑤
私立中学校等修学支援実証事業(受給資格に係る所得制限)(予)	④
高校生等奨学給付金(受給資格に係る所得制限)(予)	⑤
専門学校生への経済的支援(受給資格に係る所得制限)(予)	⑤
児童入所施設措置費等国庫負担金(自己負担額)	⑤⑥⑦
未熟児養育医療費等国庫負担金(自己負担額)	⑤⑥⑦
養護老人ホームの入所措置費用(扶養義務者の負担額)	⑤⑥⑦
養護老人ホームの入所要件(入所要件の判定)	⑤
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度(負担軽減の要件)	⑥
独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け(貸付け対象者の範囲)	⑤⑥⑦
拉致被害者等給付金(支給期限の延長要件)	⑥
日本放送協会放送受信料(免除要件)	⑥
生活困窮者自立支援(受給資格等に係る所得制限)	⑥
特許料金等の減免措置(減免の要件)	⑥⑦
原爆被爆者の訪問介護利用料助成(受給資格に係る所得制限)(予)	⑦
就職促進手当(受給資格に係る所得制限)	⑦
中高齢失業者等求職手帳(受給資格に係る所得制限)	⑦
高齢年金生活者支援給付金(受給資格に係る所得制限)	⑧
若年定年退職者給付金(給付額)	⑧
義務教育段階の就学援助制度(受給資格に係る所得制限)	⑧
給付型奨学金(受給資格に係る所得制限)	⑧
貸与型奨学金(所得連動返還方式)(奨学金返還に係る割賦月額の算出)	⑧

- ① 総所得金額等・合計所得金額 ② 基礎控除後の総所得金額等 ③ 課税総所得金額等 ④ 個人住民税所得割額
 ⑤ 個人住民税所得割非課税 ⑥ 個人住民税均等割非課税 ⑦ 所得税額 ⑧ その他

42

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理(抄)

平成27年11月
政府税制調査会

第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

II. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

4. 地域の公的サービスを支える個人所得課税のあり方

個人所得課税の再分配機能の回復を図り、税負担の調整のあり方を再構築する観点から控除のあり方を全体として検討するにあたっては、所得税における控除のあり方と併せて、個人住民税における控除のあり方も検討課題となる。その際には、個人住民税が比例税率であることから各種方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに加え、上に述べたような個人住民税の果たすべき役割を踏まえた検討を行う必要がある。また、検討にあたっては、マクロでの財源確保と併せて、個人住民税の税収の地域間の格差を拡大しないようにするといった視点も重要である。

個人住民税は、地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(地域社会の会費的性格)を有しており、このような性格から、幅広い納税義務者から一定額の税負担を求める均等割が存在し、また、比例税率である所得割においても低めの課税最低限が設定されている。税負担の調整のあり方の再構築の観点から個人所得課税における控除のあり方を検討する場合、課税最低限等については、個人住民税においては地域社会の会費的性格から広く住民が負担すべきであることを踏まえ、納税義務者数の減少を招かないように留意すべきである。

さらに、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税制度における課税・非課税の別や、その合計所得金額、基礎控除後の総所得金額などが広く用いられていること、また、個人住民税制度における非課税限度額の基準が生活保護基準額を勘案して設定されていることなど、社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることにも留意が必要である。

4. 個人住民税の現年課税化

44

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

平成18年度	現年課税化により期待される効果及び問題点、導入する場合に考えられる方向性
平成20年度	源泉徴収義務者の事務負担等の現状、源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
平成21・22年度	源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
平成23年度	所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
平成24年度	源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査、 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
平成25年度	所得税方式、市町村精算方式における事務負担
平成26年度	現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
平成27年度	マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
平成28年度	切替年度の税負担のあり方
平成29年度	現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
平成30年度	マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
令和元年度	市町村精算方式
令和2年度	企業における年末調整事務の負担、住所地団体の把握や源泉徴収税額の納付、 市町村における還付・追徴事務の負担、課税データを活用している各種制度への影響
令和3・4年度	過去の議論を踏まえた検討

→ 来年度においては、これまでの議論の成果を踏まえつつ、マイナンバーカードやマイナポータルが国民に普及した場合における現年課税実現の条件等について検討することとしてはどうか。

45